

# 「無らい県」運動と教育

——龍田寮児童通学問題を中心として——

内  
田  
博  
文

## 目 次

- 一 龍田寮児童通学問題の発端
- 二 龍田寮児童通学問題の経過概要
- 三 熊本市教育委員会等の対応
- 四 龍田寮児童保護者等の訴え
- 五 通学賛成派と反対派との激しい応酬  
世論等
- 六 傍観者の存在
- 七 賛成・反対両派と「無らい県」運動
- 八 熊本地裁判決
- 九 熊本地裁判決
- 十 終りに

## 一 龍田寮児童通学問題の発端

東日本大震災で避難した福島の子どもたちに、「放射能が移るから学校に来るな」といった心ない言葉が浴びせられ、通学を断念せざるを得ない事態も生じているという。ここで改めて想起されるのは今から六〇年前くらい前、熊本市内で起きた通学拒否事件である。P T Aが科学に背を向けて無法行為を繰り返し、日本国憲法および教育基本法が保障する子どもへの教育を受ける権利を踏みにじり、保護者らの度重なる訴えにもかかわらず、この人権蹂躪を行政もマスメディアも市民も傍観したという龍田寮児童通学問題である。日本の教育史上、一大汚点ともいべき龍田寮児童通学問題はどうして起ったのであろうか。藤野豊編・解説／編集復刻版『近現代ハンセン病問題資料集成』戦後編第五巻／龍田寮児童通学問題Ⅰ／解説』（不二出版）によれば、その発端が次のように解説されている。

「未感染児童」という言葉がある。ハンセン病患者の親を持つが、自分は感染していない子どもたちのことである。これは隔離政策が生み出した冷酷な言葉であるが、そうした子どもたちは、親の隔離により生活に支障をきたした場合、療養所に付属する児童養護施設に預けられた。通学問題が勃発した一九五四年当時、全国に七施設が存在したが、多くの施設では、その子どもたちは地元の小学校・中学校に通学していた。それが許されなかったのは、松丘保養園（青森市）と菊池恵楓園（熊本県菊池郡合志町）に付属する施設のみであった。通学が拒まれた理由は、一般の保護者の偏見に基づく反対であった。

竜田寮は、菊池恵楓園に付属する施設である。しかし設置場所は恵楓園とは離れた熊本市黒髪町である。開設

されたのは一九四二年一〇月、以来、子どもたちは寮内に設置された地元の黒髪小学校の分教場で学ぶことを強制されていた。その後、中学生は地元の中学校に通学できるようになったが、小学生については、地元の黒髪小学校のPTAの反対が強く、同校への通学は実現せず、竜田寮内の分教場で、ひとりの教員（教諭ではなく講師）が一年生から六年生までをひとつの教室で同時に教えるという教育環境を強いられていた。一九五三年一月二八日現在の児童数は二三名であった。

しかしこうした現実には教育基本法に明記された教育の機会均等の理念に反する。熊本市教育委員会がようやく、竜田寮の子どもたちの黒髪小学校への通学を決定したのは、一九五三年のことであった。」

一 龍田寮児童通学問題の経過概要

昭和三〇年二月二〇日に発行された菊池恵楓園患者援護会編「恵楓」第八三号（昭和三〇年一・二月号）三二頁以下等によれば、龍田寮児童通学問題の経過概要は次の通りである。

二八・一一・二六 恵楓園長、黒髪小学校長宛に通学許可を求めたところ、「校長として異存はないが、決定はPTAの意向に従う他なし」旨を回答。

二八・一一・二七 恵楓園長、PTA会長宛に「黒髪小学校分教場児童の本校通学について」のPTAの意向を質す。

二八・一二・〇一 恵楓園長、熊本地方務局に龍田寮児童の黒髪小学校通学を要望。

二八・一二・〇二 熊本地方務局長、中央児童福祉協議会長、熊本県児童福祉協議会長、厚生省医務局長宛

に解決方申告。

二八・一二・〇九 P T A 総会、熊本市教育委員会（以下、市教委。）に検討一任。

二八・一二・一〇 市教委開催、九州 M T L 理事長エカード女史より善処方を要望。

二九・〇一・〇九 熊本地方法務局、二月中に円満解決したいとの意向を発表。

二九・〇二・一六 法務、厚生、文部三者協議会で「らい療養所附設の保育所に収容中の児童を一般の学校に通学させるべき」との基本態度を決定。

二九・〇二・二八 P T A の通学反対派は「癩未発病児童黒髪校入学反対有志会」の名の下で反対集会を開催。  
二九・〇三・〇一 校区町民大会、通学反対決議。

熊本地方法務局、市教委、恵楓園三者協議会で「昭和二九年四月以降龍田寮児童を全面的に黒髪小学校本校に通学させること、恵楓園は龍田寮児童の健康管理を一層厳密にする」との基本方針を決定。

二九・〇三・〇六 P T A 総会は反対態度を強化。

二九・〇三・一一 市教委長による「龍田寮学童全員を市内小学校へ本年四月一日から通学させることを決定した」との声明。

二九・〇三・一二 P T A 総会、「許可すれば同盟休校」を決議。

二九・〇三・一三 市教委長による「龍田寮学童全員を市内小学校へ本年四月一日から通学させること」について市民の理解を求める第二回声明。

二九・〇三・一五 反対派、「ライ未発病児童の黒髪校入学反対町民大会」を開催、市内デモ行進。『町民の声』

と称する機関誌を発行。

二九・〇三・一八 熊本法務局、「龍田寮児童は黒髪小学校に通学させることが相当」との声明。

二九・〇三・二五 熊本地方法務局主催懇談会の席上、反対派は「第三者の診断結果によっては反対しない」旨を表明。

二九・〇四・〇二 市教委は「四月八日の入学式から新一年生だけ四名全員を黒髪小学校に通学させ、二年生以上は五、六月頃、健康診断を行ったうえ通学させる」という方針に転換し、市教委指示により新入学児童四名のみ熊大病院で健康診断。

二九・〇四・〇七 市教委はPTA反対派に「健康診断の結果、明八日より通学」を通告。反対派はこれを拒否、同夜の町民大会で同盟休校を決議。実行本部として校長室を占拠。

二九・〇四・〇八 黒髪校本校入学式に龍田寮から四名の新一年生が登校するが、児童の登校拒否公然として行わる。登校児童数僅少（七六名）のため臨時休校。

PTA総会「同盟休校継続、市教委の責任追及等」決議。

熊本地方法務局よりPTA会長宛に警告。 登校児童数二七六名。

二九・〇四・〇九 登校児童数三三二名。

二九・〇四・一〇 登校児童数三三二名。

二九・〇四・一一 反対派は寺子屋教室を校区内各所に開設。 登校児童数三四六名。

二九・〇四・一二 市議会文教委員会、調停に乗り出す。 登校児童数三四六名。

二九・〇四・一四 市議会文教委、恵楓園に対し、新一年生の四名をハンセン病に感染していないことを証明する精密検査を行い、その上で改めて通学させる、その間は龍田寮に引き取ってもらいた

いという調停案を提案。園長は「筋の通らぬ調停」として許否。

登校児童数三四六名。

登校児童数三三一名。

二九・〇四・一五  
二九・〇四・一七

入園者側より反対運動停止方を申入れ。

熊大YMCAが通学賛成街頭宣伝。

登校児童数三五六名。

二九・〇四・一九

法務、文部、厚生三省の第二回協議で「三省既定方針は変更する必要を認めず」とするものの、「関係者の自発的意思によって「らい」検診を受けることは、官側の関与しないところである」として、市議会文教委の調停案を事実上認める。

登校児童数四二二名。

二九・〇四・二〇

登校児童数四二五名。

二九・〇四・二二

市議会文教委は「事態収拾のために一〇日間休校を教育委員会から指令すること、その間において問題の具体的解決をはかること」の調停案を決定し、本二一日午後三時から文教委員会を開き、右調停案について協議の結果、満場一致原案通り決定し、市教育委員会にこの旨通告した」との声明書を出す。

市教委は「黒髪校を一週間ないし一〇日間休校すること、その間龍田寮児童四名の新生児に対する再診査を行うこと」との黒髪校同盟休校解決案を発表。

二九・〇四・二二

市教委長及び市議会文教委員長、園を訪問し解決案について協力を要請。園側は「龍田寮児童の黒髪校通学については、熊本市教委の決定を諒承してその完全な実施を期待し、二二名以上二二名の龍田寮児童をこの際黒髪校本校に通学させること」「龍田寮児童の診察

はらい予防法第二一条に「テイ触しない範囲で実施さるべきこと」「龍田寮児童がライ患者であるかのように危険呼ばわりし、ことさらに嫌悪恐怖感をおおるような一切の行為の即時停止、学校の内外を問わず登校の自由意志を抑圧する一切の活動の即時停止」「同盟休校実行本部の校長室からの即時撤去」などの条件を嚴重申入れて要望に応じることがを表明。

登校児童数四三二名。

二九・〇四・二六

黒髪小学校PTA有志、「市教委は既定方針に邁進すること、調停中の反対派町民集会について責任を追究し警告を発すること、PTA総会に名をかりて開催せられる反対派の行動を徹底的に取締ること、反対派父兄に対し調停者は強力な指導をすること、長期休校を無意義なものとする事は絶対に許されぬこと」などを声明。

二九・〇四・二七

龍田寮からの新一年生児童四名、熊大で再診。

二九・〇四・三〇

熊大は診察の結果、「四名の内三名は健康、一名は癩の症状はないが注意を要する」と判定。

反対派、四名全員の通学拒否を主張。

市議会文教委は「三名本校、一名分教場通学が適当」と声明。

二九・〇五・〇一

熊本市議会文教委、市教委宛に「龍田寮児童の中、三名は黒髪校本校に通学せしめることが適当で、教委はそれで善処すること」との調停案を通告。

二九・〇五・〇三

PTA総会、四名共通学拒否、同盟登校（賛成派児童を除く）を決議。

二九・〇五・〇四

入園者大会は来園の市教委全委員に四名全員通学を陳情。

二九・〇五・〇五

反対派、市内で公聴会開催。  
入園者、外出直接陳情の許可を要請。

二九・〇五・〇六

市教委、「三名本校、一名分教場」の調停案の受諾を決定し、発表。

恵楓園長、「伝染の危険なきものは当然教育上の機会均等が与えられるべきもので、通学を拒否されることは重大なる人権の侵害と言わなければならぬ。今后あくまで合法的にこの通学問題の実現を期す」と声明。

入園者、憤激して外出陳情を再度要請、園は必死の説得によりこれを鎮静。

熊本地方法務局、市教委の声明発表に関し、「同決定は矛盾したものであり、四名とも通学させるべきである」との正式見解を発表。

同局長、人権擁護課長、園を訪問し、全入所者に直接行動の自粛を要望。

市教委の指示により黒髪校再開、寮児童三名登校、一名は分教場出席。

二九・〇五・〇七

反対派の同盟休校、一応は解かれる。

二九・〇五・一四

入園者一名、通学促進のためハンスト。

二九・〇五・一五

新たに三名ハンスト。

二九・〇五・一七

更に一名ハンスト。

二九・〇五・一八

園の説得によりハンスト中止。

二九・〇五・三〇

熊本地方法務局長、市教委長宛に「三名の通学は、なお問題は残されるにしても、当時の事情としては已むを得ざるもの」としたうえで、「分教場に残された一年生の一名と二年



生以上二一名が通学できるよう特別の配慮」を要望。

二九・〇五・三一 熊本地方務局、市教委長宛に残存児童全員の通学許可方を要望。

二九・〇六・〇二 第一九回国会衆院文部委員会において本問題の質疑応答あり。

二九・〇六・一〇 P T A 反対派、龍田寮解消を目的とする黒髪会結成を提唱。

二九・〇六・二五 「癩予防デー」につき日米文化センターと市教委共催により市内で啓蒙講演会開催。

二九・〇七・一八 黒髪会結成、現 P T A 会長、副会長等を役員に選任。

二九・〇七・二四 法務省人権擁護局第二課長、園訪問し、事情を聴取。

二九・〇八・〇二 反対派、来熊の厚生大臣に龍田寮解消方を陳情。

二九・〇八・〇三 賛成派、厚生大臣に問題解決促進方を陳情。

二九・〇八・〇七 厚生省医務局次長を囲み、市教委主催の懇談会。

二九・〇八・一〇 恵楓園長、熊本地方務局長宛に「遅くとも来る九月一日の第二学期より龍田寮全児童の

黒髪小学校本校通学が当然実現されるものと期待してよいか、これが実現困難とすればその理由は、実現不可能であれば、いつ、いかなる方法で解決願えるか」を市教委に確かめるように要請。

二九・〇八・一一 熊本地方務局、市教委宛に九月第二学期からの通学について照会。

市教委は熊本地方務局宛に「第二学期始め九月一日予定の通学については、当初の基本線は堅持するものの、客観情勢が未だ十分成熟していないので、このまま実施すれば、静かなるべき児童教育上再び混乱惹起が憂慮されることから、現在の段階においては実施困

難であり、客観情勢の好転を期待して善処したい」ので、通学は不許可旨を回答。

黒髪会、市教委決定を支持、反対運動強化を強調。

恵楓園長、「市教委は九月からの通学不許可につき公的機関として熊本市民並びに国民が納得のゆくような理由を詳細明確に発表される義務がある」との声明を発表。

P T A賛成派代表、通学不許可決定につき市教委長宛に抗議。

二九・〇八・三〇  
二九・〇八・三一

賛成派代表等、来熊の文部大臣に早期解決方を陳情。

文部大臣、県庁での記者会見で「地元の話合いで円満解決を望む」旨を語る。

二九・〇九・〇一

日本子供を守る会八代支部、文部大臣宛に通学早期実現方を陳情。

二九・〇九・一六

P T A賛成派代表、国会陳情のために上京。

二九・〇九・二〇

参院文部委、問題解決に乗り出す方針を決定。

二九・〇九・二三

参院文部委理事会、一〇月七日開催予定の委員会に参考人として賛成派代表一名、P T A

会長、市教委長、園長の四名喚問を決定。

二九・〇九・二四

賛成派代表黒熊、関係方面に陳情経過を説明。

二九・〇九・二六

「参院文部委召喚の件および今後の方針」を議題とするP T A総会開催、通学反対を再確

認、会長の外代表五名を上京せしめ現地調査の要請等を決定。

二九・〇九・二七

黒髪校区内で賛成派主催の国会陳情報告会を開催、反対派の妨害激しく遂に弁士に対する

傷害事件を見るなど、緊迫した空気の中に終結。

二九・〇九・二九

P T A賛成派、前記暴行事件につき「嚴重反省と陳謝を要望」旨声明。

二九・〇九・三〇 入園者代表も同様声明。

二九・一〇・〇一 黒髪会、明春新入学児をもつ家庭に文書を以て対策協議会方を提唱。

二九・一〇・〇四 参院文部委各参考人等上京。反対派PTA駅頭デモ。

二九・一〇・〇七 参院文部委開催、参考人に反対派一名を追加、各参考人より意見聴取。同夜、同委員長の斡旋により懇談の結果、「現地で自主解決のため協力」に意見一致。

二九・一〇・〇八 前記申合せ（なお、解決困難の際は同委が再び乗り出すこと、なる。）を委員長より文部委に報告。

二九・一〇・一〇 前記参考人等帰郷。

二九・一〇・一六 市教委長等来園、「解決は来年四月まで延期、明春新入学児の内二名を黒髪本校に、他は分教場に」との第一回解決案を提示し、園側は受諾できぬ旨を回答。

二九・一〇・一九 藤楓協会常務理事来園、前日に反対派と医学的問題を中心に懇談した旨を入園者に説明。

二九・一〇・二〇 市教委長は第一回案を修正した「新入学児および新三年生を市内一般小学校に通学せしめる」との第二回案を提示。

二九・一〇・二二 園側は、「黒髪本校に」との希望を附して、市教委長宛に再考を求む。

二九・一一・〇二 市教委長等、園訪問し、「問題の解決を昭和三〇年度の新学期まで先送りし、その段階で、黒髪小学校に入学した現一年生を除いて、新一年生と三年生を黒髪小学校を含む学区内の一般小学校に通学させ、新四年生以上は従来通り分教場で教育する、分教場（龍田寮）は昭和三二年度限りで廃止する」との第三回案を提示。

P T A賛成派、恵楓園自治会、やむを得ずこの案を受諾。

二九・一一・一四 市教委、第三回案を骨子とする解決原案（九項目案）を提示。

二九・一一・一五 市教委長、園訪問し、前記原案について入園者・関係者と懇談、説得に当る。

三〇・〇一・〇八 熊本日々新聞、「再燃でない問題解決を」望む社説掲載。

市教委開催、態度を協議。

三〇・〇一・一〇 市教委長は文部、厚生両省、参院文部委に報告協議のために上京。

三〇・〇一・一二 P T A臨時総会、昨年一月に市教委提示の九項目案を拒否、同盟休校の再開をほのめかして、「竜田寮からの直接通学反対」を市教委宛に申入れ。

三〇・〇一・一七 市教委長、帰熊し、「新入学児逐年入学 新三年生以上は分教場」なる基本案が中央の協力支援を得た旨発表。

三〇・〇一・一九 P T A反対派、「九項目案拒否」を市教委宛に再度申入れ。更に市教委長自宅を深夜集団訪問し、反対陳情。

三〇・〇一・二一 P T A反対派約一五〇名、市教委案反対を申入れ。

これに対し市教委長は「九項目案が拒否されたため逐年入学の基本案に戻った」と事情を説明、協力方を要望。この際、「竜田寮に代わる新養護施設の設置」なる解決私案（瀬口案）が判明。

三〇・〇一・二三 P T A総会、市教委再提示の九項目案及び基本案全面拒否、瀬口試案を支持、「猛省せざれば市教委の暴挙に総力で闘う」との要望書案を可決。

三〇・〇一・二四

入園者、市教委長宛に基本案貫徹方を要望。

三〇・〇一・二五

熊本県養護施設連合、市教委長宛に「PTAの反省を促す、市教委案全面支持、所信に向かつて邁進せよ」との要望激励。

反対派実行委員会、二三日総会決定の要望書を市教委長宛に手交、「今後の事態は市教委の責任」と強調。

市教委長は逐年入学の基本案を譲らず、交渉決裂。

三〇・〇一・二六

PTA実行委員、「市教委との実力斗争」を文書を以て各家庭に呼びかけ。文部省、市教委長と電話連絡、基本案堅持の市教委の態度を了承、全面支持を表明。

三〇・〇一・二七

夜、反対派町民大会は校庭で篝火を焚き、「反対派ののろし」をあげる。

三〇・〇一・二九

PTA賛成派、熊本市公会堂で真相発表会開催、市教委基本案の支持を市民に訴える。反対派も市内公園で発表会を開き、市教委及び賛成派を攻撃。

三〇・〇一・三一

市教委、黒髪校長宛に寮児を含む入学通知書を送付。

三〇・〇二・〇一

反対派、入学通知書送付について対策協議し、「死を賭して市教委の猛省を促す」と決議。

三〇・〇二・〇二

反対派委員三名、市教委事務局玄関前で無期限ハンストに入る。

市教委長は「既定方針は変えぬ」と言明。

三〇・〇二・〇三

ハンスト続行。

市教委流会。市教委長はPTA会長と善後策を協議するも結論を見ず。

反対派住民、市議会文教委員宅を訪問し、協力を要請。

入園者、「あくまでも基本案堅持」を市教委宛に要望。

三〇・〇二・〇四

ハNST続行。

市教委長、PTA会長と打開策を協議し、市内養護施設宛に「寮児を他施設へ分散の上通学させること」に協力を要請。

反対派、ハNST第二陣を編成し、各市教委員自宅前に座込みをも辞せぬ態勢。

賛成派、「ハNST放置は正義の妨害」と声明。

療養所九州地区協議会代表、市教委長宛に「方針断行」を要望。

三〇・〇二・〇五

ハNST続行。

PTA会長、賛成派声明に「ハNSTを放置しておらぬ」と反駁。

三〇・〇二・〇六

ハNST者の衰弱が加わる。

市教委は熊本北署にスト者保護方を依頼するも、同署は「介入の段階にあらざ」と拒否。

PTA総会開催、「状況次第で同盟休校、方法時期は委員に一任」と決議。

三〇・〇二・〇七

ハNST者の容体悪化。

市議会文教委は緊急会議、市教委を非難、「ハNSTの早期解除、白紙の立場で解決を第三者に委任すべし」と声明。

市教委は市議会文教委と同道し、熊本北署にハNST者の強制撤去方を要望。万一を予想して日赤救急車の出動を要請し、医師看護婦等の出向を期せしむ。

PTA会長、新養護施設までの間、「新一年生は理解ある第三者家庭から本校通学、新二

一年生はそのまま、新三年生以上は分教場」なる暫定案を発表。

反対派はこれを支持し、入園者は拒否。

高橋熊本商大、鰐淵熊大両学長が調停に乗り出す。

三〇・〇二・〇八  
前記両学長の調停で関係者は「明るい見通しがついた」と共同発表、P T A、入園者双方に説得を開始。

同夜、ハンスト打ち切り。

三〇・〇四・一八  
一週間遅れで挙行された入学式に、熊本商科大学の施設に移った龍田寮の新一年生が出席。

三一・〇三・〇〇  
熊本商科大学の施設に引き取られていた一年生三名が龍田寮に戻り、龍田寮から通学。

恵楓園長、「今后引き続き徐々に分散に努力する」旨の方針を示す。

三一・〇四・〇〇  
新年度の新一年生はなく、さらに一名の児童が三月末に親族や養護施設に引き取られた

結果、四月以降の龍田寮在籍の子どもは九名に減少。

三二・〇三・二六  
結核性疾患で結核の国立療養所である再春荘に入院中の一名を残して全児童の分散が終了

した後、龍田寮は廃止され、建物は熊本市に譲渡。

### 三 熊本市教育委員会等の対応

同委員会の対応は、黒髪小学校P T A反対派等の執拗な運動等により、①龍田寮児童の黒髪小学校への「全面通学案」から、②新一年生四名を先ず通学させ、その後、残りの二二名を通学させる「二段階通学案」、③新一年生四名を再診察の上通学させる「再診察通学案」、④新一年生四名のうち三名のみを通学させる「三名案」、⑤

昭和三〇年まで実施を延期する「実施延期案」を経て、⑥第三者家庭からの「別ルート通学案」へと次第に後退していくが、各案の内容等は次の通りである。

1、「全面通学案」

①熊本地方方法務局、熊本市教育委員会、並びに菊池恵楓園三者間に於ける協議決定事項（昭和二九年三月一日）

人権第一四三号

昭和二九年三月三日

熊本地方方法務局長 土肥義雄

国立療養所菊池恵楓園長 宮崎茂記 殿

龍田寮児童の黒髪小学校（本校）通学問題について

昭和二八年受理第一三二二号の標記事件について、本月一日当庁において協議決定した事項を別紙協議書の通り作成し当事者双方の確認を得たので各一通を送附いたします。

らい親族児童の通学に関する協議書



一、日時 昭和二九年三月一日午前一〇時

二、場所 熊本地方務局長室

三、出席者

熊本地方務局長

土肥 義雄

同 人權擁護課長

菅沼 幸夫

同 法務事務官

長谷野和之

熊本市教育委員会委員長

岡本 亮介

同

教育長

中満 清人

国立療養所菊池恵楓園長

宮崎 茂記

同

庶務課長

福光 武男

#### 四、協議決定事項

前記菊池恵楓園長の申告にかゝる同園付属保育所龍田寮児童の熊本市立黒髪小学校本校通学問題（熊本地方法務局昭和二八年受理第一三二号教育上の差別待遇事件）に關し、關係者において協議の結果、同日別紙条項の通り当事者間において和解が成立した。よつて出席者全員はこれを確認した。

#### 和解条項

- 一、熊本市教育委員会は、昭和二九年四月以降龍田寮児童を全面的に黒髪小学校本校に通学させる。
- 二、菊池恵楓園は、前項通学児童に対する健康管理を一層厳密にする。

## ②昭和二十九年三月一日の熊本市教育委員長の声明

熊本市教育委員会は、本日の委員会で、熊本市黒髪町龍田寮学童全員を市内小学校へ本年四月から通学させることに決定いたしました。斯く決めます迄には、私達といたしましても独自の立場でいろいろと資料を集め、あらゆる角度から充分調べました結果の結論であります。

ご承知の通り、昭和二十八年八月一日に公布されました、らい予防法第三条によりますと、何人も患者または患者の親族関係のあらゆるものに対して、その故を以て不当の差別的取扱をしてはならないと規定されてありまして、患者は勿論その子弟その他親族関係にあるものまで、人的道徳的立場からそれを保護しているのであります。現在の医学を信頼するならば、龍田寮にいる学童から癩が他人に感染することは絶対になり得てあります。また子供達が生活している寮は専門の医師が常に厳重な衛生管理をしているのであります。預かっている子供の親や世間の方々に御心配をかけないよう充分注意を払っているのであります。

これらのことは、これまで国家が充分研究しつくした結果でありまして、厚生省や文部省は龍田寮の子供を一般の学校に入れて差支えないと発表しているでありますから、私達は国家の監督を充分信用してよいと考えます。また専門の権威者の一致した意見もそうでありまして、私達は現在の医学或は科学を認めます以上これを信用する外はありません。そのように龍田寮の子供は他人に癩をうつす心配が全然無いと共に、非常に気の毒な境遇にある子供達であります。その上学校まで外部から絶縁されて教育されていますことは人道に許されないことでもあります。幼稚園も小学校も一般の子供の中に温く迎え入れられ、せめて義務教育だけでも普通の人たちと一緒に教育を受けさせたいものであります。賢明な市民の皆様、特に学校教育職員や学童の保護者の温い同情や行き届いた心遣いでお子様を指導して頂ければ、龍田寮の子供も一般の子供

も、どんなにか楽しい安心した新学期を迎えることでしょう。又そうして頂ければ子供の間に何の問題も起らずに済むと存じますから、何卒皆様の御理解と御協力をお願い致します。(昭和二九年三月一日G K放送)

2、「二段階案」

熊本市教育委員長の菊池恵楓園入所者に対する説明(昭和二九年四月二二日)

御紹介に与りました岡本、市の教育委員長でございます。

皆さん方に大変御心配を懸けて恐縮致しておりますのですが、教育と云うものは正義であって、正義に立脚しなければ教育と云うものは成り立たないということは(ママ)私は強い信念をもっておりますが、この社会の複雑性、そういう風な非常に複雑な社会のために、この正義の(ママ)直線コースで行けないと、これは勿論吾々の人格、吾々の力、そういうふうなことが、その原因の一つになっておるのだらうと思えますけれども、そして皆さん方に、こういう事態に立ち至ったということは甚だ面目ない次第でありますけれども云訳ではありませんけれども、却々思い通りに教育行政が出来ないという、そこに生きた社会の複雑さがありまして日夜吾々はそれに非常に苦心して一生懸命に、皆さん方のためではない、正義のために人道のために我々はやっておるのであります。単なる皆さん方のためという心持ちではなしに、人道、正義というような心持ちで教育行政に携って行きたい。強くそれを主張して行きたいと念願致しておりますが、今申しましたようなこの生きた社会というものが非常に複雑性がありまして、尤も吾々は力と云うことも先ほど申しまし

たが足りないところもある。人格の点においても足りないところはありますが、ご期待にいきなり沿うような事態にならないと云うことは、あなた方、吾々にとつて、甚だ頼りないと思われるかも知れませんが、吾々は自分の至らぬ所を盡して、魯鈍を盡して、そして吾々に鞭つて一生懸命にやっておるつもりであります。その点を一つ御諒解願いたいと、そして、正義即教育というような立場に立っておりますけれども、そこに今直線コースでその目的地に却々到達することが出来ない、石ころがあつたり或は溝があつたりして、却々その直線コースをその儘実行出来ないところに吾々の悩みがあると思ひます。どうぞ一つ、一歩々々でも、力が足りなかつたら、いきなりその目的地に達しなくても、一歩々々でも目的地に向つて進みたいと、その点皆さん方のこれからの御後援もまた得たいと、そういうことを念願して今日参つたのであります。

それから本日参りました直接の原因は、新聞紙が誤まりを伝えていることがございまして、皆さん方の非常に感情を刺激しておられるということを想像致しまして、早速出掛けて参りまして、新聞紙の記事が虚構であるということを茲に断言致しまして折角今文教委員会の方々がこの斡旋の勞をとられておりますので、吾々は出来るだけその線に添うて、この事が、この急迫した事態が、円満に解決致したいと、それから、これは園長さんに無理なことをお願いして、先ず四人を入れて呉れ、先ず入れることに直ぐ承諾して呉れ、第二段階の後に残つた二一名は必ず委員会が責任をもつて、一つの段階を踏んでそうして入れたいと、こう吾々は強い決心を致しております。その点を一つ吾々に御信頼頂いて、そしてこの事態を静観しておつて頂きたいと、今日はその点を念願致して参つたわけであります。

どの点が新聞紙が虚構であるかと云うと、四人の子供を一応引取らせるといふようなことを書いてありますが、あゝ、いうことは絶対ありません。そう云うことは絶対ないんですからご安心下さいませ。そういう

ふうな虚構が新聞に出ておりましたが、この文教委員会の御斡旋の段階においてそう云う話が出たということはあるんですけれども、現在においてはそう云うことは到底皆さん方も承服できないでしょうし、委員会の方も承服できないので、その点をはつきり申し上げておりますから、四人の子供を一応引かして(ママ)そうした事件のこの(ママ)解決を何すると云うような線は現在の点においては出ておりませんし、どうぞその点は御安心なすって頂きたいと思えますから、どうぞ一つその点御諒承になつて頂いて、委員会を、此の愚かな者達が揃つておるかも知れませんが、この委員会を信頼して頂いて、この吾々の魯鈍を盡して一生懸命やっている、これを買って頂いて、も一寸暫く一週間なり十日なり待つて頂きたい。この解決を待つて頂きたいと、これをお願いに上がったのですが、吾々を叱責する言葉が皆さん方から出て来てもよろしいと思えます。吾々はそう云うふうな皆さん方の攻撃を受ける十分の資格があります。これは吾々の徳の足らない所、あるいは社会的な点で真直ぐに行けなかつたと云うことは皆さん方のお叱りを受けるに充分だと思つておりますから、その点は十分お叱りになつても、吾々は喜んでそのお叱りを受けるつもりであります。どうぞその点で御諒解になりまして、何か又御質問でもありましたら、この機会に実は少し膝を交えて皆さん方とゆつくり懇談をしたい機会を希つておりましたのですけれども、目下この解決に奔走しております、その暇がありませんが、委員会を一つ信頼して頂いて、今暫らくの皆さん方の御不満の心持ちを今暫く抑えて頂いて、そしてこの事件の解決を皆さん方見守つて頂きたいと、こう再度お願いしまして、私の御挨拶に代えます。

3、「再診察通学案」

園訪問時に提示された市教育委員会の調停案(昭和二九年四月二二日)

一、龍田寮四名の学童は現状のまま黒髪校に通学させる。

一、右の四名の学童は恵楓園側の自発的意志によって、らい予防法第五条並びに第二十六条に触れない範囲で再診察を実施する。

一、この調停の前提条件として、同盟休校を解き、人権蹂躪に類する一切の発言行動を停止する。

一、同盟休校実行本部は残務整理が済み次第直ちに撤去する。

一、この調停案の趣旨、条件を徹底させるために要する期間及び再診に要する期間として、四月三〇日まで休校する。

4、「三名通学案」

①熊本市議会文教委員会調停案（昭和二九年五月一日）

熊本市議会文教委員会では黒髪校問題の調停に乗り出してから長期に亘り凡ゆる角度から慎重に検討を続けて来たが、結局次のような結論に到達せざるを得なくなった。

一、本件は法理、科学、常識のさくそうした紛争であるが、一応関係当事者の理解の上に立つて処理された権威者の判定はこれを信頼しこれを諒承すべきであると思われるので龍田寮児童四名中、三名は黒髪校本校に通学せしめることが適当と思われる。

二、教育委員会は右により善処されるよう希望する。

②熊本市教育委員会の声明（昭和二九年五月六日）

委員会でも数日にわたって審議した結果、ライ医学の権威九大医学部の樋口博士の「病状が現れない児童が他人にライ菌を感染させることは私の研究経験上ほとんどあり得ない」の言葉に照らしても現在症状が現われていないので感染の恐れはないが健康管理の行き届いている龍田寮において教育し観察されることが適当と考え、この調停案を受諾することを決定した。このことは調停案を無条件に受入れたのではなく当委員会独自の立場であらゆる角度から見ても現在の段階においては情理ともにつくした正しいものと考えられるからである。なお一部には一名をあたかも患者の如く宣伝する向もあるやに聞き及ぶがこれはまったく悪質のデマである事を公的機関の名において申し添える。

5、「実施延期案」

①熊本市教育委員長の熊本地方務局長宛の回答（昭和二九年八月二一日付）

一、第二学期始め九月一日よりの通学については、本委員会当初の基本線は堅持するけれども、現在の段階に於ては実施困難である。

二、困難の理由として

教育委員会の立場から見れば、社会の認識は稍深まって来たが客観情勢が未だ充分成熟していないので、このまゝ実施すれば、静かなる児童教育上再び混乱惹起が憂慮される。

三、高田次長を含む懇談会の席上における共通した意向を参酌し客観情勢の好転を期待して善処したい。

②熊本市教育委員会の解決原案(九項目案)(昭和二九年一月一四日提示)

㊦ 竜田寮児童通学問題解決原案

- 一、本問題の実施を昭和三〇年度新学期まで延期する。
- 二、昭和三〇年度以降新一年入学児童を校区内小学校に通学せしむる。
- 三、昭和三〇年度は新三年生も新一年入学児童と同様の取扱いをする。
- 四、昭和三〇年度新四、五年生は従来通り黒髪校竜田寮分教室にて教育する。
- 五、昭和三二年度末を限り黒髪校竜田寮分教室を廃止する。
- 六、養護施設に分散する竜田寮児童は県児童相談所に移管し措置児童として、それらの施設に寄託する。
- 七、恵楓園は患者携伴児童を成可く患者の原住地に於いて処理するよう努力する。萬止むを得ず竜田寮に収容せる児童の通学については教育委員会が責任を以て処理する。
- 八、竜田寮より県児童相談所に移管し各養護施設に分散寄託せる児童に対しては県並びに市費より一人につき月額計三千円を支給する。(但し義務教育期間に限る)
- 九、毎年一〇月に次年度通学者につき恵楓園側及び教育委員会と合同協議会を開き合議決定する。

6、大達文相の声明

前述したように、熊本を訪れていた大達文相は、恵楓園等からの陳情に対し、昭和二九年八月三十一日、熊本県庁で行った記者会見で、「地元の話合いで円満解決を望む」旨を語ったが、前掲『『近現代ハンセン病問題資料集成』戦後編・第六巻五六頁によれば、その詳細は次の通りである。



(記者) 今朝程、黒髪小学校の問題で、すね、恵楓園の園長から陳情があったと思うんですが、それに対する大臣のお考えを最初にお伺いしたいんですが……。

(大達文部大臣) ま、詳しいことは分りませんけれども、どうも却々これはその、こういう問題は纏れ出すと、非常に難しい問題ですからね、一口に言う。その点は、教育委員会、それからあれは恵楓園でしたかな、側の方としても、それから教育委員会の方も随分お困りだろうと思えますがね、私共の方からこうせえあ、あせえと云う指図をすべき立場でもなし、仮にそういう事であってもすね、こういう問題を、そう割り切って、纏れ出すと却々そう割り切って解決の出来ない問題だから、その辺は、ま、教育委員会の方からお話があるかも知れんけれども、理屈を云えば、それは、理屈は誰でも考えられるだろうけれども、問題の解決に余り理屈を云い立てると余計難しくなるかも知れぬ。結局、ま、特にこうしたらよかろうと云うことも私は思い付かんけども、ま、両方でよく話し合ってお決めになると云うことより外なかろうと思うんです。ま、教育委員会の方では却々、こういう問題が起ると、却々そののつちもさつちも行かんようになるので、お困りだろうと思うけども、結局、ま、教育委員会で適当に善処されるということを希望する以外にないですね。え、。

(記者) そうすると、文部省の方としては、ノータッチというふうに見て宜しい訳ですか。

(大臣) ノータッチって、ま、どんなものかという話があればすね、私共詳しい話を知らんものだから、え、意見を参考の意見を云うということは出来ませぬ、あんまり表だって新聞辺りにこうすべきだあ、すべきだという事を云うとだね、却って問題が余計紛糾するということになりやせんかと思うんです。ですから、ま、非常にデリケートな問題だから、あんまりこうだあ、だと云う事は云わん方がよかろう

と思いますね。

(記者) この間も厚生省の児童局長ですか、それから法務省の人権擁護局の第二課長ですか、来てこの問題について聞いて行かれたわけで、その前にもですね、去年辺り大分問題になった時には、去年いや今年のは初めてですか、文部省、厚生省、法務省三者の間でお話がなされて、その結果、ま、法務省の人権擁護局があ、いうふうな見解を出されたようなわけなんです、お帰りになってですね、また改めて、この問題が起きた以上、三つの省の間で、話し合いをなされると云うようなことはございませんか。

(大臣) さ、そいつは、そういう事あったんかな、熊本の問題についてね、こうしろあ、しろと云うことはね、それは云えば自分の役は済むかも知れんが、問題の解決にならず却って紛糾させるという事になりますからね、余程慎重にしなければいかんのだろうと思うんです。言って迷惑をかけても悪いですからね。(記者) 大臣個人としてはですね、その非ライ児童を通学させることについて、どう考えておられますか。

(大臣) それは、その通学させる事についてはですね、円満に話し合いがつけば、結構だと思っんです。けどそれが為非常に紛糾が起っても困るし、これは理屈じゃないんだからね。

#### 四 龍田寮児童保護者等の訴え

#### 1、陳情書・声明書

##### ① 陳情書

#### 竜田寮児童通学問題について

政務ご多忙にもか、わらず、御来園頂きまして有難うございました。

既にご配慮を賜って居ります本問題について私共はこゝに改めて陳情書をお上げし問題解決のため一層の御尽力をお願いする次第であります。

御承知の如く四月の新入学期に於て、PTA会長を中心とする反対派の人々は市教育委員会、文教委員会等の関係者に対し、政治的に或いは暴力的に圧力を加え理不尽に通学を拒否しようとしたのでありますが、一年生四名の中一名を除いた三名は何ら支障なく通学が出来ていることは、私共の主張と社会の正義が因習と偏見に打克った証左であり、十数年来の懸案が漸く解決への緒についたものとして、恵楓園龍田寮児童にとっては大きい転換期であったのであります。

然し乍ら反面通学反対の暴力にも等しい無理難題の口実によって、その犠牲ともいふべき一名の児童が残されたことは、喜びにも増して大きな悲しみでありました。即ち権威ある園長の診断が一蹴され、加うるにライ医学が根本的に侮辱をうけたにも拘らず、園長も私共も譲歩と後退を余儀なくさせられ、反対派の要求する第三者にその再診断をあえて受諾したのであります。ところが全く予期もしなかつた「要観察」という漠然たる診断書が作られるに到り、一児童の夢がそして私共の最少の念願が一瞬にして破壊されたのであります。

我々は法治国の国民として且療養所生活を余儀なくされている者として、あくまで暴力を排し法に従い秩序を守っている次第であります。反対派の蔭に陽に行はれている策動と権謀には全くやる方のない憤怒を抱いているものであります。

本問題解決については、暴に報いるに暴を以てせずあくまで法の擁護によって解決していただきたく法務省局に対して全面的な期待をかけている次第であります。

通学問題は直接関係の父兄だけでなく、本園在園者千六百、更に全園の在園者一萬、ひいてはこれに関連のある全家族の切なる願いをお汲取り下さい。

小学生全員の通学問題をこの際全面的に解決いただきたく衷心よりお願いする次第であります。

以上

昭和二十九年七月二十四日

恵楓園入園者代表 ○ ○ ○ ○ ○

法務省人権擁護局

第二課長 斉藤 敏 殿

② 声明書

『菊池恵楓園患者救護会編『今日の焦点 龍田寮の子供たち 通学問題をめぐって』(一九五四年一〇月)一九頁以下に掲載の龍田寮児童親権者代表および恵楓園入園者代表「声明書」の内容は次の通りである。

日本の教育史上に消すことの出来ない一代汚点を残し、今なお暗影を投じている龍田寮児童の通学拒否問題は、世人の等しく憂慮し、その視聽を集めているところであるが、地元民の冷淡無情な反対と、これを政治的に利用せんとする不純なる圧迫とによって、地元での解決は最早断ち切られた感を深くすることは全く遺憾の極みである。

本年二月文部、厚生、法務の三省は通学の妥当性を確認、又市教育委員会も全員通学を許可するとの声明を

公表するにおよび、十有余年に亘る懸案がここに解決を計るものと信じていたのであるが、大多数の反対派は市教委の声明を事実上抹殺する如き暴力を行使し、生徒全員の登校を阻止、又同盟休校等の挙に出で龍田寮児童の人権も福祉も全くじゅうりんされたのである。然しわれわれはそうした暴挙にも隠忍自重しつつ、穏健合法的な努力を傾注して、市教育委員会並びに関係者の良識と社会正義を信頼しつつ、第二学期からの通学を目標に陳情請願を続けてきたのであるが、不純なる圧迫をうけた市教育委員会は、社会正義の信念と決断力を失い、第二学期からの通学も許可しない態度を決定、われわれの念願は無惨にも拒絶されたのである。あくまでも元の円満なる解決を願って、出来る限りの方法で条理と精魂を傾注した嘆願を続けてきたが、そうしたことが何等の効果がないとするならば、地元での解決は不可能と云わざるを得ないのである。

ここに於てわれわれは意を新たにし、国家最高機関である衆参両院に陳情請願書を提出し、国会の公正なる善処方を要望するに到った次第である。

昭和二十九年九月二十一日

龍田寮児童の親権者代表

菊池恵楓園入園者代表

## 2、保護者の訴え（1）

『菊池恵楓園患者救護会編』今日の焦点 龍田寮の子供たち『通学問題をめぐって』（一九五四年一〇月）二八頁以下に掲載の龍田寮児童父兄会員「親の立場から」によれば、次のように訴えられている。

龍田寮児童の黒髪本校への通学問題が変にこじれて終わった事を大変残念に思います。

私は親の立場から苦衷を訴え御同情を賜り度いと存じ拙い文を作りました。或は独善に流れ公正を缺くかと心配いたしますが、止むに止まれぬ親心からと御推察の程願います。

さて話はもうかれこれ四十年も昔になりましたでしょうか。修学旅行で熊本を訪れ本妙寺にお参りした事があります。そしてあの参道にさしかかった時、道の両側で物乞いをしている癩患者の様子を見て、大変嫌な気持ちを起こした事があります。今から考へると変な事ですが当時の私には、世にもいやらしい病気のあるものかと、驚き且つ哀れに思つたものでした。今私はあの頃の私の気持ちを思い浮かべて、変な割り切れないものがあります。通学反対の皆様のお気持ちは、過去何千年来培われて来た社会通念です。決して皆様だけがお持ちになるわけではありません。いやな病気である事は誰れよりも私自身充分知っています。癩が傳染病である以上いくら医学的に説明して理性としては分つても、何か知ら(ママ)割り切れない感情の残るのは無理ない事と思われまます。私は通学反対の皆様がお子様を熱愛されている親心に敬意を表します。若し万一と石橋をたたいて渡る様な御態度、百万人に一人千万人に一人でも傳染することがあつたら、そして其の一人が我が子であつたら・・・と考へられるお気持ちはよく分ります。絶対に安心出来ない限り反対されるのは当然の親心だと存じます。私にしても立場をかえたら或は皆様と同じではないかと思われまます。

ただ此処で考へて戴き度いのは、癩患者に対する考へなり感情なりを、其のまま龍田寮児童に当てはめる事は無理ではないでしょうか、私は龍田寮児童が医学的に見てどうあるかと言う資格はありません。ただ理論上からは健康児である筈です。若し此の点について不安を持っていられるならそれは皆様が充分納得の出来る様にして戴き度い。児童の健康上の事については専門の医者の方で素人の私には何も分りません。勿論理論上

健康だと言う様な事も、私が申上げる筋合いでもありません。かゝる事は医者なりお役人方におまかせして私は親としての立場を申上げて、「割り切れないお気持ち」を割り切って戴き度いのです。

それはこうです。何度こんなに迄通学をお願いするか、と言う事です。御承知の様に龍田寮の子供は癩患者の親を持ち、生まれながら苦難の十字架を背負わされて居るのです。其の上頼り得る伯父伯母を持たぬ全く天涯孤独の子供達です。頑是ない幼児が母に分かれ父と離れて淋しく暮らしているのです。まだ乳房の恋しい幼児、さては学校でおまるを貰つてほめてくれる父の居ない子供達です。親の身になって見れば雨につけ風につけ、思わるゝは我が子の身の上です。増して上級の子供を持つ時其の将来を考へますれば、本当に寝てもさめても心を痛めない事はありません。

両親揃つて何不自由のない御家庭でも、お子様の将来に付いては随分と御心配されて居られる事でしょう。それが私達の子供と来ては全く悪条件の山積です。親は癩患者、財産は無し、おまけに頼りになる親類縁者を持たぬのだから、どうしても自分自身で生活の道を拓いて行かねばなりません。皆様、こうした子供が果たして生涯を無事で暮らしていただけるでしょうか。何かと相談相手が無ければ世の荒波は乗り切れません。横道にそれ易い時論してくれる父が入(ママ)ります。絶望の時励ましてくれる母が欲しいのです。親に言われない事を相談する親類が必要です。それ等一切が与へられないのです。財産でもあれば又考へ様もあります。どんな馬鹿でも金が物言う世の中です。然し財産のある者は龍田寮には子供を預ける筈がありません。天涯孤独一人ぼつちの子供には自分に頼る外ない事を知って戴き度い。私達の子供に限り見栄や意地で教育を要求するものではありません。

これだけの悪条件を背負つて社会に出たとしたら、気の弱い子供は世を羨み身を果(ママ)なんで自ら死を撰

ぶでしょう。強気の者は社会に反抗し悪の泥沼に自ら突入し果ては罪を犯して世間に御迷惑をおかけする様な事になるでしょう。私は思う。この子を救う道は教育を受けて技術を積み良識を養って正道を歩ませる以外にないと、大工にしろ左官にしろ一切の職業人として一人前になるにはどうしても人並みな教育を受けて置かねばならぬ。せめて義務教育だけは人並みに受けさせたい、これが親としての真実血の叫びです。

毎日の新聞記事に出ている青少年の犯罪は決して他人事ではない様に思われます。背筋のぞつとする感じがです。ラジオの放送に社会悪を聞く時、我が子と置き換えて見ては、居ても立っても居られません。病人の神経過敏だと笑って済まされぬものがあります。生存競争の激しい現在、これ程悪条件の累積する子供達を犯罪から救い、自殺から助ける道は教育以外にないと思います。これは私の独断でしょうか。親馬鹿の取越苦労でしょうか。私にはどうしても教育第一としか考へられないのです。才能に依って撰んだ職場で有能な人物として活躍する事が出来たら或は救われるのではありますまいか。

龍田寮の現状から見えてどうして人並みの教育だと言えましょう。いくら先生方が努力されても単級学校では無理でしょう。龍田寮教育が人並みの教育ではないと言へば、或は非常識な者は其の罪を先生に帰するかも知れないが私は先生の責任にも限度のある事を知っています。単級学校で設備もなくいくら先生が努力されても人間の力には限度があります。実情を御推察下さい。

教育の内でも特に社会性を養うには特定の人以外交渉を持たぬ龍田寮内の教育が問題になると思います。幼少の頃から他人数と交らず大きくなって実社会に出た時非社交的な点があつてはならないと思います。それだけでなくも此の悪条件、特に癩患者の子と言う絶大な悪条件では、他人も普通に扱ってはくれないだろうし自身にもひがみが出ます。こんな點は物心付いてからではもう遅すぎて善導は困難です。幼い時から多人数と



交わる事に依つてのみ輔導(ママ)されるのではないのでしょうか。非社交性はやがて反社会性に通ずるものがあるのではないのでしょうか。特定の少人数のみの生活では決して社会性は養い難いと存じます。自殺と犯罪は非社交性から生ずるのではないのでしょうか。私の独断でなければ幸いですが、私にはどうしてもそんな気がしてなりません。とにかく小さい時から多人数に交わって心を鍛え知識を磨くことが大切だと思います。

さて長々と書きましたが私が申上げたいのは理論でもなく意地でもありません。私はただ子供の将来を考へます時、本当に純粹無雑(ママ)な気持ちから、どうか私達親の気持ちをお汲み取って下さって一日も早く解決して戴き度いとお願ひする次第です。

割り切れない社会通念を親心に依つて割り切つて戴き度いのです。御不安の點に対してはあらゆる方法で取り除く様調停の方々にお願い致します。

思つた儘のなぐり書きたゞ子供可愛さに書き綴りました。此の春以来幾晩泣いた事でしょう。子供の将来を考へて或る日は悲観し或る日は憤慨し長い長い半年でした。秋風に肌の寒ずる頃となりました。今宵も虫の声が哀れに聞えて来ます。龍田寮の子供の事を考へながら此の拙文を綴りました。私の頬には幾筋も涙が流れている事を知らずに眠っている事でしょう。どうぞ皆様此の心持ちをお察し下さいませ、お読み下さつた事を感じ謝致します。(筆者は龍田寮児童父兄会員)

### 3、保護者の訴え(2)

前掲『通学問題をめぐって』二頁以下に掲載の同「父母の希い」によれば、次のように訴えられている。

① 一母より

私達は医学を信頼し、人権の尊重、教育の機会均等のため、あくまで児童の全面的本校通学を希望します。世の多くの良識ある人々は、私達の願いを御諒解され、必ずや、私達に味方していただくものと固く信じます。正しいことがまげられるような世の中になつては大変です。

② M子

今度の龍田寮児童の新入学生四名に対する地元P・T・A反対派側の行為は、法的にも人権侵害であり、児童の教育を考えますとき心外に堪えません。

それに新入学生四名は、権威ある先生の検診を受けており、一般児童と何ら変わるものではなく立派な健康体です。子供の教育は親の宝であると共に子供の財産です。今度の通学は、私達父兄の生命をかけての切ない御願いでございます。

通学反対の皆さん、権威ある先生と医学を信じて下さい。温い愛情を持って明るい教育の道の拓けますように御尽力を願つて、明日の幸せを待つものでございます。

さかり(ママ)住む吾子を思へばこみあげて涙はつきず暮れゆく庭に

③ K夫

同盟休校をされて居られる方々のことを思うと誠にすまないと存じます。然しながら私達にはそのような事態に立ち至った理由が全く判らないのであります。私達は四名の新入児の通学を引つ込めての話し合いには絶対

に承服できません。

それは何故かと申しますと、厚生、法務、文部三省より「通学させるべきである」という一致した方針が出されたからです。私達は龍田寮小学児童二五名本校通学の線をしばらく引つ込めて、市教育委員会の線である「とりあえず四名の新入学児童通学」の線まで譲歩しました。然も子供は私のまだ健康で一般社会人であるとき生まれただのか、わらず、検診をさせて健康証明を受けました。この検診というものはらい予防法第五条によれば余程の疑いあるものでない限り診察は人権侵害として絶対に出来ないであります。しかし私達はいたいけな四人の子供達にあらゆる忍従を背負わせて、「子どもの通学ができれば」とたゞひたすらに子供の明るい前途を希って、私達は「四名の新入学児童通学、それも検診の結果の健康証明により」という屈辱にも似た最低の線まで忍びに忍んで譲歩したのであります。

社会の皆さん、科学の進んだ今の世の中に医学の権威者である大学の先生の診定(ママ)を信ぜず、第三者の正当なる批判にも耳を藉そうとされない反対派側の方々のこの度の処置に、私達はこれ以上まだ忍従せねばならないのでしょうか。

この上私達の譲歩できる余地がまだ残されていると言われるのでありましょうか。

私達は、四名の新入児に限らず、全小学児童二五名が、早急に本校に通学できるよう、その実現に皆様の御協力をお願いする次第であります。

④新入学一年生の母より

私は龍田寮児童の父兄として黒髪校区のPTA反対派の方々に左の要求を致すものであります。

記

一、二年生以上の児童の即時通学。

一、未感染、非癩児と云う呼び方をやめること。

一、アジビラ、ニュースカー等での悪質な宣傳を辞めること。

現在ラジオや新聞に毎日報道されている龍田寮児童の通学反対運動を真に遺憾に存じます。病を病む親を持つたばかりにかくも冷たい憂き目を見る不幸な子供の立場になって、温かい心を持って迎えて下さい。御願致します。

⑤ I男

苦しみつつ世にうったへ来し十幾年非癩児通学をひたすら願ふ。

龍田やま青く芽を吹くこの朝明四人学びて強くなれと思ふ。

4、入園者の訴え

前掲『通学問題をめぐって』二七頁以下に掲載の菊池恵楓園入園者「一般患者の立場から見た龍田寮問題」によれば次のように訴えられている。

龍田寮児童(を)未感染児童とか非癩児とか言つてジャーナリストは呼表するが此れは大きな誤りである、龍田寮児童は成程患者の子弟ではあるが、医学的診断と完全な健康管理による純然たる健康児である。法的に

も社会的にも何等一般社会児童と異なる點は無いのに、此れを未感染とか非癩児とか呼表するならば全国の一般児童も皆んな非癩児であり未感染児童になる。此の様な間違つた呼表名詞が慣習的に若し社会通念として定義付けられるならば、此れが謂る(ママ)因習と成り偏見と成る。苟も文化的日本国の大きな誤つた知識と言えよう。

良識あるジャーナリストよ宜敷く此の觀點を諒察されて間違つた呼表名詞は即刻改めて「龍田寮児童」と正しく呼表すべきである。

扱て龍田寮問題も多大の憂慮を消耗して長期に亘りましたが、予防法第三条には差別的取扱禁止がはっきりうたつてあるが罰則規定が附条されて無い。此れは厚生省の「エラー」と言える。何故なら差別的取扱は龍田寮問題のみで今始まつたので無く過去五〇年間に亘つて差別的取扱事例が、はっきりこれを立証しているのも拘わらず罰則条項が附条されて無い事はまさしく厚生省の「エラー」である。

社会がハンゼン氏病に対する認識が足ら無い限り当然差別的取扱がある事は嘗ての結核の歴史がはっきり物語っている此の觀點を厚生省は、得(ママ)と自覺して、差別的取扱に対する何等かの罰則を即刻附条すべきである。

次は社会的啓蒙の點であるが、本病に対する正しい認識を社会に「アツピール」しない限り因習的偏見は免かれないだらう。其の事例として龍田寮問題が言える、医学的にハンゼン氏病の感染率は至極微弱である事が立証されており、且つて又龍田寮児童が黒髪小学校に通学する事に依つて一般児童に感染の危険性は絶対であり得無いと、はっきり確証したのに拘はずPTA反対派側は此れを完全に無視している行為はまさしく啓蒙の足らない現われであると思う。此の點アメリカは大いに啓蒙されている其の一例としてK子ちゃんの件があ

る、K子ちゃんは熊本市内の或託児所に一般の赤ちゃんと一しょに預けられていた処、或アメリカ人の夫婦が来て多数居る赤ちゃんの内から選りに選ってK子ちゃんを貰い受ける事になり恵楓園の父母の許へ諒承を求め来た処目出度くオーケーとなり可愛いK子ちゃんは近い内に新しい親と共にアメリカへ行くそうである。此れは最近同じ熊本市内で起ったビッグニュースであるが例の龍田寮問題と比較したら雲での差である。

其処で此の啓蒙アッピールは一人厚生省のみに限らず各関係機関は大いに社会啓蒙をやる事を切に要望する次第であります。

P T A 反対側に対する所感としては黒髪附近には元来回春病院が在った関係上、本病に対する、悪印象は良く解るが現在は嘗ての回春病院と時代が違ふばかりか、現代医学を信ずるだけの常識と時代感覚があつても良いと思う。まして龍田寮児童は医学的に保証された健康児であるのにもかゝらず公然と此れを無視するばかりか、法律まで無視する行為は凡そ現代人の常識とも見えむ。黒髪住民も法治国日本の一画ならば現代人らしい意識が有つても良いと思う。

龍田寮問題が早期解決と家族の被害未然防止と患者及び家族の人権擁護の三點から本問題が今後長引く事に依つて、ハンゼン氏病行政の将来に非常な悪影響を来たす恐れがあるばかりか、法治国の名誉に懸ても此の龍田寮問題が早期に解決されなければ文化国日本の恥辱となる事を、憂慮して私の主張の結と致します。

昭和二年七月八日

(入園者)

5、龍田寮児童親権代理人・宮崎茂記の見解

菊池恵楓園長の宮崎茂記は、龍田寮児童親権代理人として、国会陳情に関する昭和二十九年九月二一日の「声明書」の中で、「一部PTA反対派の執拗悪質な通学拒否運動」をもって「龍田寮児童の人権を全くじゅうりんするものであることは勿論、不遇なる全国同病者並びにその家族の生活を脅かす深刻なる問題である」とし、次のように記している。

龍田寮児童の黒髪小学校本校通学問題については、かねて文部、厚生、法務三省間でその妥当性が認められ、また熊本市教育委員会の「全員通学許可」の再度の声明をも見たのであります。

然るに、一部PTAの反対派の執拗悪質な通学拒否運動により、一般父兄は不必要なる恐怖と嫌悪の感情を煽られ、加うるに集団的心理に駆られて公正なる判断の自由を奪われ、熊本市教育委員会も亦再三にわたる公約を実行することを躊躇するに至り、現地解決は甚だしく困難となりましたことは誠に遺憾であります。

このことは何の罪もない龍田寮児童の人権を全くにじゅうりんするものであることは勿論、不遇なる全国同病者並びにその家族の生活を脅かす深刻なる問題であるので、茲に已むを得ず国家最高機関たる国会に対し我々の衷情を訴え、問題の早期解決を陳情請願するに至った次第であります。

昭和二十九年九月二十一日

龍田寮児童の親権代理人 宮崎松記

6、国立ハンセン病療養所長の見解

菊池恵楓園患者救護会編『恵楓』昭和三〇年一・二月号（昭和三〇年二月二〇日発行）二頁以下に寄せられた宮崎茂記「科学と偏見」、そして、菊池恵楓園入所者自治会の求めに応じて寄せられた国立ハンセン病療養所長の龍田寮児童通学問題に関する見解（前掲『通学問題をめぐって』二五頁以下）およびリデルライト養老院主事の見解（同二頁）は次の通りである。

① 宮崎茂記「科学と偏見」

今から約八一年前一八七三年（明治六年）にノルウェーの学者ハンセン氏によって癩菌が発見されて以来、医学的には、癩は癩菌による慢性伝染病であると定義さるゝに至った。

その後、結核菌が発見されるに至り、この両者は、形態的には勿論のこと、その他あらゆる性質が酷似している点から、これを細菌学的には抗酸菌という一つの範疇に入れられているような次第である。そして、これらの病原菌によって起る癩並びに結核の病変そのものも病理学的に非常に似ているので、癩、結核を抗酸性菌病と総称しているのである。

結核は主として肺その他の内部臓器を冒すために病変が外見せられないのであるが、癩は主として体表面の皮膚、特に顔面手肢のような露出部や抹消神経を冒すため、それによって起る畸形や物質欠損が直接見らるゝために非常に醜見を呈し、嫌悪、恐怖感を与える結果となる。そのため昔から、これが宗教的観念と結び付き、業病、天刑病などと呼称せされ、特殊な偏見が持たるゝに至った。

最近、結核の治療は長足の進歩を遂げ、これと同じ関係にある癩の治療もプロミン等の出現により劃期的な



進歩を見つつあるのである。結核の場合は、菌が消滅し病変部が回復すれば、仮令如何なる物質的欠損や畸形が残ろうとも、病変の部位が外見せられない内部臓器にあるため、医学的な治療と同時に社会復帰が可能となるが、癩の場合は、病変部が前述のように直接外見せらるるために、仮令医学的には治愈しても、残された物質欠損や畸形のために既往症の癩そのものが想起され、これが従来の偏見と結び付き直ちに社会復帰を困難ならしめる実情である。従つて、如何なる病氣もそうであるが、癩においては畸形や物質欠損を来たさない早期において治療することが、絶対的に必要なこと、なる。

以前は、結核に対しても癆咳等の呼称によりかなり強い恐怖感と偏見が持たれていたのであるが、結核の科学的研究が進歩するに従つて、これに対する認識が深まり、結核に対する偏見、恐怖の感情は殆ど払拭せられた感がある。

癩は病原菌こそ結核に先んじて発見せられたが、その後の研究の進歩に格段の相違が起り、癩の研究は結核のそれに比して極めて幼稚な立場にあると云わざるを得ない。

輝く陽光を受けて消え去る朝露のように、癩に対する謂れなき偏見や恐怖心も学問の進歩によつて漸次解消することを期待し、これが亦唯一の道であると考えられる。プロミンの出現によつて、以前に見るような全身潰瘍だらけで頭先から足の先まで包帯を以つて覆われているような重症者の姿は消えて、最近では癩療養所の様相も一変したと云わねばならない。

癩学の進歩により、結核と同様に感染の状態を知り、予防の方策が樹てられ、更に早期の治療により醜形を残すことなく癩が治療することになれば、偏見や恐怖感は自然に解消する筈である。

要するに、如何に癩問題が困難と雖も、これの解決は、只その科学的研究に俟つてのみ可能ならずである。

こゝに思い出すのは、大正六年頃と記憶するが、元回春病院長故リデル女史が、癩問題の解決は社会事象的  
或は宗教的立場のみを以ってしては困難であるとの考えにより、当時、一私立の回春病院に癩研究所を設置し  
て、癩の科学的研究に乗り出した事は、大方の記憶にあること、思う。当時私は故リデル女史のその高邁なる  
卓見に万感の敬意を払ったことを思い出す。

今回、国立癩研究所の創設を見たことは、以上の意味において、洵に時宜に適したものととして、吾々はこれ  
に絶大な期待を寄せるものである。

②長島愛生園長・光田健輔

龍田寮の健康児童が十数年間、黒髪小学校に通学したと思っていました。それが今回問題になったと聞いて  
驚いた次第です。これは矢張り癩遺傳の迷信から来たものと考えられますから、しばらく時間をかせいで絶  
えず啓蒙に努めたいものと切に考えます。

③大島青松園長・野島泰治

一、明治初年熊本に於て神風連が電線の下を通過するに白扇を頭上にかざしたと同様、大ナンスンスの笑い  
草となるであらう。

一、「理くつはそうであつても感情が許さない」この故にいつの世でも「ライ」は犠牲になって来た。「ノー  
モア・クマモトス」のためにも頑張ってもらいたい。

一、大島青松園では長年職員及び島民の子弟児童と保育児童の共学をやって来て、実害は何もない。今更ら

大学の先生方の意見など笑止千万。

④東北新生園長・上川 豊

拝啓 陳者龍田寮児童に関する近況を詳細お知らせいただき有難くいたしました。この問題がいま以つて解決を見ないことは誠に残念に思つてをります。

ことここにいたれば理としても現実問題であるから、何とか現地の当事者間で円満に解決するよう、他に最良の途はないと考えますので、今後の成行きは期待をかけてしづかに見守つておる次第です。

⑤栗生楽泉園長・矢島良一

一、地方に取残されている封建性の根強さを今更の如く慨嘆を禁じ得ない。

二、憲法二十六条国民の権利、教育基本法に示されている教育の機会均等等、らい予防法第三条規定、不当差別的取扱いの禁止を堂々と進め一歩も退かず。

三、全国九療養所（除菊池）の実情を明示してPTAの猛省をうながす。

四、同盟休校等の悪手段に徹底反抗する。

⑥駿河療養所長・高島重孝

一、見解。感染発病していない健康児童の通学を拒否する理由はない。

二、解決方法としては、この問題は理論では解決できない。感情的なものがあるように推測出来る。もしそ

うだとすれば刺激を避けて当事者の良識にめざめるを俟つべきである。即ち局地的解決を計る方針をとるべきと考える。草津の如き以前から円満無事に通学している例がある。

⑦杉村春三・リデル・ライト養老院主事の見解

拝復先般の御依頼確かに拝見申し仕りました。

御注文通りのテーマをいまずぐに、龍田寮問題に直接関連させて、しかも皆様方の立場から出すパンフレットに書く事は、更に混乱を招く恐れがあると考えられたので、この点関係者と充分協議いたし、それは取り止め別稿の如きものをつくりました。皆様方に一考をわずらわし度い事は、皆様は当事者であると云う事である。

一、

菊池恵楓園長及び入園者

当事者 黒髮校PTA会長

関係機関（教委、厚生省、教育庁、法務局、文部省、法務省）

二、PTA会は賛否両派共に当事者ではありません。

然し所謂龍田寮問題は、その影響（現在の場合、マイナスの影響）は学童全部、PTA会員、地域住民に及んでおり、単なる当事者間の問題の域を超えた段階に入っております。

この状態に突入したのは、只一方的に、所謂反対派のためだとばかり見て了う事、又見ようとする考え方は、むしろ賛成派から厳しく批判されて居り、又一般市民の聲でもあると判定せられます。

只反対派を屈服するとか、反対派を批判するとか、それに対して憤怒を表現するとの、そのような事では、

客観的に問題は少しも解決するものではないと思います。

斯く(ママ)した時期ですから、余程、慎重にお考えになって、いい指導者の下にパンフレットなど出して頂かないと、賛成派の人達からも一つの不満が出ると存じます。

要するに、当事者が状況に依って問題解決への熱意を失つたり、又運動を中止したり、又単純な憤怒の継続のみで具体的に一つの手を打たないような官僚主義的な責任回避をされたのでは、本当に困るのは校内区の人達です。

本当にこれは、何とか解決して貰わねばなりませんし、療養所とか、厚生省は皆様方のために解決する義務があると存じます。このままでは、皆様方に百分の一も解つて貰えぬ賛成派の苦しみなどは、どうしてくれるかと云う一つの烈しい不満が起きて居るのです。当事者の一方的意見だけで、現実の社会問題は解決しませんもつともっと市民と直接結びついて、その聲を聞き又一緒に相談して正しい主張を最後まで逞しく、強く持ち続けられることを祈つて止みません。

皆様の御希望が速やかに容れられないと云う事分析が必要なのです。単に一部の反対分子の策動のみに依るものではありません。その策動に対して、抵抗力が與えられていない。全く、無防備の知性、それが問題なのです。

集団心理の動きと云った形に固定している現在の状態では、余程の強い印象を與える訴えでないと諒解されません。それは一つの広報宣傳の技術です。衆智をしぼっていいものを作つて下さい。

数百名の賛成派だった人達がいま地域社会の中で、どんな気持で居るかと云う事を、よくお考えの上よく総合的な判断に依つて立派に行動し、より多くの支持者を得られる様、御努力の程祈つて止みません。 早々

六月二十六日

(リデル・ライト養老院主事)

7、熊本地方法務局の見解等

前掲『近現代ハンセン病問題資料集成』戦後編・第五巻によれば、熊本地方法務局等の龍田寮児童通学問題に  
関する見解等は次の通りである。

①法務省、文部省、厚生省の打合せ会（昭和二十九年二月一六日）

らい親族児童の通学に関する法務省、文部省、厚生省との打合せ会

一、日 時 昭和二十九年二月十六日

一、場 所 厚生省医務局次長室

一、出席者

法務省人権擁護局第二課長

検 事

齊藤 巖

法務事務官

土屋正信

文部省初等中等局

初等教育課長

大島文義

全 初等中等局

保健課長補佐

佐藤孫二

厚生省医務局長

曾田長宗

全 医務局次長

高田浩運

厚生省国立療養所課長

斉藤俊保

全 技官

曾根正陽

国立療養所菊池恵楓園長

宮崎茂記

打合決定事項

一、厚生省としては、らい療養所附設の保育所に収容中の児童につき周到な健康管理を行っているので他に感染させる虞れはないと認める。

一、文部省としては、らいを他に感染させるおそれのない健康な児童である限り一般の児童と区別することなく就学させるべきであると考ええる。

一、法務省としては、厚生、文部両省の見解によって判断すれば保育児童は一般の学校に通学させるべきものと思料する。

終

②熊本地方法務局人権擁護課長声明（昭和二十九年三月一八日発表）

龍田寮児童の黒髪小学校通学拒否問題について

熊本地方法務局人権擁護課長 菅沼幸夫

旧冬十二月以来、新聞、ラジオにより屢々報道され、一般の関心を集めて来たらい患者と親族関係にある龍田分教場児童の黒髪本校通学拒否の問題については、来る四月新入学期を前に去る十一日既に市教育委員会は、その基本的方針を声明し、市内小学校に通学させると決定したことは周知の通りであるが、翌十二日黒髪校PTA緊急総会においては、さらに同問題につき紛議の結果、結論に至らず、一部では市教委が通学許可するときは、PTAの解散、一斉休校も敢えて辞せずという態度を示したもののようである。

これより先、熊本地方法務局においては、同通学拒否問題を人権侵犯事件として調査し、医学的見地を中心として慎重に検討するため、その都度屢々その結果が報道されたように、らい医学の臨床学細菌学その他の立場から、それぞれの権威者の意見を求めて、龍田寮児童が伝染源ではなく、一般児童と共学差支えないことを確かめ、一方、龍田寮同様の保育所を有する全国療養所六ヶ所に調査した結果、青森県松丘保養園を除いては、いずれも支障なく通学していることが明らかになった。勿論現在までそれら保育児童からまた一般教職員、児童にらい発生の事例は全くないことを了知した。

以上のように、専門医学の上からと、現実の面からとの証明が得られる限り、現代人として考えねばならないことは、一つには、人道的立場であり、次に法律制度の問題であろう。言うまでもなくこれは人間として又社会人としての自覚であり責任であると考ええる。

素より、龍田寮児童は、その親族の療養所収容とともに、温い養育が断たれ、その他の親族縁故者等の絶



無乃至はその経済的理由によって養育が阻まれた者のみであつて、一般家庭に在る他の同類子弟が一般小、中学校に通学し何等の紛議も生じていない現実を十分に認識しなくてはならない。まして、龍田寮児童が専門医の嚴重な健康管理の下に置かれてゐる点よりこれを見れば、むしろ、前記子弟に比し、健康管理の面において優れてゐることは確かである。

われわれは人間であると同時に常に社会人であり、自己の幸福追求に急なる余り、より不幸な者たちに対する思い遣りが欠けることになつてはならない。前述の通り伝染源ではなく殊に健康管理に嚴密を期され、一般健康者と何等変わるところのない児童が単にらいの親族という名のもとに、一般社会から閉ざされて、少年期という人生のなかで最も肝要な人格形成の時期において、一般児童と差別され、教育のひとしい機会が阻まれてゐることは、人權の尊重を基調とする民主主義社会の在り方ではないと思ふ。

さらに現代社会においては、われわれは日常の健康について一般に医師を信頼しこれに委ねることが通念であるから、らいに關する健康管理についても同様、その専門医に信頼する以外にはないのであり、又社会の規約ともいふべき法律制度を尊重すべきことは何人も異議のないところであらう。らい予防法第三条に「らい又はらいの親族の故をもつて不当に差別してはならない」と規定し、又同法には「国立療養所長が伝染のおそれがないと認めるときは、收容患者の外出或いは外泊を許可することさえ出来る」ことになつてゐる。

まして、患者でない而も伝染のおそれなしとの専門医の証明ある龍田寮児童が、何処に行こうと又その居住区域の学校に通学することも自由でなくてはならない。従つて、これを制限し通学を拒むことは何人にも許されていないものと言わざるを得ない。

法務局は公正不偏の立場から、さきに記述したような重要な資料に基き、右のような見解において、龍田寮児童は黒髪小学校に通学させることが相当だとの結論に達したのであるが、次いで中央においても去る二月十六日法務、厚生、文部の三省間に同様の協議決定に至ったことは周知の通りである。

冒頭に述べたとおり市教育委員会においても基本的方針を明らかにしたところであるが、同委員会としても、おそらく多くの資料を基礎にして右のような観点から同様の結論に達したものと推測される。これに反し、なお黒髪校PTAの一部がこれを否定し、剩えPTAの解散或いは一斉休校という論外の論を敢えてすることは、法律制度を無視した仕方であり、多数の暴力を以て教育の機会均等をよく圧するものと言えよう。深く猛省すべきことと思う。関係者は感情を捨て虚心且純粹な態度をもって、本問題の早期解決を図るべきであろう。もとより龍田療児童を本校に通学させることよって多数児童の人権を無視することとはならないのである。

最近一部に取沙汰されていることで、過去一月及び二月中に龍田寮児童から恰も三名の発病者があったかの噂があるが、これについて法務局はその真偽を調査した結果、うち二名はそれぞれ某県下の父及び母の膝下に引取られ、他の一名は某県内の商社に住込就職のため退寮した者であつて、いずれも発病したものであることが明確となつている。右のことは秘密保持の立場から特定の場所等を掲げることが出来ないが、従来の資料等についても疑念のある向(ママ)に対しては、隔意のない質問に答えたいと思う。

要するに、世の親として子に対する愛情は優劣はないので、不幸な児童の健全な生育を唯一の希望として療育生活に日を送る患者の立場に代つて、社会が龍田寮児童を温い愛情によって迎え、彼等楽しく明るい生活を与えてやるのが、一面療養生活によつて、社会をらしいの汚染から護るといふ患者の協力に対しての

大きな応酬ともなろう。

尚又国家公務員たる重責の上在り且つ深層なる専門的学識と経験とを持ち、一面には国家の諮問機関としての存在であり国内のらい根絶に挺身している宮崎恵楓園長が敢えてらい感染の恐れある者を一般学校に通学を求めることがないのは常識的にも肯首されることであろう。此の際、旧来の習慣的偏見を棄て、感情を超えて高い知性と意識とによって、この問題が平和裏に解決されることを期待して已まない。

③法務省、文部省、厚生省の打合せ会（昭和二十九年四月一九日）

らい親族児童の通学に関する厚生省・法務省・文部省三省の打合せ

一、日 時 昭和二十九年四月十九日

一、場 所 人権擁護局長室

一、出席者

人権擁護局長

戸田正二

全 第二課長

斉藤 巖

文部省初等中等局

初等教育課長補佐

全 初等中等局

保健課長補佐

厚生省国立療養所課

佐藤文雄

全

佐々木満

全

大塚 弘

熊本地方務局長

土肥義雄

打合決定事項

一、三省既定方針は変更する必要を認めず（三省一致）

二、当面の同盟休校の紛糾を收拾する為、P・T・Aの提案による黒髪小学校新入学一年生である保育所児童四名について東大又は熊大の癩学者の検診を受けるといふ事については、らい予防法の精神にしたがえば、このような事情によつては、本人及び保護者の意思に反して検診をすることは問題であると思われるが、右関係者の自発的意思によつて検診を（らいの有無について）受けることは、官側の関与しないところである（三省一致）

右の検診を受ける為に要する経費の支弁は熊本市教育委員会がしても、その他の者がしても、之亦、官側の関与するところではない（三省一致）

たゞし、右の検診の結果が陰性となつた場合はそれで問題を收拾させるという条件ならば便宜上無意味とは思えないが伝えられる如く更にこの結果も信用しないという事で単に遷延賓に（ママ）任せられるならば、無意味である（三省一致）

三、厚生省としては、国立療養所菊池恵楓園長の診断を反証なき限り支持するものであるから、特に再検

討の必要があるとは認められず、従って、学者を斡旋することは引受け兼ねる。(厚生省)

四、事態の紛糾をここに至らしめた理由の主たるものは、有能なる校長及び教頭が病休中であること及び、居ないことによると考える。故にその点についての考慮を払わなければ問題の解決は困難であると思われる。

当方としては、地元教育委員会の報告を求め速に解決を要望するつもりである。(文部省)

④熊本地方務局人権擁護課長宛電文(昭和二十九年四月二〇日)

昭和二十九年四月二十日午後五時十分受

法務省人権擁護局気付熊本地方務局長

熊本地方務局人権擁護課長 殿

電 文

人権擁護局長の指示は次の通りである。

一、これ迄の方針を依然として変更することなく熊本市教育委員会の(竜田寮)児童の通学許可の措置を至当なもの認め、これを従来通り支持すること。

二、同盟休校については、これを強行する父兄は正当な理由なく自己の児童の教育を受ける権利を犯すものであって、学校教育上遺憾な行為と認められるので、委員会当局と協力して父兄等を説得し解決に努めら

りたい。

なお人権擁護局主催の打合せに出席した文部省、厚生省、係官も同局の意見に賛成した。

⑤ 検診についての熊本地方法務局人権擁護課長の見解（昭和二十九年四月二十八日）

自発的に診察をうけること、らい予防法第五条との関係についての

熊本地方法務局人権擁護課長の見解

（昭和二十九年四月二十八日口述筆記）

児童の福祉について必要と判断した上での行動（求診察）であれば、必ずしも自由意思が抑圧されたと  
いう形での「強制」の意義には解せられない。

本問題についての診察は、らい予防法第五条の規定による診察とはその目的を異にしている。何となれば児童の福祉即ち通学させるために必要と判断したものである以上、あくまでも第五条による診察と結  
付けて解することは出来ない。

⑥ 熊本地方法務局の所見（昭和二十九年五月六日）

龍田寮児童の黒髪本校通学拒否問題に対する所見

熊本地方法務局

去る四月二十七日、八の両日にわたって行われた四名の竜田寮児童に対する再審査の結果について、恵楓園（患者も含めて）市教委PTA間に論議が一致せず、円満解決の希望が失われるに至った今日、市教委は教育行政の立場から、社会常識を加えて情理兼ねつくしたものとの見解に立って、文教委の最終斡旋案のとおり、児童四名のうち一名の要観察者を除き他の三名のみを通学せしめる旨の声明を発表したが、

当法務局は、熊大において要観察と診断された者の総合判定について検討した結果、同書に記載の「客観的に察知せらるべき癩症状を発現しているとは認められないが今後注意して観察する必要があると申さねばならない。」という観察の旨がある旨の一点により、当該児童が他の児童にらい伝染のおそれありとは考えられない。のみならず、らいの症状が発現していないことは明白であり、耳鼻咽喉科、小児科、神経科その他にも病変がないことは各科個々の診断にも明瞭で、皮膚科のみの特色を以て直にらいと診定されたものでない以上、伝染のおそれありとはなおさらいわれないものと判断して誤りはなからう。

しかしこゝまで到達して来れば、勢い、問題はらい専門医としての恵楓園長の診断と前述熊大における診査の結果が、対立するものであるかないかを考える必要も生ずるわけであるが、当局は両者の診断はあくまでも対立するものではなく伝染の危険はないとの結論に変わりはないと考える。

まして、らいの隔離観察の施設でない竜田寮に、らい予防上、観察を要する者は居ない筈である。

この点我国のらい臨床家として屈指の権威者であり、らい指定医である国家の機関として、らいの治療及び絶滅に挺身している恵楓園長を信頼する外あるまい。

殊に同園長及び外一名のらい指定医による五月二日の診断は「らい患者でない。従って伝染の危険なきものと認む」となっている。

仮に一名の通学を拒否し竜田寮において観察するとしても一般家庭その他公共の施設場所には何等制限を受くることなく自由に入出入りすることができるのであつて、この点市教委の通学に関しての措置と大きな矛盾を来たすものである。

殊に君子危きに近かよらず式の杞憂により差別することは、人道上許さるべきことではない。

未だ事理を弁えぬ一小児とは言え、明瞭な人権侵害である。

以上の見解に基づいて

全員通学せしむべきものと結論した。

⑦熊本地方法務局長の市教委長宛要望書（昭和二十九年五月三一日）

熊本地方法務局長 土肥義雄

熊本市教育委員会

委員長 岡本亮介 殿

非癩児童の黒髪小学校通学問題について

標記問題について、当局は客（ママ）年十二月国立療養所菊池恵楓園長より同園附属保育所（竜田寮）児童に対する教育上の差別待遇の故をもって申告を受け、人権侵犯容疑事件として調査を行つて来たところであ



りますが、

貴教育委員会においては当初より各種の困難ななかにも基礎資料の収集、事情調査等に最善を尽くされ、屢々委員会又は協議会を開催して審議検討の結果、去る三月一日には、当局において前記保育児童を本年四月以降全面的に通学させる旨の和解が成立するに至り、次いで同月十一日及び十二日の両回にわたり、かねて通学させる旨の基本方針を声明されたところであります。

右は教育行政の公的機関として寔に妥当な措置であり、かねて敬意を表して来た次第であります。

しかるに貴教育委員会が公明なる識見をもって、黒髪校一般児童の保護者等に対し、保育児童にも均等な教育の機会を与えねばならぬとの理解を図るため、屢々の機会においてあらゆる努力を傾注されたにもか、わらず、一部偏見に基づく感情によりついに円満な理解を得るに至らず、ために四月入学期に至り貴委員会は英断をもって、通学実現の第一歩として、とりあえず、本年度就学の保育児童四名の入学を許可されたことは、世論の強く支持する所であります。

然るに、黒髪校児童の一部保護者は、保育児童の通学拒否を企画して、義務教育史上に類例を見ぬ同盟休校を取ってし、その目的貫徹のため、あらゆる手段と方法を用いて貴教育委員会の措置に反対したことは、すでに一地方の問題に止まらず、全国的な教育上の非常事態として多くの関心を生じました。剩え学校の一部施設を占拠してその対策本部とし、或は反対町民大会を主導し児童を使用してプラカードを掲げ、ピラを配布し貴委員会に対し或は市長、市議会に反対陳情デモを行うなど、その常軌を逸脱した反対運動は期せずして一般の批評とひんしゆくを買ったことはいまもありません。

貴委員会は教育行政の責任ある立場において同盟休校の最悪事態の収拾に腐心せられ、緊急事態として四

月二十二日黒髪校の臨時休校を宣言し、市議会文教委員会のあつせんに応じ、保育児童四名に対する再診察の結果、熊大附属病院において要観察と判定されたもの一名を除き三名のみ通学させるに至ったことは、なお問題は残されているにしても蓋し当時の事情からして已むを得ざるものといわねばなりません。

貴委員会が過去半年の間絶えず両関係者の激烈な要求の中にあつて、あらゆる困難と闘われ機に臨み時に応じて善処し今日に至ったことに対して当職は心から敬意を表するとともに、不遇なる保育児童を愛情をもつて温く迎え入れようと努力を払われたことに対して、深く感謝する次第であります。

然し乍ら、これら児童の問題はひとり義務教育の問題に止まらず、遠く将来にわたる社会生活上の重大問題でもありますから、現に通学の三名は勿論分教場に残された一年の一名と二年生以上二十一名もともに通学できるよう早急に特別の御配慮を頂きますように、に要望してやみません。

#### 8、日本子供を守る会八代支部の陳情

前掲『通学問題をめぐって』二二頁以下に掲載の日本子供を守る会八代支部「大達文相への陳情」（昭和二九年九月一日）によれば、文相に対して次のように訴えられている。

先般来より色々な問題を含むために、仲々解決の糸口を見出さない龍田寮児童の黒髪本校通学問題に対し、私達日本子供を守る会八代支部は極めて遺憾に思い、子供を守る立場から速やかな解決を求めるものであります。

現在すでに癩病は遺傳ではなく傳染病であり、然も胎児傳染の仮説は有つても、その実例を見た事がないと

云う事は周知の通りであります。

唯親が癩患者であるという事のために、何の病因もない子供達を白眼視し差別的に遇する事は、その子供達を冷い枠の中に閉じ込め、教育の機会均等又平等を侵害し人間としての自由を奪い、民主主義の根源を破壊する盲信的迷信であり、子供達の人権を剥奪する以外の何ものでもありません。

教育は封建的因習を傳へるものでなく、平和な住みよい文化的世界を作るための、新しいあらゆる科学を傳へるものであり、教育委員会はその大きな任務を遂行するために最も子供の事を考えてその福祉を図るべきであります。

然るに熊本市教育委員会は唯単に地元一部の父兄の反対、然も迷信を政治的に利用してとまで云われている反対に、圧迫されあくまでも健康児として医学的に保証された龍田寮児童の黒髪本校通学に何ら一考する誠意も示さず、又色々な誹謗に堪へられず、その児童達の親の少数の人達が、親類知人に泣きついて引きとってもらったのに対し、通学に反対する人々の中で発病する子供が隔離されたのだ。本当に何時発病するか分らないのに、そんな子供達を家の子と同じ学校にやっってもらっては困ると、反対理由の宣傳としている事などに對し私達は情なさと深い憤りを憶えるものです。

然も現在その反対派の人々の中には、寮児が健康体である事が否定する事が出来ず、遂に龍田寮を解消し、他の普通の施設の中に入れ、そこで教育したらどうかという話が出ています。ここに至っては最早単なる対立を超え、何としてでも自分の体面だけは保とうとする古い因習に捉われた責任回避としてしか取れません。

他県ではすでに十年も前に解決を見た問題なのに、一部反対者の依固地な反対のため恵楓園の人々は今まで

凡ゆる運動をして来たことから、実力行使も辞さないと決心していると聞きました。

問題ここまで来、地元での自主的解決が仲々困難になっている今日、子供を正しく育てる教育の総元締として最も重要な地位におられる貴職に対し、地元反対民の誤解を速かに解き、一刻も早く、龍田寮児童が明るい子供として一般家庭の子供と同じく、楽しく学校に行きすなほに育つよう教育、人権その他あらゆる立場より善処くださるよう、私達日本子供を守る会八代支部一同は心よりお願いする次第です。

(昭和二十九年九月一日)

9、国会議員

菊池恵楓園入所者自治会の求めに応じて寄せられた国会議員の見解(前掲『通学問題をめぐって』二六頁以下)は次の通りである。

①衆議院議員(自由)・松原一彦

理性に従って行動することが出来ず、伝統的な忌避の感性に支配されて此等の児童を失望させる人々のあることを恥しく思います。といてケンカして片づく問題ではない。この際は一步退いて次の機会を待ちたい。急がば廻れ、こうして自然融和のときが来ると思う。いつもいつもお気の毒な事ばかりで、せめて世論の蒙を啓きたいものです。

②衆議院議員(左社)・山花秀雄

先に陳情書を頂いた患者家族児童通学の件については、早速わが党厚生委員長谷川保氏をして、厚生委員会

にて善処して頂くように致しました。なお関係委員会の法務に於ては人権擁護の面から、更に文部に於ても各々本問題につき党委員をして解決の努力をなしてくれるように申し入れております。

続出する種々の障害に耐えて皆さんも大いに御健闘あらんことを切に念じます。

③衆議院議員（改進）・並木芳雄

陳情書などの書類拝見しました。お申出の點についてはできるだけ努力いたしてみます。どうぞ皆さんによりしく。

④衆議院議員（左社）・淡谷悠蔵

斗病の御苦労だけでも大変なところへ、あやまった社会通念から、不当な迫害と差別待遇をうけておられることに、いつも心をいためております。らい予防法の改正の政府の基本観念にさえ、それがあらわれているのを見た際、社会一般の無理解を嘆く前に、為政者の勇氣と良識と愛情とを切に求めるために闘ったのでした。

ハンゼン氏病に対する社会の正しい理解を深める運動は、それにつけてもますます真剣に進める必要があると切に考えます。

⑤衆議院議員（左社）・長谷川保

返事が大変遅くなりまして申訳ありません。昨日（五月十三日）の厚生委員会に於てこの問題を取り上げましたが更に本会議に於て緊急質問をするつもりでございましたが、自由、改進の態度がはっきりせず、或は本会

議での緊急質問を阻止する事も考えられますが徹底的に追求し解決するつもりです。

⑥衆議院議員（左社）・鈴木茂三郎

陳情の黒髪小学校の通学拒否の件、早速党の国会対策委員会でも検討致し尚党の厚生委員とも連絡し問題解決に努力中です。必ず皆さんの御期待に添うよう努力致します。なおこの問題は文部委員会でも取上げ検討中です。

五 通学賛成派と反対派との激しい応酬

いわゆる龍田寮児の黒髪小学校本校入学問題については、賛成派と反対派との間で激しい非難の応酬がみられた。藤野豊編・解説／編集復刻版『近現代ハンセン病問題資料集成／戦後編第五巻／龍田寮児童通学問題Ⅰ』（不二出版）および同『同／戦後編第六巻／龍田寮児童通学問題Ⅱ』に掲載された各資料によりつつ、この応酬の実際をみてみることにしよう。

1、反対派による賛成派の非難

まずは反対派による賛成派の非難についてである。

一九五四年二月に出された「癩未発病児童黒髪校入学反対有志会」による呼びかけ文では、次のように記されている。

◎癩病未発病児童の黒髪校入学反対

▲あなたの子供を恐ろしい癩の未発病児童と机を並べて

1、勉強させてよいでせうか

2、食事を共にさしてよいでせうか

▲あなたの子孫はどうなっても構いませんか・・・

▲黒髪校区は只今重大危機に直面しています依つて左記に依り町民大会を開きますので奮ってご参加ください

記

一、二月二十八日(日) 午後二時

二、木幡神社境内

一九五四年六月一〇日に「黒髪会結成準備委員会」から出された呼びかけ文では、次のように記されている。

黒髪会結成にあたりて

竜田寮児童の本校入学に端を發した黒髪校問題も御承知の如く市文教委員会の斡旋により四名中三名の通学により一應平穩に歸したる感がありますが、癩医学そのものがまだ未解明の部分の多い現在、例えば学校に於て健康管理が実施されても完全なる予防の実績を挙げ得るや否や甚だ疑問視される現状に於て子供達自身も又皆様方もなにか「モヤモヤ」した不安や焦燥を感じてゐられる事と思ひます。又恵楓園側は残りの二

十一名と例の一年生一名を早急に通学させてくれとの強い要求運動をつゞけており更にこのまま静観しておれば、来年度新入学の児童が大手をふって入学して来る事も予想されるので此の際同盟休校時の様な強固な気魄を振起して今後の事態に即應出来得る対勢(ママ)の確立を計るこそ目下の急務と存じます。

此の度新しい構想の下に黒髮会を結成し当面の事態收拾に当ると共に皆様方の盛り上がる偉大なる熱と力によつて本問題の根源である竜田寮を黒髮地区よりなくし清潔なそして健全なる教育の場として黒髮校を守り抜くため努力しなければなりません。

もとより竜田寮の移転問題は、政府厚生大臣にその権限がありこれを動かすには縣知事市長の盡力にまづより途はありません。そこに黒髮会結成の意義があり、又黒髮校区全町民が強固なる団結の力が發揮され初期の目的が達成されるのです。尚本会は一時的のものでなく恒久的に維持経営し黒髮地区住民の福利増進と共に文化の向上を計り地域の発展の母体ともなつて邁進したい念願(ママ)でございます。

御多用中甚だ御迷惑ながら右の趣旨に御賛同くださいまして直接或は各町内連絡員を通じ、御入会下さる様御願ひ致します。

一九五四年七月に「黒髮会結成準備委員会」から出された『黒髮会発会特別号・町民の声』では、次のように記されている。

黒髮会に就て

第十一町内 前田市次郎



序

最近、まだ正式に発会してもゐない黒髮会に就て、新聞や放送等に、兎角の批評が散見されます。その概ねは一知半解の知識を以て、憶測というよりも、故意に歪曲した論議ばかりで、吾々としては誠に笑止千万の事ではありますが、然し何といつても、新聞や放送等の宣伝力は強大であります故に、或はこれらの論議に惑はされて、入会を逡巡されてゐられる方も、一部には居られること、思ひますので、私は発起人の一人として率直に所信を述べて皆様方のご参考に供したいと存じます。

☆ 黒髮会発会の動機

黒髮校問題が一応収まった五月中旬、熱心な町内連絡員の方々より、PTAとは別個の団体を組織したらと云う提唱が行われました。

その趣旨は、竜田寮児童の黒髮校通学に反対して同盟休校にまで発展した、所謂黒髮校問題も、市の文教委員会の調停案を一応うけいれて、四名中三名の児童を黒髮校にお預かりしようとゆう線で、尖鋭化した事態を收拾したのであるが、過去に於ける竜田寮児童の発病の実績から考察しても、立田寮児童は絶対健康児ではなく、要観察児童であり、いつ発病するかも知れぬ児童であると思はれる。又癩の医学そのものが、まだ未解明の部分の多い現在の状態に於て、例え、学校に於て、健康管理等が行われても、完全な予防の実績を挙げ得るや甚だ心もとなく、父兄の不安、焦燥は益々増大するばかりである。故に吾々は当初の主張通り、竜田寮分校を整備拡充して、該当児童を寮内施設に於て教育するのが、一番適切な方法であると思考する。然るに恵楓園側は自ら発表した発病者の実績を無視して、『竜田寮児童は絶対に健康児なり』と提言し、新聞・雑誌等の言論機関を駆使して、皮相な人道論と、公式的な科学万能主義を社会に流布させ、吾々の立場

を窮地に追ひ込む作戦を探りつゝ、あるのである。

吾々は、此の挑発的行為に乘ぜられて事を構えるの愚を求めたくはないが、このデマ宣伝に対応する強力な団体を結成して、人道主義、科学主義の美名の下に隠れて、恐るべき病菌の媒介者を、平和な市中の小学校に持ち込み、少数者の人権擁護に藉口して、一千九百名の黒髪校児童の人権を蹂躪しようとする彼等の暴挙を防がねばならない。

又、一步を譲つて、彼等の主張する『絶対健康児』の線に同調すると假定すれば、これは結局、竜田寮の存在を根本的に否定せねばならない結果となる。何故なれば『絶対健康児』が竜田寮と云う癩の子供の收容施設としての、看板を掲げた場所に存在することは、癩予防法第二十六条の『秘密保護』の条文に抵触するからであり、この点を推し進めていけばひつきよう、それは早急に竜田寮を解消し、收容児は一般養護施設に分散收容し、社会との無用な摩擦を排除すべきであるとの結論が出てくるのである。(この点に就ては別項に於て松本氏詳述)

いずれにしても、要は、黒髪校児童ばかりではなく、同じ人の親として、竜田寮児童の将来の幸福といふことも十分に考慮して、それをまず前提とした解決法を見出すべきである。・・・

#### ☆ 黒髪会の性格

前項の説明に依つて、黒髪会設立の動機に就ては、大体お分かりの事と思ひますが、これで黒髪会の全部を語つたとは申されません。何故ならば、黒髪会はこの外に、もっと大切な目標を持つものであるからです。いはば、竜田寮問題はその目標の一つであり、当面の問題であります。その解決には会の全力を集中して、早急に事態の收拾に当ることは勿論であります。黒髪会はこの問題が解決すれば、直ちに消滅するもので

はなく、恒久的に維持運営して、全国的にも稀である、黒髪 of 文教地区としての特殊性を深く認識して、地域住民の精神的、物質的向上を目指す、いはゞ公民館運動のごときものに発展昇華さるべきものであることも併せて決議せられております。例えば地域内の先覚者の顕彰、埋もれた史蹟の発掘と紹介、其他有識者を招いての講演会、或は読書会等の計画も樹てられてい、と思ひます。・・・

☆ むすび

(略)

町内の皆様!!

地域住民待望の結晶である黒髪会 of 門出に熱烈なる拍手を贈らうではありませんか。

一九五四年八月に「黒髪会」から出された『町の声(第二十一号)』では、次のように記されている。

私は要求する

十町内丁生

八月十二日大阪毎日新聞、同じく十四日熊日に報導せられた記事に依ると、恵楓園関係者は、九月新学期から立田寮就学児童全部を黒髪本校に通学させてくれと、再び法務局を介して、市教育委員会に要請した模様である。事実とすれば、何んと騒ぎを好む人人で有り、へいじような状態で円満に処理しようとする地元住民の苦心を踏みにじり、只だ無用に人心を刺激する愚かな行動するものかと驚く外なく、心の底からの怒りを感じ、今後絶対的妥協点は無い事を確認する者で有る。鬼面人をおどす、法務局に何の関係や有る。法

務局は若し健康児なれば教育を受ける権利があり通学させるべきで有る。この原則的人権の侵害に對してのみ発言が出来るもので、教育行政には厚生省と同様何等命令し関与すべき機関で無い。特にわれ々の黒髮校に限定入学せしむべしとは云つて居らぬはずで有る。正規な公認せられた分校に就学する事が法規的に都合が有るやいなや、若し無いとすれば、いかなる理由にもせよ、教育行政上の問題に主動的立場をしめる事には承服出来ぬし、一方、法務局の名を出す事に依り事を表面化して世を騒し、より健全により幸福に平和であれと願う社会の一部に動揺を起させ、真の目的である子供の教育の問題から遊離して、患者の意におもね、こゆ々(ママ)と恵楓園関係者の感情問題、面目問題として無理に騒ぐ、問題化する事には、不純な工作と理由が有る様に私は感じる。世は疑獄ばかりで有り、国民は役人を信用せぬ時期である。

立田寮解消の件は厚生大臣は県庁前で心配するなど公言した。後事を託された大臣の代理と考えられた厚生省医務局長高田氏は恵楓園の親方で、入学を吾々に懇願して結論も何も出さず帰京した。

吾々は根本的に不安で有り、全部が健康児なりと信じて居らず、立田寮よりの通学に反対で有り。一応現在通学の三名も可及的速やかに何等の処理をして引取ってもらい、吾々の子供がモルモットの様に、試験動物として置かれた現在の立場より解放せられると同時に、黒髮校を昔の様な明朗な教育の場で有らしめる様要求する。

厚生省の一福祉施設で有つてはならぬ。又、私はライ患者は御氣毒と思ひ、其の幸福を願ふが、ライ病は絶対に撲滅すべきで有り、日本から、否、世界から一人の患者も出ない時機の来る事をのぞみ、其の方向に努力し、其為には在る程度の犠牲も止むを得ぬと思ふ。

それでも入学を主張するならば、医学的に科学的に、人道的に充分なる説明をして、吾々を納得せしめて

もらうことを要求する。解らぬ、不明で有ると云う事は説明にならぬ。

一九五四年八月に「黒髪小学校PTA」から出された「立田寮児童黒髪小学校通学に反対するもの、考え方」では、次のように記されている。

立田寮児童黒髪小学校通学に反対するもの、考え方と在り方

黒髪小学校PTA

(前略)

●何故に反対したか(単なる偏見や感情論ではない)その理由。

宮崎園長は「立田寮児童は絶対健康児である」と証言、これは医学の常識であると附言されているが、これだけの事で理解納得のつく大衆はいないのである。強いて解答を求めた時の答は「現在病気にかかってない子供は健康児である」とのみである。

これに対し私たちは端的に申せば、立田寮児童のその半数近くが無症状感染児童であると信じます。このことはライ医学に通ぜざる素人としての空想や、偏見による感情から出たものではない。

厚生省公衆衛生局技官佐分利輝先生の説明(斎藤潔博士監修公衆衛生学二二頁)によれば、らい予防方法のうち一般的な予防方法の第二項患者の隔離において、普通、らい患者の家族の小児の半数は、らいに感染するので患者の子供は生まれおちると同時に患者から離して育てる(後略)

この説明は同じく厚生省斉藤国立療養所課長の談話にも。未感染児童も出生と同時に隔離されたものは問題

はないが、隔離までに親とある期間共同生活をしていた子供にはやはり問題が残っている。この両先生の説明により立田寮の児童は少くともその半数が保菌者であり無症状感染のものであるとの疑問と不審が起るのは当然である。又その衛生学の教うるところによれば病毒の保菌者の連鎖によって伝承されるものであり、立田寮は患者の子供の収容されている宿舎であり、集団生活の場であるので、保菌者の連鎖による伝承の理念からみても誠に気味悪い場所であるとの深い疑問が起り不安が生じてくるのも当然ではないでしょうか。昨年十二月九日PTA総会のとき宮崎園長は立田寮児童は全部園内で出生したのではない証言しておるので不安は増大するばかりであります。

又、実際において保菌者は病染源として患者よりも遙かに大きい役割を演ずるものであるという医学常識からしても立田寮に於ける児童の集団生活が一種の危険区域と看做すことが無理であり、非人道、非科学的となるのでしょうか。

伝染病医学の要諦は病原体を発病量以上に(ママ)大量感染の防止にあると特に注意されておりますが、宮崎博士の説明では却って不安を感じるばかりで少しも納得がゆかず逆に不安は増大するのであります。

而も立田寮に於いては過去十年間に左表の如く一五九名のうちから五名の入院患者が出たことは恵楓園の波多技官によって法務局の会談の節に発表されたものであります。

(表は略)

この五名の発病原因は栄養失調、その伝染経路は不明であるが寮外にて感染したものであるかもしれないと付言されたのである。

栄養失調による発病ほどの伝染病においても一応は原因となるものらしく熱量の低下により抵抗力も免疫力

も低下して発病を早めることは一般的な常識として承知していることであるが、厳密なる監視が行われ専門的且つ予防的立場から児童の接唇も重視して注意深い良心的管理が行われていた立田寮内から五名の患者が発生した事実は、事実無根であるという宮崎博士によれば寮内で発病したのではなく恵楓園に移してから発病したのであると強弁するのであるが、素人観では鶏と卵の話の如き感を受ける又これはライ予防法第六条第四項によれば、ライを伝染させるおそれがあると診断した場合でなければ入所を勧奨することが出来ないと規定されているので発病しない子供を恵楓園に入院させたとすればこれは正に人権問題ではあるまいか、この申し開きにより不安はムシロ恐怖に進み園長に対する不信は増大するばかりであります。

更に、宮崎博士はライは結核と同じものである。ライの特効薬は結核に、結核の特効薬はライに夫々特効が現われるように、ライは体外面に結核は体内面に発生し畸形や物質欠損させる病気であると公表されたが結核と同質のものであり特効薬も共通の効果を見る程に相似たものであるなれば、人工免疫法も発見されたい、筈である。簡便な検出法もいまだに無い癩と結核が単に病状態だけの相似面のみを強調されておるが、結核の場合は少年時代は特に神経質なくらい気をつけねばならない。子供の結核は非常に厄介で、一見結核の症状を呈しないため発見がおくれて大事をひきおこすことが往々ある。このことは癩病の場合にも同様の注意がなされてよいのではないか。又濃厚感染は家族、同居人、友人などから受けるものが多く、屋外感染の三倍から七倍の数字が示す如く屋内に病原体が出て気づかぬときは全人員に感染すると注意づけられておるのであるが、いずれにしても集団予防が大切であることに留意すれば学校衛生の立場から又健康教育の面からみて学校伝染病予防規程には結核に関する諸規程は厳存するが、ライに対する規程は不幸にして発見できないのである。結核より感染度が低いといわれているが、結核と同じ慢性伝染病であり宮崎博士の云う如

く同質のものであれば、少くとも衛生的見地、予防医学的立場からする学校衛生に關してのライイに対する予防規定の制度があるべきものではなからうか。この規程が制定されて始めて一般大衆にも納得と理解がつき、らいに対する疾病秘匿という特殊事情も解消し、目指すらいの撲滅の目的も達し得る入院隔離が完全履行されるのでないであらうか。又、らいは親から遺伝するものでない（このことは鹿兒島県鹿屋市西俣小学校の場合と当熊本黒髪地区との相違点である。鹿屋市民多数のらいに対する（智識）は、遺伝だから感染しない”この土台に立つてすべてがスムーズに運ばれたのである）しかし乍（ママ）、ライの家系はあるらしく、これは或る人々が、子孫にライに罹り易い体質を遺伝するためと考えられている（衛生学二〇九頁）更にらいに對する感受性という点においても、個人で違ふ抵抗力、又乳幼児と小兒期に最も強くそれより年齢を経るにしたがつて次第に弱くなる。

それで或る学者は高等学校は問題はないが出来れば中学校時代まで共学は実施しない方が望ましい。とりわけ小学校時代は共学はさけるべきであると考えている。

以上申し述べました件で宮崎博士や賛成派の謂うが如き単なる感情論や、偏見による恐怖嫌悪による反対ではないことが十分にご理解して頂けること、存じます。

● 今日までの結論として

#### 念願する解決方法

本来吾々の通学反対の理由は、前述の如く立田寮の收容児は“要觀察兒童”であるとの認識の上に立つておりますが、同時に同寮の実体は特殊施設であると考えます。それについても一般の保育所とかわらないと公表されている。これについて厚生省医務局高田次長は



“弱い子供だけ集った（宮崎園長はこれを絶対健康児と称する）場合には、それに相応した保育所の管理をやる。それから本人は別に異常は認めないけれども、その親が患者であった場合には、必ずこの子供には出来るだけ気をつけて見るということは、これは医者なり管理者なりの当然の責務である。弱い子供を收容している児童の施設で、これは一般の施設であるから一般と同じような生活でも取扱えというのであれば困ります。やはり具体的な事情に応じた取扱いなり或いは健康上の注意なりを管理者なり医者なりが図っていくということは、これは当然のことであります。”（八月七日熊本市教育庁会議室に於ける録音筆記より）

この高田次長の納得のゆく明確平意の説明によれば宮崎園長の主張とは完全に喰違いが生ずるのである。なお、熊本大学体質医学研究所長緒方博士の立田寮に対する見解は

“立田寮の児童は園長の管理下にありて、可なり厳密な監視が行われており、専門的且つ予防的立場から児童の環境歴も重要視して注意深い良心的管理が行われているところである。”

これは熊本法務局に対する答申の抜粋であるが、この証言と高田次長の説明とは符合一致するものであります。したがって立田寮の性格は正に要観察宿舍であることに間違いはありません。これに対しても園長は目を掩うが如き態度であくまでも普通の保育所であると断言しておるのであって、園長に対する不信はますます増大している現状であります。

陳情書に於いて申し述べました如く、いつまでも対立したる意見のまゝ、推移することは、問題を益々こじらせるばかりでありますから、百歩をゆずって彼等の主張する「健康児」の線より解決点を見出すために、立田寮廃止の意志なき厚生省の方針を尊重して

“同寮収容児を幼児のみに限定し、学齢期に達したる児童は一般養護施設に分散收容して、其処より通学す

べきである”

との解決点を提示主張している次第であります。なおこれについての見解を付け加えますならば、彼等は、一日も早く療養所外の潜在患者を療養所に收容してその伝染の根源を絶ちその撲滅を計ることを最高の命題としてその目的のための一手段として本校通学を強要してゐるのであります。又彼等の主張する「絶対健康児」が患者の子の收容所として一般に周知されておる立田寮に存在し、あまつさへ、其処より集団的に通学して来ることはライ予防法第二六条の秘密保持の条文を自ら破棄するもので、絶対健康児であれば、患者の子であるという悲運な烙印を取除いてやるためにも一般の養護施設に收容するべきが当然であります。

患者の子供としては誰も気付かない一般養護施設に收容することが斯様な観点からも最善の方途であると考えられます。いずれに致しましても、この問題は、吾々の子弟は勿論、立田寮児童の眞の幸福というものが第一義として考究するべきものでありますが故に、以上申し述べましたところがライ予防法の精神にも、児童憲章・児童福祉法等の立法の精神にも合致する解決方法であると信するのであります。なお、人権侵犯、教育の機会均等に関しては直接吾々は関係なくこれは熊本市教育委員会との関連事でありますので別に申述べません。

(以上)

一九五五年一月に「黒髪校PTA」から出された説明文では、次のように記されている。

黒髪校PTAは立田寮児童の直接通学に何故反対するか？

立田寮児童は親が恵楓園に入院するとき連れて来たものでその半数は保菌者と云われてゐます。このことを裏書きするように立田寮からは昭和十七年以來九名の発病者を出してゐます。これは宮崎恵楓園長が参議院文部委員会の席上問ひ詰められて白状した立田寮の実体です。恵楓園や四、五名の賛成者はこの事実を殊更に隠して立田寮は一般の養護施設と同様で収容児童は健康児ばかりだから黒髮校に入れると云うのです。吾々は、発病の恐れのある子供であるから数年間嚴重に觀察して大丈夫とタイコ判を押された子供だけライ患者の子供だと知られてゐる立田寮から出して健康な場所に移し、そこから小学校に通学させよと主張します。この処置のとられた子供は黒髮校に入れると云つてゐるのです。こうすれば立田寮児童も幸福になると思ふのです。皆さんはどちらが正しいと思ひますか!!

黒髮校PTAには賛成者は四、五名です。それにもかゝらず恵楓園と賛成者は恵楓園の職員看護婦を総動員し賛成者の一部は大学生、女学生を備つて二十九日公会堂で真相発表会と云うものをやり如何にも黒髮校PTA内で賛成者が多数居るような印象を社会に与へようとしてゐるのです。又黒髮校PTAが自分達の学校に入れない為に他の学校に厄介払いひをしてゐるなどと殊更に事実を曲げて悪質な宣伝にヤツキとなつてゐるのです。全市の有識者は一致して黒髮校PTAの言ひ分には少しも無理がないのに何故恵楓園や賛成者が反対するのかを腹を立て、ゐるのが現在の状態です。

以上、反対派による賛成派の非難をみてきたが、この非難には実に激しいものがある。

2、賛成派による反対派の非難

次は賛成派による反対派の非難についてである。一九五四年八月に「熊本市立黒髪小学校PTA有志一同」から出された「陳情書」では、次のように記されている。

昨年十一月より熊本市立黒髪小学校に発生いたして居ります竜田寮児童通学拒否事件は、わが国の義務教育制度史上将来にわたって拭う可からざる汚点を残すものであると同時に、良識ある国民が齎しく最早隠忍自重の域を脱して痛憤に堪えざる事件で有ります。

私共は何故にこれまで文部省が本問題解決の為に一大英断を以って事に臨み、強力なる勧告を熊本市教育委員会に対し為さなかつたかを甚だ遺憾に考えます。

希くば、文部省は本問題の処置について行政上の責任のある関係各省各機関と緊密なる聯繫の下に、私共日本の教育基本法に対して根本的疑念を抱かしめざるよう、更に今回熊本市教育委員会がとりたる奇怪極まる諒解に苦しむ措置に対し貴職の職権に基いて強力なる勧告を熊本市教育委員会に対して行い、それに依り九月一日付にて竜田寮児童にしていまだ黒髪小学校本校に通学を許されざる二年生より六年生までの学童全部を通学許可せしめるよう、とくに要望いたします。

貴殿の御来熊に際し、私共は人道的見地・科学的良心の立場より、最早不純なる圧迫の下に正当なる機能を喪失したる熊本市教育委員会の現状を座視するに忍びず、敢えて非礼を顧みず右陳情致します次第でございます。

幸に貴殿の格別なる御配慮と日本教育基本法を護る重大なる貴職の責任に基いて、問題が早急に解決する事を重ねて懇請して止みません。

昭和二十九年八月三十日

熊本市黒髪小学校 P・T・A・有志一同

大達 文部大臣 殿

昭和二十九年九月二日に「黒髪小学校 P T A 有志」から出された「声明書」では、次のように記されている。

今春世間の耳目をひいた竜田寮児童の黒髪小学校通学問題は、憲法、教育基本法、癩予防法に守られ、圧倒的な世論の支持を受け、市教委も一度全面通学と決定。まず一年生三名のみを入学せしめて事件は解決した様に見えた。しかるに頑迷な P T A 反対派は、正面から正義に拮抗し得ずと見るや、P T A の本旨を逸脱して政治目的の手段と化した町内会を結成し、竜田寮の廃止さえ叫びつつ、残余の寮児の入学を不当にも阻止し、科学的な説明に耳をかそうともしない。一方市教委も数をたのむ反対派の政治的圧迫に屈して当初の勇断を失い、延引裡に事を糊塗しようとする。問題は四月以来何らの善展も見られないばかりか、悪化の一途を辿っている。法と正義と良識がこのような頑迷な多数によつて歪曲されていいものであるうか。

ことに私達は同じ人の親として、かかる差別的待遇をうくる寮児の父兄患者に同情の念なきをえない。しかもこれら父兄は自ら立って反対の反対運動(ママ)をとる自由もたぬ人たちである。よつて私達はこれらの人々に代つて正しいものの実現に努力を誓うのである。既に参議院文部委員会は快く我々の陳情を受諾し

た。引き続き衆議院の文部、法務、厚生委員会も虐げられるもののために立上る筈である。量が正しいか、質が正しいか、その決着の時は遠くないであろう。

昭和二十九年九月二十一日

黒髪小学校PTA有志

昭和二十九年九月二十九日に「黒髪校PTA（賛成派）有志一同」から出された「声明書」では、次のように記されている。

反対派の暴行傷害についての声明書

龍田寮児童の黒髪校通学問題については、我々は癩医学を信頼し、法律の正しい実施のために、反対派PTAに当初から理解と同情を懇請し続けて来た。然るに一般父兄への啓蒙運動さえ終始拒否され、総会その他の会合にも賛成者側の発言は不当に制圧され、遂には反対派は拒否運動を町内会に切り替え、その政治力により市教委にさえ牽制を加えて通学を妥当なりと認むる基本原則の実施を躊躇させ、PTA間の話し合いは全く不能の状態に立至った。

よって我々は、癩予防の国策、教育、人権の自由、差別待遇の排除、のために、やむなく国会に陳情し、その経過報告会を九月二十七日に開催したのである。

然るに反対派は飲酒の上意識的に大挙来場し、妨害の目的を以って堪えざる暴言を浴びせたるのみならず、演壇を包囲し、備品を顛倒して演者を脅迫し、PTA委員某女（二年五組部会長）の如きは、マイ

クを奪って辯士福永勝旗氏の前頭部に投擲するの暴挙を敢えてした。

今回の発表会は賛成者側としては最初の発言の機会であったが、情況一部のラジオ放送によって知られる如く、喧騒を極めた妨害があった。これによっても、問題当初以来賛成者側がいかに発言を拒否制圧されて来たかを判るであろう。

暴行を受けた福永氏は発表会に先立つ二回ほど「生命を覚悟せよ」との脅迫状を受けていたが、これは事実となつて現われ、その打撲傷は裂傷皮下出血、静養五日間との診断を受けた。

右の暴行は立会警察官の現認する事実であるが、我々は女性の発作として敢えて問題としたくはない。たゞ正当な言論を暴力を以て妨害し、直接行動に出づるとき態度は断じて見逃すことは出来ない。この点については反対派PTAの嚴重な反省懺悔と暴行者の衷心の陳謝と謹慎を要望してやまない。

若し、反対派側において何らその意志表示なき時は、我々はやむなく断固たる措置をとることを茲に声明する。

昭和二十九年九月二十九日

黒髮校PTA（賛成派）有志一同

昭和二十九年九月三〇日に「入園者代表」から出された「声明書」では、次のように記されている。

傷害事件に対する声明書

去る九月二十七日夜開かれた龍田寮児童通学問題の国会陳情報告会の席上、通学反対派は意識的妨害戦術

を以つて各辯士に対し聞くに堪えざる罵言雑言を浴びせ公正なる報告と自由なる発言を全く封じ、あまつさえ福永勝旗氏に対しては暴力を行使し頭部に傷害を与えたのである。先に報告会が開かれるに当り福永氏に對しては再度に亘り“生命を覚悟して演説せよと”の強迫状が投げ込まれ、報告会を未然に阻止しようと企てたのであるが、その目的を達せず遂に会場に於いてその悪辣非道ぶりを暴露したのである。

常に反対派は賛成者の言論を不当に圧迫し続けており今回初めて試みられた賛成者の発表会にも拘らず、これさえ終始妨害したことは見逃すことの出来ない由々しい問題であり、反対派の暴挙は社会の正義が許さないであろうことを確信する。かくした暴力は単に賛成者のみに向けられたものでなく、われわれに向けられた挑発行為であり、侮辱であると見なさざるを得ず誠に憤慨に堪えないものである。最悪の場合彼等に対するわれわれの憤りが表面化することを誰が否定することが出来ようか。

従来までの経過を省みる時、PTA会長である瀬口氏の態度は不可解至極であり、最も公正であらねばならない地位に在り乍ら反対派を扇動するが如き言動は現に批判されるべきであらう。今回の傷害事件も無関係ではあり得ず会長外反対派の善処を要望するものである。

昭和二十九年九月三十日

入園者代表 ○○○○

一九五五年に「ゆうかり会」から出された「黒髪校問題の真相を訴う」では、次のように記されている。

黒髪校問題の真相



一、調停案が出るまで

龍田寮児童の黒髪校入学問題は、市教委の調停案を—PTAが拒否することにより—再び激しく盛り上がった。そこでこの問題をよく理解するために、対立の焦点になっているところを説明してみたいと思います。

賛成派の立場 元来賛成派では、(1) 医学的に健康児と保証される以上、そして発病して病状が悪化しない限り伝染の危険はないとする科学的な立場と、(2) 分教室で一年から六年までの複式授業という変態方式による差別教育をなくすため(教育基本法に立ち)、(3) 癩患者の入園隔離をさせるためには、その子弟を所属の寮で保育させるという癩予防法の立場から、龍田寮児の全面的黒髪校入学を主張して来たのでした。然るに、反対派では、ライ医学に耳を傾けようとせず、ライ患者の子弟だから必ずライを伝染させると信じ、(信じないものにはそう信じさせる宣伝をし)、寮児の入学を一切拒否する運動を続けて来たのでした。参議院文部委への陳情 そこで、賛成派は遂に参議院文部委員会に解決を求めたのでした。・・・その結果、堀委員長が仲介に入って、両派協力して円満解決に当る。若し地元で解決しようとしなければ、委員長が乗り出してゆく、という話合いが出来ました。この陳情には、松野・大麻両代議士を始め、谷口・園田・内村・藤田・吉田(重)・松前などの県選出代議士方が超党派的に支援してくださいました。果たして反対派の上京委員はこれほどの声援を受けたでしょうか。それというのもこの問題を熊本の恥だと皆さんが考えていられるからであります。

岡本委員長解決案 参議院での協力約束にも拘らず、反対派は帰ってくると、奇怪にも副会長名義で総会を招集し、出席した賛成派上京委員をウツプンばらしとばかり吊り上げして、協力する意志など少しも示

しませんでした。そこで岡本市教育委員長は新一年生の全面入学の原則に立って、一応の調停案を提出したのです。それはいわゆる九項目とよばれるもので、その要点は

(1) 新一年生(七名)の中、二名を黒髪校に通学させ、他は一般福祉施設に分散、その所在地区の学校に通学させる。

(2) 新三年(新二年は現一年が進級)三名は分散、その施設所在地の学校に通学さす。

(3) 新四、五、六年生は龍田寮分室に残留。

というのです。岡本案は賛成派からいえば、反対派の言分を入れすぎたもので、賛成派はもちろん患者父兄側にも予想されたような強い不満が起りました。しかし、これ以上事を荒だてないという精神から、若し、反対派がこれを受け入れたら一応検討しようという気持ちになりかけたところでありました。

反対派岡本案拒否　しかるに反対派は岡本解決案を一蹴し、(1) 一名も入学せしめない(2) 現在在学の新二年生三名も他校区の施設に分散せよ、と主張しました。そこで市教委も反対派のあまりな無誠意に硬化し、新一年生の逐年全員入学を決議して、反対派に通告しました。驚いた反対派はそこで市教委に集団デモを敢行し、市教委と対決した結果、市教委は、前記九項目を再び提示し、これを受理しないなら、新一年生の全員入学の原則を実施すると返答したわけであります。だが反対派はPTAの臨時総会の結果、市教委の解決案を何ら反省するところなく、再度拒否したのであります。そして当日の会には地元の市会議員を招いてその応援を求めるなど、政治的に市教委を圧迫しようとする兆しを見せて参りました。

二、反対運動の三転

そこで、何故こうまで反対派はしつこく拒否するか。その立場や理由について、真相を解剖してゆきましょう。反対派の運動は大別して次の三期にすることが出来るようです。

一、ライの盲目的恐怖時期

二、龍田寮移転運動時期

三、一般福祉施設へ編入主張時期

(イ) ライの盲目的恐怖時期

ただライが恐い、という心理、これは患者野放しの本妙寺時代を見聞している中年以上の人々に多いことも無理からぬことでした。従ってどんなに児童が健康であつても、ライ患者の子弟というだけで、伝染性をもつ汚い危険物の様に思いこんで、同盟休校当初は「汚い汚いライの子供と一緒に勉強はしまい」というような事が、ポスターにかかれ、メガホン、マイクでも叫ばれて、ライの恐怖が何も知らない父兄に、過大に宣伝されたのでした。そして最近のライ科学の進歩（恵楓園だけでもプロミンが出来てから、二十六年以後二十九年末までに二十九名がめでたく退園、社会に出ています）を知らしめようとするどころか、出来るだけ医学的な啓蒙を避けようと努めたのが、医者である瀬口会長を中心とする反対派であつたからおかしな話です。例えばPTA副会長の佐伯医博は、ライ医学のことを知ろうとして、恵楓園の実体を視察調査しましたところ、反対派から、けしからん行動だというので、副会長をやめさせられ、業務上の圧迫さえ蒙つたのであります。

瀬口会長邸では鉄条網に電流 殊に奇怪千万なのは、PTA会長であり、しかも自らが医師でもある瀬口県議会議長自身が、問題開始以来一度も恵楓園を覗いたこともなく、患者代表の気持をきいてやろうともしないことである。それどころか、患者が押しかけて来はしないかとビクビクして自宅に鉄条網をはり、ついには朝日新聞がすっぱぬいたように、それに電流まで通じた態度です。この人が患者の子弟の幸福のためだという看板を掲げても信用出来ぬことは説明するまでもありますまい。

こんなふうだから、校区内の開業医の大部分も発言を遠慮し、所見を述べる勇気を失ってしまったようです。

賛成派に物を言はせない 賛成派では問題勃発の当初から、啓蒙の機会を要望したのですが、ライの恐怖を悪宣伝する反対派には一向顧られず、たまに啓蒙的な発言をしようとする、「簡単々々」と時間的に制止させられる状態でありました。

最近の例をあげると、一月十二日の総会での議事進行振りについて、瀬口会長は一月二十一日放送のラジオ九州（RKB）の録音で、公正な司会を務めていると弁解し、賛成派の発言を抑えようとした議長（その時は副会長が議長席を占めていた）を、不馴れの代理者がやったからだと言っていました。しかるに一月二十三日の臨時総会では、反対派委員の経過報告（その中で再々賛成派の個人名まであげて攻撃しました）以後は「不馴れ」といった近松副会長に議長席を譲り、賛成派の発言を阻止するままに放置したのであります。こういう有様では、参議院で安部キミ子議員が瀬口会長の公正を装う不正振（ママ）を辛辣に詰問（「恵楓」特集議事録三六頁以降）したのも無理からぬことが判ります。

それでも賛成派の有志は、どうせ圧迫されるとは知りつつも、PTAの会ごとに出て行って、発言し、何

とかライ問題の啓蒙をしようと努めて来たのですが、賛成派の正論がこわいのか、いつも故意に発言は阻止され、一月二十三日の臨時大会などでは、某反対派実行委員は、賛成派の者を「精神異常」とののしり、それに対しての賛成派の弁明的意見さえ、全く発表を許しませんでした。

賛成派に暴行傷害　いつもこんな有様なので、言論発表のチャンスのない賛成派が立たなかった昨年九月二十日の賛成派の戸外での演説会では、福永勝旗氏の発言を阻止しようとして、演壇を包囲し、罵言を浴せ、ついに反対派のある女性はマイクを投げつけて、福永氏に治療五日間の負傷を与えたことさえありました。賛成派の発言がこわくてならないのでなければ、こうまで反対派は妨害したり、暴力をふるったりするわけではないのです。このようにして問題の解決はライ科学にかかっているのに、科学の説明を避け廻り、反対派のライの恐怖に対する偏見は、依然として解消しそえないのです。

(ロ) 龍田寮移転運動時期

さて、最近でさえそうですから、ストなどやった当初の反対派の運動がどんなに気狂いじみたものであったか想像がつかましよう。法務省、厚生省、文部省でも反対派のこうした非科学的、非人道的な態度を許すわけがなく、県下はもちろん、全国各地の新聞、ラジオも反対派の誤謬と無理解を一せいに批難(ママ)したので、流石の反対派も、三名の龍田寮児の入学を認めざるをえなくなり(昨年四月)これで逐年入学の方針が確立したものと、私たちも世間一般の人々も安心した形でした。ところが、熊大の科学陣が保証して入学させたこの三名の入学に対してさえ、反対派某実行委員は、一生の誤りであったと、一月二十三日の臨時総会で公言して現在も尚しつくく反対している位ですから、全く医学に対する侮辱といえましよう。

奇怪な黒髮会の成立 黒髮校区に龍田寮が存在する以上は、年々寮児の入学を認めざるを得ないと判断した反対派は、そこで黒髮校区を健康な文教たらしめるためと称し、不可解にも責任者のない趣意書を回覧して、町内の顔利きが持つて廻り、龍田寮移転推進のための町内会「黒髮会」というのを結成しようとして、強制的に捺印を求めて歩きました（これに対しては熊日その他でも痛切な批難の記事や投書がのりました）。しかもこの黒髮会の会長と副会長には、PTAの瀬口会長、近松副会長が就任しているのであります。それなのに瀬口PTA会長が、自ら公正な会長だと言つても、人は信用しないでしよう。それに、龍田寮が癩予防国策上、恵楓園に不可欠の付属施設であつて、移転不能のこと（患者を隔離入園させるたは、子弟を引取つて教育させてやらねばならないので）が、高田厚生省医務局次長を囲む賛否両派の会談で明示されますと、追い詰められた反対派は、更に巧妙な方向転換を行うことになったのです。

#### (ハ) 一般福祉施設への編入主張

反対派は、心の中では、ライの恐怖を捨て得ないでいるものの、これを口に出して名目とし、科学的に健康を保証された龍田寮児童の、入学を拒否することはできなくなつたのです。従つて、第二学期の末頃から「非癩児童の幸福」という美しい名目を、看板にかけることにしたのです。

美しい看板を掛ける すなわち、龍田寮とはライ患者の子弟の保育所である。だから龍田寮児とはライの子だというレッテルをはることになる。これはライ予防法第二十六条（ライ患者の秘密をみだりにもらしてはならないという条項）に違反するし、寮児の幸福を損なうことになる。（この考えに対しては、議事録三十五頁で相馬助治議員が誤りを鋭く指摘しています）だから龍田寮からの通学は、児童の幸福のために宜し

くない。一般福祉施設にこっそり入れこんで、人目につかぬように、その施設のある区域の小学校に入学せしめよ、と主張するのであります。

まったく、もつとも美しい理論で、原則としてどこにも反対すべき点はありません。賛成派としても、この様に彼等から、不潔、非健康のレットルをはりつけられた龍田寮からの通学には考えさせられるものがあり、そのような不幸な児童をいつでも喜んで受け入れる施設が、何処にでも見つかる福祉社会が、日本に一日も早く来ることを切望しています。

だが、この反対派の主張の本音がどこにあるか、今迄の反対派のやり口を知っている者には、すぐに見えすく(ママ)のです。

反対派の本音はこうだ　反対派はなんとか賛成派からつきこまれず、世間からも叩かれない名目をくつつけようと、もがいているのです。それで、こんな美しい看板をかけているのですが、実は黒髪校区に一般福祉施設がないので、それをもっけの幸にして、こんなことを言い出したのです。龍田寮児を一般福祉施設に入れることによって、その施設の所在地区の学校へ通学せしめる。だから黒髪校区には一名も入れないですむ。そういう裏の裏のズルイ心底なのです。現に或る反対派委員などは「絶対にライ患者の子は嫌いだから入れない」と公言しています。それではお互いに協力して黒髪校区にそういう施設をつくつたらどうか、と質ねますと、返事をしなかったり、仮定の質問には答えられない、などと遁辞(ママ)を弄するのです。

どんなに反対派が「児童の幸福」という美名を看板に出しても、心の底ではライ患者の子はイヤだ、と考えているのであります。羊頭狗肉という言葉はこの人たちのために作られたのではないかとさえ思われます。血も涙もないやり方　げんに、今無事に楽しく黒髪校に通学している一年生三名さえも「子供の幸福」の

ために、一般福祉施設に移せ、と反対派は市教委に強要しています。ところで、考えてごらん下さい。一年生という幼さで、しかも遠く家の人と別れて、親の愛情も受けられず、山かげの寮に入れられて、保母さんを母とも姉とも慕って暮らしているのです。それを他に分散させれば、今度は知らぬ寮に入り、馴れぬ保母さんにあずけられ、また新しく転校先でお友達を作らねばならないのです。それが一年生のいたいけな幼児の心にどういふ影響を与えるか、もし人の親で血も涙もあるなら、反対派の人達でも、こんなムゴイことは言えないと思います。しかも児童の幸福のための分散と叫びながら、一方では現在龍田寮にいる新四、五、六年生は、そのまま残留しておこうとするのです。そしてそれを詰問すると、それは市教委の案だから我々の関するところではないと逃げをうつのです。

RKBの録音でボロを出す 本年一月二十一日のラジオ九州(RKB)の放送(社会の顔で、三十分間反対派を鋭く批判)の中で反対派の某夫人は、反対派が「今では意地でも入れてやらない」気持であると問わず語りに物語っていました。ほんとうにその通りです。だからこのように、何とかモットモらしい名目をつけて、いやが応でも療児の入学を拒否しようというのが、反対派の本音なのであります。

そして、世間をたぶらかすために、反対派のリーダーである黒髪校PTA会長名義では面白くないので、県PTA会長名義で、いわゆる瀬口解決案なるものを発表したのであります。

### 三、瀬口会長の第二施設案

前にお話ししました福祉施設へ転入するという考えを、更に方式化したものが、先般の熊日紙に発表された瀬口案で、龍田寮にいとライの汚名がいつまでもつきまとうから、第二の施設を作ろうというのです。



そして長島愛生園の実施例まで示されました。一見したところ、これも誠に結構な話であります。だが果たしてそうでしょうか。

イ、裏付けのない机上案

厚生省その他の援助をうけるような話であるが、厚生省では全然相談をうけたことなし、と東方には答えて来ているのであります。従って助成金が出るなどと云っても、瀬口会長だけのくるしまぎれの夢の中のウワゴトにすぎません。それを今にも出来るような錯覚を与えようとしているところなど、世間一般の政治家のヤリクリとどこやら似ているようです。

ロ、寮児を猫の子のように

それに寮児を自分勝手に猫の子のようにあっちへ移し、こっちに動かそうとして、悲痛な親達の心情を少しも思いやろうとしていません。殊に今迄反対派（瀬口氏が公正なPTA会長であれば当然黒髪会長はやめるべきでしょう）であった人達が自分の面子をたてるために思いついた施設に龍田寮児を入れて、果たして子供が幸福になるでしょうか。

ハ、入学を一時保留の策動

もう一つは、こういう何時出来るかどうかわからぬ机上案を考え出して、四月からでも実現するものの様に世間に思い込ませ、実は何時できるかわからぬ遠い日まで龍田寮児の黒髪校入学をストップさせようとい

う手ではないでしょうか。だから、それが出来るまでは、龍田寮児を黒髪校に入れておく、ということを一言半句ももらさない。児童の幸福を考えると、瀨口案を実現させるため協力したいのです。ただそれが出来るまでちだって、お互いに一日も早くそういう瀨口案を実現させるため協力したいのです。ただそれが出来るまでは、暫定的に龍田寮児を入学させてもいいと考えるのです。それでない限り、瀨口案は不評を挽回しようとする政治的な選挙対策のジェスチャーにすぎないといわれても仕方ありませんまい。

## 二、第二施設も差別視される

もう一つの問題は、「龍田寮児をイヤなもの」という風に父兄に思いこませたのは、実は反対派ではなかったでしょうか。自分がキタナイというレッテルをはりつけながら、龍田寮児という名がつきまとうのが、子供の不幸だ、などという心情は、まことに苦々しい限りです。だから、瀨口案で第二の施設が出来て（仮りにそれを瀨口寮といっておきましょう）も、又反対派は「瀨口寮児は汚い、汚い」と叫びださないと誰が保証できるでしょう。

## ホ、愛生園の通学児には頬被り

愛生園の第二施設だって、園ではなるべくなら匿しておきたいものなのです。それを新聞に書かせることと思いやりのないやり方ですし、愛生園ではそういう第二施設を作りながら、その一方、地元では附属の寮からその校区の学校に児童が現に通学して何の問題もないのですが、そういう自分に都合の悪い事実を一切頬被りをしているのはどういう理由か、理解するのに苦しみます。

#### 四、PTAの正しいあり方

最後にPTAのありかたについて私たちの考えを申し上げたいと思います。黒髪問題が政治や選挙に絡んでいるというのは報道人を初め世間一般でもっぱらの評判のようですが（実証はわざと挙げません）PTA会長自身も政治的活動をしている人だから、この点は厳に自戒して、参議院での公の誓いを忘れず、心の底から公正に処理して、いやしくも世人の誤解を受けることのないよう努めて貰いたいと思います。

何故PTA役員はノサバルか 元来教育予算が少なくて学校の運営がPTAの援助によるところが多いから、PTAの発言が強くなるのです。それと、当局の予算を獲得するためには、県、市議などの、それもあるべくエライ方を会長にして、政治的に有利に解決しようとする学校側や父兄の心掛も悪いのです。それでPTA幹部が先生よりも威張るということになります。黒髪問題では、校長室を占拠とか、先生方の委縮とかなってそれが現われています。それは結局私たちの子供の不幸となるのです。

選挙にネラワレルPTA 議員などになっている人をPTAの役員に選ぶのは望ましくない、というのは、文部省の意向でもあります。しかしどこのPTAでもそういう人を選びたがります。だから、推される人が遠慮すべきなのです。それを好んで（実は否応なしに、と弁解しているが）そういうPTA役員になるうというものは、選挙に利用しようとして内々肚の中で考えているからです。これは私たちの意見だけでなく、良識ある人は皆そう考えるのです。「婦人朝日」二月号の「ねらわれるPTA」という婦人と選挙の特集記事をお読みになると、詳しい実例もでてきます。

学校給食もさせないPTA 黒髪校の教育は頑迷な反対派幹部と県会議長のPTA会長の圧力に委縮して、先生の自主的立場はことごとく踏みにじられて来ましたが、ここには唯一例だけ

を挙げましょう。それは三名の龍田寮児がいるというだけで、ライがうつるといって、千九百の生徒にもミルクなどの給食を中止させ、給食のためにいる職員を二人も遊ばせているのです。しかもこの三名の寮児は熊大でも健康と保証されているし、賛成派の子息とくんで一級にまとめられているので、他の千何百の生徒とは関係はない筈です。それを見ても「寮児の幸福」などというのは名目だけで、ほんとは無知と迷信からライを恐れているだけのことであることが、明瞭にわかりましょう。

#### 早く正しい解決を

参議院文部委員会後の委員長を囲む関係参考人の懇談会で協力解決を誓ったのですから、対立している両派がどこかで妥協し、双方が譲歩して何とかこの問題を早く始末しなければ天下の笑い草です。外の県では皆おだやかに支障なく寮児の通学が実施されていることを思えば、熊本だけがゴタツイテいるのは確かに恥さらしです。PTA会長も、参議院で啓蒙に努力することを誓い、公正な会長たることを公言したのであり、最近いくらかさういふ態度が見えて来たのは嬉しいと思います。然しかつての青年将校みたいな反対派の強硬論に引ずられて、自分の見識や信念を断行し、賛成派と協力してゆく意志を欠いているのは残念なことです。へんに面子にからんで糊塗することは、要職にある人だけに惜しまれてなりません。

市会議員に望む 又地元の市会議員の方々も、表面的には多数と見える反対派の暴力的示威に引きずられず、有識者の多い賛成派の意見にも耳を傾ける努力をして貰いたいと思います。総会などに出る賛成派はいつも少数ですが、大多数は愚劣な会には出ないと考えているので、潜伏賛成者や賛成派同情の中立派はおそらくPTAの過半数に達するでしょう。そういう人達はその暴力的な愚劣な総会などに出たってバカバカし

いと思うから出かけないだけのことです。げんに、反対派PTAをのぞく世論は圧倒的に賛成派を支持していることを忘れてはなりません。県、市当局や県、市会の議員は公正な判断と良識とで、政治的策動にのらないように努めて貰いたく、又私たちもそれを充分注意して見守ってゆきたいものです。

結局、私達は科学を信頼し、温かい人間性に立ち、親患者の立場と自分の立場とを置きかえて考えてみれば、解決は決して困難ではないと信ずるのです。それがわからないなら、わからぬ方こそ「精神異常」者なのです。賛成派側でも同時にPTA役員などは一切辞退して、新しい第三者が公正な運営がされる日がくることを切望しているのです。

そしてPTAをほんとうのPTAのあり方に帰して、学校をのびのびとした教育の場たらしめたいと思うのです。これは一に黒髪校だけの問題ではなく、熊本全体の問題につながる事なのですから。

以上、賛成派による反対派の非難をみてきたが、この非難にも実に激しいものがある。反対派のそれに勝るとも劣らないものがある。

## 六 世論等

### 1、マスメディア

龍田寮通学問題については、次のような社説、記事等が散見される。

①昭和二九年四月一日、熊本日日新聞、社説、「愛情の名において」

熊本市黒髪小学校の立田寮児童通学問題は、最悪の状態に立至った。市教育委員会は態度を改めないというし、黒髪校PTAも体校姿勢を崩さぬというし、このまゝでは收拾は困難であろう。

教育委員会がとった措置は、筋道からいえば正しいといえる。医学的にも細菌学的にも危険はないといわれ、文部、厚生、法務三省も通学させるべきだと決定したからには、通学させることを決定したことに誤りはない。しかし、このような最悪の状態を引き起こすことを予測しなかつた、あるいは、引き起させぬ万全の手を打たなかつた、というやり方の上での誤りはあつたといわなければならない。その点に関しては、委員会も何らかの責任を免れない。

黒髪校のPTAが、市教委の措置に対して反対する気持はよくわかる。たとえ髪の毛一筋程の不安であつても、そのおそれていることが、万一にも実際にあらわれたら、取返しのつかないことになることを思えば、親として、子どもを愛する親として、反対しないわけにはいかぬという気持はよくわかる。しかし、その反対をするやり方には、われわれには納得がゆかないものがある。八日の朝、校門に貼られたビラには、こう書かれてあつた。「らびびょうのこどもと一しようにべんきようさせぬようしばらくがつこつこうをやすみませう」

(原文のママ)

こういう文字をここに再録するだけでわれわれは心が痛む。しかし、考えていたゞくためには、あえてそれをしなければならぬ。これは、明らかに小学校の下級生を対象として書かれたものである。これは、故意に、白紙の子供たちに、強い印象を与える事を目的として書かれたものである。こゝには、愛情の名にふさわしくらぬ憎しみが漏出している。露骨な人権の侮べつがある。こういうことには、われわれはいきどおりを感じな

いわけにはいられない。この前、反対のプラカードを立てデモをした時にも、子供をそのデモ隊の中に加えたことがあった。これは、それと同じやり方である。

この文字を読むと、それが、比較的の文字に頓着しない人が書いたものだという印象をうける。それは「一しよ」と書かれねばならぬを、「一しよ」と書き、「ませう」と旧仮名で書いているにもか、わらず、「せぬよ」（旧仮名は「やう」と誤っている。つまり仮名遣の混乱をしていることでもわかる。とにかく運動の先頭に近いところにいる人たちがひきずり、思慮深い人も、やむを得ず引きずられているか、あるいは運動に反対の意思を表明していないということから、事態がますますルールを外れて行くのではないか、ということを恐れる。

考えて見ると、こういう運動に反対するということは、極めて困難なことである。実態からいうと、問題の児童の通学に賛成の人でも、そういうことが無ければ無いに越したことはないのである。それを純粹に人道的な立場から、反対している人たちに対して更に反対の意思を強く打ち出すということはなかなか出来るものではないのである。だから、通学反対の運動が行われれば、ひきずられて行くか、姿勢を低くしているかしかないということになり勝ちなのである。

けれども、八日に七十六名に過ぎなかつた登校児童が、九日には二百七十名に増えたということは、二百名前後の父兄が、通学に反対ではないということを行動で示したということになる。これは、もっと多くの父兄たちも、かならずしも反対ではないが、大勢に引っぱられていると示しているといつてよからう。われわれが望みたいのは、問題の児童の通学に反対の人たちがルールを外れないで反対運動するのは、それはその人達としては止むを得ないとして許されるが、通学に賛成、もしくは賛成とまでではないが、致し方な

い、というような父兄に対して、圧迫的な態度に出ないようにしてもらいたいことである。特に、反対の人たちの中の、良識ある人たちにそのことを強く訴えたい。

立田寮児童の父兄が寮児を普通の学校に通学させたいと願うのも、黒髮校の父兄が、それを拒否したいと思うのも、どちらも、人の親としての愛情から出発している。真の愛情が閉ざされた愛情であるはずがない。他の愛情を無下に拒否するものであるはずがない。

黒髮校PTAの運動が、愛情の名にふさわしい温かさと思いやりをもって進められることを望むものである。たとえ解決までには、なお多くの困難が残されていようとも。

②昭和二九年四月一八日放送、RKB、「社会の顔」、「拒まれた入学」

昭和二九年四月一八日放送のRKB「社会の顔」では、黒髮校瀬口PTA会長の発言が「拒まれた入学」と題して次のような形で報道されている。

ヘアナウンサー▽熊本大学では、はつきり感染しないと、医学的に見ては何ら感染するおそれはないと云うことを強調しておられますが・・・

△瀬口氏▽それはですね、一寸お言葉中ですが、これは熊本大学でですね、診断書を出しておられるけれども、たゞ単なる身体検査証であつてですね、吾々地元民が要望している精密な診断というものには程遠いものであると、それともう一つ、これは大きい、その見忘れられたことがあるんです。

科学と云うものは現在の断面しか決定できません。如何に医者が云つても、今日の健康であるというこ



とは明日の発病しないという前提にはなりません。そうすると、断定は今日の断定に於いて、すね、こうであるから入れてい、ではないか、明日もその通りに継続するんじゃないかと云うけれども、そういう継続すると云っておられる人たちに對する不信があるんです。そこに非常なズレがある。

△アナウンサーV科学と云うものが信頼できないと云うわけですか。

△瀬口氏Vそうじゃない、そうじゃない。科学は今日を決定しているんですよ。然し明日以降も、そういう人達は、発病しないんだと、しかし医者が今日健康であると云う一つの診断書はですね、明日以後絶対に不健康にならないという証拠にはならない、これはお分かりになると思うんです。そこに地元民のですね、その考え方と、現在健康であると云うものとの間にズレがあると私は思うんです。

△アナウンサーVそれで、すね、私ここに這入って参りまして、いろんなニュースとか学校に行くとか病気になるというピラも拝見いたしましたけれども、小学校特に子供は純真なだけにですね、同盟休校という措置は少し、私一寸考えますと・・・

△瀬口氏Vあ、私は最悪な方法だと、冒頭に申し上げましたように、最悪な方法だと思います。然しその、何と云うかお母さんたちの声と云いますか、非常に不安です。だからその不安を解消するために、凡ゆる手を尽さなければならなかったと思う。その手の尽くし方にまだいくらか不適切な点がありやしなかったか、関係者にですね、それで、そうして追い込まれた父兄達の最後の一つのレジスタンスだと思っんです。△アナウンサーVPTAの会長であり、県会議長という重要な地位にあるこの瀬口さんが、今度の反対派の行動は最後に残された唯一の抵抗であると云われるのは、一体どうしたことでしょうか!? 黒髪校を特殊学校にしないようにと、ライの子供と一緒に勉強するのはよしましよと云うあくどい宣伝の言葉やピラ

が、今裂しい古論の中で小さい胸を痛めながらその成り行きを案じている子供たちを傷つけないでおきましようか!?

(一九五四年四月にとられた黒髪校瀬口PTA会長の発言録音筆記より)

③昭和二九年五月八日、熊本日日新聞、社説、「黒髪校の開校を喜びつ、」

「黒髪校一カ月ぶりに開く―歓声あげる児童」という。昨日の夕刊の見出しほど近ごろ明るい文字はなかった。誰もがホツとした感じであったという。もちろん、関係者の中には、これではまだ本当の解決ではない。問題はまだ残っている、と思っている人たちがいることだろうことは間違いない。しかし、*「歓声あげる全児童」という言葉が、子供たちの歓びを表現した見出しであることは間違いない。この子供たちの喜びを、ふた、び重い日々の中に閉じこめることのないようにだけは、これまでのところではまだ不満だと思っている人たちも、考えてほしいものである。とにかく子供たちが、学校に帰るといふ、あたりまえの状態が、長いいざこざのあとで、実現されたということだけでも、大きな喜びである。*

この際、これまでの経緯について、とかくの論評を加えることは控えたと思うが、しかし、一つだけすべての人に考えていたゞきたいことがある。それは―熊本の人でない、よそからやつて来た人が、こういうことを言ったのである。「なぜ、よその、同じようなケースでは問題が起らないことが、熊本では問題になったのだろうか。」

実は、考えて頂きたいというのは、この問いに対する答ではない。それは、その問に対する答は、やはり考えなくてはならないことである。しかし、こゝで考えて頂きたいことというのは、それとはちがう。それは、

よそで問題とならないことが、熊本では問題になった、ということについてである。それがなぜかという疑問は他日の問題としてである。

よそで問題にならないことが、熊本では問題になった、ということは、冷静に、客観的に見ると、熊本だけに、偏執（特別なしこり）があつたということである。誤解があつてはならないから、付け加えておくが、これは、良いとか悪いとかいう評価をふくまないと考えていただきたい。つまり、善悪というような判断を抜きにして、熊本だけが、特別な関心をその問題に示した、ということなのである。なぜ、そういう偏執が起つたか、ということは、先にも述べたように、別な問題である。

その偏執は、さらに、別なところにも現われている。というのは、これは、誰もが、言うことを差し控えたのかは知らないが、明らかに言われなかつたことであるが、黒髪校のことは問題になつたが、それと全然同じことが、桜山中学校（黒髪小学校を卒業したものは桜山中学校に行く、つまり、同地域内の中学校である）では問題になつていないことである。問題の拡大を恐れた、というよりは、やはり、黒髪校では、問題が新しく起つた、だから、その「新しい」問題、というのに偏執したといえるのである。

繰り返すようだが、ふたたび、誤解を避けるためについておくが、これは、何もPTAの反対派が偏執したといっているわけではない。問題の所在点が偏執したといっているのである。

偏執は、さらに別なところにも表れている。それは、これも問題の拡大を恐れたから、誰も言いも、問題にもしなかつたであろうが、原則の如何にか、わらず、客観的に見るとき偏執であるといえることだが、熊本市内でも、他の、郡部でも、明らかに、立田寮の児童よりは、衛生的に管理されていない通学児童が存在するはずである。それらの児童とその学校および他の児童の問題は、一度も問題にならず、衛生的に管理を行つて

いる立田寮児童だけが問題になった、ということである。これも偏執であることは間違いないと思われる。

さらに、以上のようなことは、いわば、平面的、空間的な偏執であると思われるが、時間的にも偏執が現われている。それは、この問題は、もう以前からの問題であったのであるが、それを、この新学期という一定時点で解決しようとして問題が提起されたということの中に現われているのである。

こう見て来ると、黒髮校の問題は、問題提起の動機とか、原因とか、その他の理由とか、異なった立場の事情とか、というものの如何にか、ならず、その問題の現われ方に、大きな偏執があったと思われるのである。

その偏執が、問題を、こんなにまでこじらせてしまったのだということも出来るのではあるまいか。大方の一考を請いたい。

④昭和二九年五月七日、熊本日日新聞、記事「法務当局発表 明らかな人権侵害 四名とも受け入れよ」

右の記事によれば、昭和二九年五月六日に発表された熊本地方法務局の見解が次のように報じられている。

人権擁護の立場から黒髮校問題の成行きを見守っていた熊本県地方法務局土肥局長、菅沼人権擁護課長はさる四日態度決定のため福岡法務局に赴いていたが、六日市教委の声明発表に關し、同決定は矛盾したものであり、四名とも通学させるべきである」との正式見解を発表、同日市教委に対し通告した。要旨つぎのとおり。

市教委は教育行政の立場から社会常識を加えて情理をかねたものとの見解に立つて文教委の最終斡旋案の通り四名の児童のうち一名の要観察者を除き三名のみを通学せしめる旨の声明を発表したが、当法務局は熊大において要観察と診断された総合判定について検討した結果、ライの症状が発現していないことは各科の診断

でも明白でライと診断されたものでない以上伝染のおそれありとはなおさらいわれないものと判断して誤りはないであろう。熊大と恵楓園両者の診断はあくまで対立するものでなく伝染の危険はないとの結論に変わりはないと考えられる。

ましてライの隔離観察施設でない立田寮にライ予防上観察を要する者はいないはずである。この点わが国ライ臨床の権威宮崎恵楓園長を信頼するほかあるまい。ことに同園長と他のライ指定医による診断は「ライ患者でない。従ってライ感染の恐れなきものと認む」となっている。かりに一名の通学を拒否し立田寮で観察するとしても一般家庭その他、公共の施設、場所には何ら制限なく自由に出入りすることができるのであって、この点市教委の通学に関する措置は大きな矛盾をきたすものである。未だ事理をわきまえぬ小児とはいえ明瞭な人権侵害である。以上の見解にもとづいて通学せしむべきものと結論した。

⑤昭和二九年五月一日、熊本日日新聞、社説「黒髮校のお母さんたちに」

黒髮校の問題が「円満解決」となって、一カ月の休校から開校されてから、もう十日近くになります。

「円満解決」という言葉を使いましたが、実はまだ、全くの円満解決ではないのです。解決したのは、休校という、子供たちにとつての不幸な状態から、ともかく、あたり前の授業に帰ったという意味だけなのです。立田寮の子供たちと一しょにわが子を通学させることを不安に思つて、それに反対した人たちの心から、その不安が、全部なくなったという意味での解決、ではないのです。

ですから、「円満解決」ところか、「反対」だった人たちの中には、大いに不満がある人も、ないとはいえないようです。

そういう人たちも、一カ月も休校が続く、子供たちは学校に行きたがる、このまゝではいけない、どうにかしなくては子供たちが可哀そうだ、と思うようになったあの頃では、とにかく、早く学校だけは開いてもらいたい、という気にもなつて、不満ながら、立田寮の子供の入学ということを承諾したのです。ところが、それから、日にちが経つにつれて、休校当時の、子供たちが可哀そう、という気持は記憶から薄らいで来る、残るのは、最初からあつた不満だけ、ということになつて来ていると思われまゝ。

しかし、もう一たん決まつてしまったことは、いまさらむし返すわけには行かない。だから、その不満と、そして不安のはけ口がない、そういう気持になつている人たちも相当にあるのではなからうかと考えられます。

これが、さらに月日が、或は年月がたつうちには、そして別に何事も起らぬまゝに済んでいけば、その不満も不安も、いつの間にか消えて薄れていくものでありますが、(多分そうなるだろうと思えますし、そうなることを信じているのですが) 現在では、まだ、その不安と不満が、相当に、抑えられた心の中で、くすぶり、たまり、昂じて来ている時期だといえましよう。こういう時は、もつとも警戒しなくてはならないことは、そのうつつ積した不満が、はけ口を求めて行くことです。はけ口を他に求める、というのは、たとえば、立田寮の子供にそのはけ口が向けられる。問題が沸トウしていた時の「賛成」派の人たちに向けられる。その家族に向けられる。学校の先生に向けられる、というようなことです。

全体として、あのような解決の仕方をした、ということに対する不満のはけ口が、そのような特定の個人に向けられる、ということとは、つまり、そういう人たちに、憎しみの眼が向けられ、憎しみの行為がなされるということです。そして、そうすることによって、いくらか不満がおさまると感じるということです。

“あれが、あの子供だ”とか、“あれと遊ぶな”とか、“あれは賛成派だった、あいつと口をきくな”とか、

“あのオヤジは賛成派だった、あの子供と遊ぶな、あの家族と口をきくな”とか、“あの先生は賛成派らしかった、困らせてやれ”とか、はなはだしくなると“あの店のオヤジは賛成派だった、あそこから何も買わない”とか、というようなことが起るとすると、これは大変なことです。

いうまでもないことですが、これは、スジのちがった憎しみです。立田寮の子供に罪があるわけでないことはもちろんです。通学賛成の人たちでも、それが自分では正しいと思っただからこそ、そういう意見を出した人たちです。中には、感情的には割り切れぬものがあつたのに、自分の正しいと思うことについて人々もあつたはずで、そういう人たちの家族や子供に、また何の罪もあるはずはありません。学校の先生にしても同じことです。

そういう人たちに、憎しみの気持を抱くということが、土台スジのちがつたことであることはいうまでもないことですが、それが行為にあらわれるということにでもなれば、これはもう、全く無知な、低級な、わけのわからない行為だ、といわなくてはならないことです。

もし、黒髪校の多くの父兄母姉の人たちの中に、極めて少数、一人でも二人でも、そういう行為をする人が出たとするならば、いままでの反対のための運動も、そういう無知で低級で、わけのわからない運動であつたのだと思われてもしかたがないといえるかも知れません。

反対運動もまた、やむにやまれない親の愛情から起つたものであつたはずで、それを、心ない一二の人たちの行為が汚してしまうことをわれわれは恐れるものです。

まだ、そんなことが起らないうちに、こんなことを書いておくのは、起つてからでは遅いからです。とりこし苦労かも知れませんが一つの老婆心なのです。

特に、子供たちの教育に日常直接の関係を持たれるお母さんたちに訴えたいと思うのです。

⑥昭和二九年六月一七日、熊本中央放送局、午前のニュース、「竜田寮の廃止を企てる「黒髮会」結成の動きについて」

最近熊本市黒髮校区で「黒髮校区一帯を文教地区とする為、立田寮を廃止する様住民の結束を求める」といった内容のスリ物が流されており、心ある人の批判をうけています。此のスリ物は「黒髮会結成趣意書というが版ズリであり、会の発起人及び責任者の名前が載っては居らず、各隣保毎にまわして裏面に記名、なつ印を求めています、趣意として「黒髮校区を文教地区および商業地区として健全に発展させる意味から、立田寮を廃止する目的で、住民の結束を図る」といっており、さらに竜田寮の子供達の黒髮小学校入学に関して、「現在の二年生以上の入学と、この前入学しなかった一人の子供の入学が行われることになれば、事態は未だ解決してはならず、問題は、これからである。この会は一時的な組織ではない。」としています。

これについて黒髮校PTA会長の瀬口龍之介氏は、「黒髮校区内には、まだ埋もれている文化財が多く、これらを整備して熊本市の文教地区として発展させることには賛成である。この目的からすれば、やはり、立田寮は、何とか解消した方が望ましいと思う。私は文章にナツ印したが黒髮会の会長にスイセンされたら、引受けてもよいと思う」と語りました。又、黒髮校区のある父兄は「黒髮会結成趣意書というスリモノを見たが、発起人の名前も、又責任者の名前もないということはその意味が分からない。このような会が出来れば、政治的に利用されるオツレもあり、賛成出来ない」とこの様に語っています。

(ニュース原文より)



⑦昭和二九年六月二五日、熊本日日新聞、社説、「ライ予防デーに当たって」

△前略▽

きょうは、貞明皇后の誕生日で、全国のライ予防デーである。「見られる」ということについて書いたのは、ライの患者が、どんなに「見られ」ているかについて考えて見たいからである。

貞明皇后は救ライ事業に強い関心を持っておられた。黒石原の国立療養所が恵楓園という名であるのも、皇后が楓の樹を同園に賜ったところから来ていると聞いている。貞明皇后は、宮中で蚕をお飼いになるのに、病気にかゝって繭を作る力のない蚕でも、ていねいに別な器に移して、最後まで桑をお与えになったと聞いている。ライを病む人たちに対する格別な御関心も、故なきことではない。こゝにハタライている「見」方は、文字通り、一「視」同仁である。しかし、特に御関心というとき、それは、特に不幸な者に対する同情の「視」になる。貞明皇后のライを病む人たちに対する見方は、そういう見方である。

黒髮校の立田寮児童問題で、通学反対派の中のあるものの「見方」は、殴るよりも、罵るよりも、もっとひどい見方であったといえる。もっとも悪意のある見方、もっとも一視同仁の「視」とは反対の見方、平等な人権を故意に差別づける見方であった。

同情に裏づけられた見方、と、嫌悪または憎悪に裏づけられた見方とは、けれども、ある点で一致する。といえど驚くかも知れない。いずれも、無関心な見方でない、という点で一致するのである。もっと突っ込んでいうと、ある見方を裏づけている同情が、さらに嫌悪に裏づけられている場合もあり得る。そういう場合は、多いといわなくてはなるまい。

少しの声はあるが、肺を病むものと、胃を病むものとの間に、現在では、社会は見方を異にしない。ライを

病むものに対する場合は、はっきりと見方を異にするのに。

ライを病む人たちが、欲している“見られ”方が、どのような見られ方であるかは、考えるまでもない。同情にも、嫌悪にも裏づけられない見方である。肺と胃と、区別をつけない見られ方である。

黒髮校立田寮児童問題は、一応解決をついたと見られていたが、なお完全な解決とはいえないようである。四五日前の『読者の広場』への投書がそれを示している。問題の「黒髮会」というのがどんな組織になっているか知らないが、黒髮校区域内を文教的、商業的に発展させるために立田寮を他に移転させようとするものだと投書はいつている。放射能から“汚染する”というのと同じ意味で、立田寮が黒髮校区を汚染するといっているわけである。目的は、立田寮を他に移転することによって寮児の通学問題を抜本的に拒否しようというのであることははっきりしている。しかし、通学問題が紛糾したのはまだ宥せる。その問題の解決の手段として、立田寮を移転さすべき、というのは、そういうことが手段としてゆるされると思っているという事は、人間の無視、人權の虐殺である。そこに見られているのは、人間ではなくて、病気だけである。人間は無視されている。その論理を推し進めるならば、立田寮があるのは、恵楓園があるからだ。恵楓園があるのは、患者があるからだ。通学問題を解決するためには、患者そのものを抹殺しなくてはならぬ、ということになる。こんなひどい見方を、黒髮の大部分の人がしているなどは毛頭思わない。たゞ、恵楓園の人たちは、そういう見れ方が、なおもつてあるのだということは知っていてほしい。

ほかの病気と区別をつけない無関心の見られ方を持ちたいと、恵楓園の人たちだけではなく、全国の療養所の人たちが思っていることは確かである。しかし、現実には、まだそこまで進んでいないことを知っていただきたいのだ。同情に裏づけられた見られ方も拒否したいであろう。しかし、現実には、まだそれでいくらかの満足

をしなくてはならない段階にあることを知っていた。きたいのである。その限りにおいては、社会は、徐々にではあるが、同情に裏づけられた見方をするものが多くなって行きつつあることは、信じていた。だからのである。

このことは、第三の見方によっていうのである。

⑧昭和二九年九月三日G K放送、西日本新聞熊本支局長「熊本の動きより」

前掲『通学問題をめぐって』二〇頁以下に掲載の西日本新聞熊本支局長・後藤安夫「熊本の動きより」によれば、龍田寮通学問題が次のように報じられている。

熊本市龍田寮に収容している非ライ児の黒髪小学校通学問題が、新学期を迎えて再び問題となり、三十一日には熊本市を訪れた大達文相にたいし、通学に賛成するPTAの人たちと、反発するPTAの人たちが、それぞれ陳情を行ったのであります。

この通学問題は、御承知のように今年の四月、熊本市教育委員会が龍田寮に収容している非ライ児童四名の黒髪小学校通学を認めたことから問題になり、ついに反対するPTAの人たちによって同盟休校までひき起したのであります。新学期を控えたさる八月二十日、四月に入学を認められなかった非ライ児童二十四名の通学について、熊本地方事務局から回答を求められていた市教育委員会が、「情勢は通学を許可する段階に達していない」として、新学期からの通学を許可しない態度をとったことから、再び問題を許さないのであります。この決定にたいし、恵楓園患者側では、『絶対承服できない』として、市教育委員会にたいし通学を許さない

確な理由と、根本的な原因を説明するよう要求し、通学に賛成するPTAの人たちもまた、この処置を不満として、通学許可を要望するに至ったのであります。

賛成派の人たちや、恵楓園の患者たちの主張は、健康である龍田寮の非ライ児童を単に客観情勢が通学の段階でないといった抽象論で通学を許さない市教育委員会の態度は不可解であり、教育基本法を無視するものである。龍田寮の児童たちにも一般の児童たちと同じように、黒髪校に通学できる権利と場所を与えてやるべきであるというのであります。これにたいし、反対派の人たちは龍田寮では幼少期の非ライ児童を保育し、学齢期に達した健康な児童たちは、健康な環境から通学させるようにすべきであり、健康な環境から通学するのであれば、あえて反対するものでないといっているようであります。この反対派の人たちのいい分は、結局現在のような龍田寮から黒髪小学校えといったコースで通学させるのはいけない。学齢期に達した健康な児童は一般の養護施設に分散収容して、そこからそれぞれの学域の学校に通学させるべきであり、そうなれば黒髪小学校の通学も反対しないといったものようであります。

此の賛成、反対両派の陳情にたいし、大達文相は「難しい問題であり、文部省が指示したり勧告すべきものではない。地元の教育委員会と関係者の間で、よく話し合い円満に解決してもらおうほかない」といつているのであります。したがって、こんどの両派の陳情も問題を解決へ近づける曙光を見出すことはできませんでした。結局、問題の解決は熊本市教育委員会の態度にかかっているわけでありますが、市教育委員会が情勢が通学を許可する段階でないといった態度をとるにいたった気持も充分理解できるのであります。しかし、教育の機会均等が與えられている以上、賛成派の人達や恵楓園の患者たちが主張するように、健康と認められた龍田寮の児童たちを、単に情勢が悪いといっただけで通学を許可しないことは、やはり筋が通らないものがあるように

思われます。

市教育委員会としても『情勢が好転したら健康な環境から通学させる』と一應通学の線は認めているようであり、大達文相もいつているように、単に理論だけで片づけてしまうには問題があまりにもデリケートであり、理論と感情の板ばさみの苦しい立場にあることも理解できるのであります。だからといって、市教育委員会が教育基本法を無視するような態度は矢張り批判されるべきであり、教育委員会としてはなんとしても理論的に一本の筋を通すべきでありましょう。

教育委員会が積極的に問題解決に乗り出すようこの機会に希望しておきたいと思ひます。

⑨昭和二九年九月二八日、熊本日日新聞、社説、「再燃した黒髪校問題」

△前略▽

真の解決を急いで問題を再燃させることは、賢明とはいえない場合が多い。黒髪校の場合も、それが憂慮される。

しかし、再燃した問題はほつてはおけない。どうにかしなくてはならない。

どうにかなるであろうか。いまのまゝでは、どうにもならない、という方が強い。参議院文部委員会で証人喚問を行うという、中央の問題になったが、参議院の委員会では、通学させるべきだという、という結論が出たとしても、それで直ちに解決するとは思えない。この前のように反対派が通学拒否ストに出る、という事態がもう一ペン起きないとも限らないだろう。どうにも仕様がなない。

第三者的に考えて見る。実は、第三者的に、ということが問題である。事件は黒髪校に起つた。一応、黒髪

校以外の校区の父兄は、第三者であり得る。しかし、では立田寮を、別な校区に移す、というようなことになった、と仮定すれば、その校区の父兄は、第三者ではあり得なくなる。そして、仮定すれば、ということとは、仮定だけではなくて、実際に、そういうことも起り得るのである。誰もが、第三者ではあり得ないのである。だから、この問題について考えるには、一応、第三者、局外者ではあり得なくなるかも知れない、ということを考えておかなくてはならない。しかも、その上で、第三者的に考えてみなくてはならない。

そういう前提のもとで、第三者的に考えて見る。この事件は、理性と、感情の問題だといえる。

通学賛成の人の中にも、実際には、自分の子供と、立田寮の子供とが、隣り合わせの席にいるよりは、そうでない子供と隣り合わせの席にいる方が好ましく思う人もあるだろう。しかし、科学と細菌学が、それと、龍田寮児童の立場、その親たちの立場を考えると、自分の嫌悪の情を主張することは出来ない。理性がそう判断する。その判断に従わなくてはならない。そう考えて行動する人が賛成派の大部分だと思ふ。

通学に反対の人も、立田寮児童の子供や、その親たちの立場がわからないことはない。気の毒である、と思ふ。さらに、科学と細菌学が、安全と保証する以上、安全である、と思ふ。だが、“絶対に”安全か、という、*“絶対に”*とは、科学は言わない。万に一ということもある。その、万に一、という確率の、その“一”が、自分の子供に当たったなら、という不安がある。その不安を残したままの状態におくことは、親の情として忍びない。親としては、理性にしたがうよりは、情に殉じよう。そう考えて行動する人が、反対派の大部分であると思ふ。

その差は僅かだと思ふ。振子をどっちに振るか。それはほんのちよつとの振り方である。

(A) 万に一の不安から来る感情を理性によって抑えるように振るか。

(B) 理性の命じるところを、やむにやまれぬ感情の方に振るか。

あくまで第三者的に考えたと、(A) のように振らねばならないのではなからうかと思うのであるが、その第三者的ということが難しいことは前に述べた。

事態はどうにもならないように見える。しかし、どうにかしなくてはならぬことも事実である。ちよつと、ほんのちよつと、振子の向を変えることは出来ないものであろうか。

⑩昭和三〇年二月二四日、熊本日日新聞、社説、「黒髪校問題の解決を喜ぶ」

黒髪小学校問題が円満に解決した。永い間、直接の関係者だけでなく、多くの人たちの心に、暗い雲をかぶせていたこの問題の解決は、その暗雲がからりと晴れたような喜びを与える。

問題の解決は、その解決のために働いたすべての人々の忍耐強い努力によつてもたらされたものである。それらの人々の、その努力に感謝したい。

また問題の解決は、反対・賛成と、対立した意見をもつ人たちの、どちら側からも歩み寄りによつてもたらされたものである。それらの人たちの、その歩み寄りの精神に感謝したい。

けれども、問題の解決は、もつれにもつれた問題の渦中に自ら身を挺して幹旋の労を執り、辛抱強く対立する意見の調停をはかった、高橋熊本商大短大学長と鰐淵熊大大学長の努力になかはずく負うところ大であったといわなくてはならない。両学長の労に深く感謝したい。

特に、問題解決の糸口が、高橋学長が、新学年度に入学する立田寮児四名を、責任を持って引取って世話をしよう、と提案した時から開けはじめたということは、何人をも感激させないではおかないであろう。われわれ

それは、熊本名誉市民である高橋学長の高いヒューマニティ（博愛、人間愛）と、教育者としての温い愛情に、深い敬意を払わぬわけには行かない。また高橋学長の意思を汲んで、進んでそれに協力して、児童の世話を引受けることを決意されたという高橋学長夫人にも、同じ敬意を奉げたいと思う。

しかし、われわれはまた、この高橋学長の献身的なヒューマンな提案が示された時を契機として、対立する意見が急速に歩み寄りを見せ始めたということの中にも、深い感激を覚えなくてはならない。

高橋学長が、あえてこの問題の調停に進んで当り、それだけではなく、献身的に四人の児童を引取ろうという提案をした時、それは関係者すべての心を揺すつたのである。一人の個人の高いヒューマニティが、関係者の多数の心の中のヒューマニティを触発したのである。一般に、歩み寄りはまた譲歩であり、妥協であり、双方の折れ合いである。おのおのの双方の意見をそれぞれ正しいと信じ、それを通そうとしたればこそその紛糾であつたとしたなら、譲り合つての解決というものは、実は双方を完全に満足させるものとはいえないはずである。完全な満足がないということは、言葉を換えれば不満があるということである。その不満を、双方が互いに忍び合うというのが互譲の精神であつて、これは、単に意見を通すという理論一本あるいはまた時には利害打算一本、というものよりは高い次元にある精神である。その高さはヒューマニティの深さによつて支えられているものである。人間のヒューマニティが働かなくては、譲り合い、歩み寄り、ということは実現せられないのである。黒髪校問題が、関係者の歩み寄りによつて解決せられたということは、高橋学長のヒューマニティに触発せられた関係者のヒューマニティが発露されたということである。それはヒューマニティの共鳴であり、協奏であるといえよう。われわれは、黒髪校の問題が、永い紛糾の最後に、高いヒューマニティの協奏ともいべき美しさの中で解決せられたことに大きな感激を覚えずにはいられない。



シエクスピアの名作「ロミオとジュリエット」は、永い間仇敵の間がらであつたモンタギュー家とキュピレット家が、ロミオとジュリエットの死を契機として永年の確執を解いて結び合うことを物語っている。ロミオとジュリエットの生命を超えた深く激しい愛情の炎が、モンタギューとキュピレットの憎しみの氷を解かしたのである。「ロミオとジュリエット」の場合は二人の死という悲劇が契機となつた。黒髪校の場合は、高橋学長の美しい提案が契機となつた。ケースは異なるようであるが、ともにヒューマニティの共鳴・協奏である。われわれは紛糾した問題が、ヒューマニティの協奏という美しさの中で解決されたことを心から喜びたい。そして、将来ふた、び同じ問題が繰返されないであろうことを信じるものである。もし、ふた、び問題が起るとなると、それは、この美しいヒューマニティの協奏を破壊するものであり、そういうことは、誰にも耐えられないことであるからである。

二、読者の声等

①昭和二年四月一四日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「四名の非ライ児」

非ライ児童の通学を許すか、許さぬかについては私は判断に苦しむのであるが、この問題のとりあげ方について初めから熟慮の余地があつたのではないかと思う。結論から云えば子供の幸福のためにとりあげられたこの問題が却つて子供を不幸にしてしまつたように見える。純真な子供の心を大人の不手際で汚してしまつたわけである。これを非ライ児童の立場からみると、入学を許された四名の児童はきつと喜び勇んで希望にもえて登校したに違いない。さて登校してみると学校は臨時休校である。児童達は自分達の運命と社会的な存在というものを幼な心にもはつきりと知らされ、小さな胸は不安におののいていることであろう。

此処に問題があると思う。ライそのものの肉体的な苦痛よりも自分達の社会的な存在というものを知ったときの苦痛の方が大きいのではないだろうか。なぜ問題をはっきり解決した上で児童の処置をしなかったのであるか。許可するにせよ、許可せぬにせよ、この問題が児童の将来にどんなに影響するかは十分に考えられ、慎重に処置できなかったものだろうか。いま彼らは通学は許可されたが、彼らは自分達の運命と社会的な存在をはっきり知らされたのである。其の手は拭い取れないであろう。今後、児童の幸福のため慎重な処置を望んでやまない。(教員)

②昭和二九年四月一七日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「子供の幸福は？」

◇黒髮校に新入学した子供の父兄です。かねて非感染児童の入学問題には大きな関心をいだきながらも、新入学を指折り数えて待つている子供には童心を傷つけることをおそれ何事も知らせず入学までにはなんとか解決することを祈りながら、それに大きな期待をかけていたのですが、入学の日子供は、何が何だかわけもわからず途中から引き返して来ました。この衝撃はきつと子供の一生を通じて忘れ得ない重大事件として残ることでしょう。何も知らず喜々として登校した子供に与えた大きな衝撃の責任を一体誰が持つてくれますか。きけば上級生の間では反対派と賛成派に分かれて仲たがいでしているとか。

恐るべき小学校だと思えます。いま町内は夜も昼もスピーカー合戦でまるで選挙運動の騒音です。童心を傷つけまいと祈った親心は微塵にくじけました。一体この問題をどう子供に説明したらよいでしょう。残念ながら非才の私には頑是ない子供に対して納得のゆくような説明の言葉知りません。不思議なのは学校から家庭へ今日まで何の連絡もないことです。学校当局自身の見解も承知したいものです。とんだところに居住したも

のだと長嘆息しているのは私一人ではありませんまい。(黒髪町・S生)

◇黒髪校の同盟休校は依然つづいています。その分散授業を見て全く子供たちに同情せずにはられません。学校には立派な机やいすがあるのに一体いつまでこの状態をつづけさせようというのでしょうか。PTAの市教育委員会に対する解決案の三番に「市教育委員会が一人ずつライ未感染児童をひきとり自宅から通学させる」とありますが、私達第三者の立場からみてもたゞあきれるばかりです。このようなことが解決案といえるのでしょうか。たゞPTA側の教育委員会に対する感情的な抗議としか思えません。このような解決案を出している以上いつまでも子供たちの幸福は得られないと思います。(熊本市・一女子大生)

◇立田寮は観察を要するライ者の児童を収容する施設である。収容中の児童が、こゝから一般学校に通うことは非ライ児という看板を背負って歩くようなものだ。市民が驚き騒ぐのも当たり前である。非ライ児に対しても気の毒な取り扱いである。もし社会に出しても大丈夫というなら、立田寮におくことは適当でない。人知らず故郷に送り返すなどの方法をとるべきだ。非ライ児などというものはなくなり子供は伸々と育つであろう。

立田寮というものを棚上げにして、法務局に訴え、科学者を動員し、言論機関に宣伝し、大多数の抵抗で圧倒しようとするのは筋道が立たない。またこの問題を熊本市民の封建性に基づく、時代を知らぬ意見だということも当たらない。抵抗を以て一部扇動者の策動だとするものもおかしい。これは大衆に期せずして起った反響である。ライとつながりを持つ立田寮を考慮に入れるとき法的解決はあてはまらない。医師の診断はただ現在を証明するに過ぎない。教委は問題を白紙に返して、もう一度更に深く検討すべきではないか。(熊本市・医師)

## ③昭和二九年四月一九日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「弟たちが可哀想」

◇ぼくはある中学校の生徒です。ぼくらの父母はなぜライ病といわれた子供といっしょに勉強をすることに、はんたいするのだろうか。ライ病は、その子供の両親はかかっている、かんせんしないうちに、はなされた子供はライ病ではないと新聞に書いてあったのをみても、私の父はあてになるものかといえます。ぼくはほんとうだから新聞に書いてあるのでしょうかというところ「おまえたちはわからん。だまっている」とどなられました。アメリカ人が立田寮の子供をもらって育てるということが新聞に書いてありました。安心してもらったのだから、その子供はライ病ではないのです。

◇ぼくの弟はいまお寺で勉強しています。でも弟はなにもおぼえて来ないのです。それでも父は黙っています。弟がかわいそうでなりません。きのうは早く帰ってきたので、なぜ帰ってきたのかときくと、よその兄さんが帰れといたので帰ったといいました。父が出てきてどなったので、弟は泣きながらまたお寺にいきました。僕はうしろすがたをみて弟がかわいそうになりました。僕のようにいやいやながらお寺の教室に行っている子供がたくさんいると思います。みんなかわいそうです。みんなが仲よく黒髪校へ行けるように、ほかのお父さん、お母さんも考えてください。(黒髪町・一中学生)

## ④昭和二九年四月二二日、朝日新聞、「声」、「黒髪校事件に」

◇黒髪校小学校問題について私の所感を述べて世の御批判を仰ぎたい。文明国では、ライはもはや極めて珍しい病気で、医学生生の臨床見学にも事欠く有様である。これは医学的考察など専門的なことを別にするなら、ライ者を同朋に持ったそれら先進諸国の人々の患者に対する隣人愛と、ライ者がその深い愛情に応えてのいじら

しい公德心との二つが相融和して、ライ撲滅を打立てたものと考ええる。日本の現況は療養所入所中の者以外に、相当多くの在宅患者がいることは周知のことと思う。

◇ライはライ菌によって起こる伝染病である。しかしライ菌の感染力は、世人の恐れるほどには強くない。否、極めて弱いものである。その医学的実証として、ライ療養所職員中、ライ者の持つ結核菌の感染を受けた人は知っているが、ライを感染させられた人は知らない。専門的に言えば、ライは小児病とさえいわれる如く、幼少時代に感染するものである。そうあればあるほど、未感染児童自身の検診と、その起居する寮の管理を科学的に行えば、決してこの寮の非ライ児を恐れる理由は無い。

◇寮以外に各地に散在する在宅患者が実在する以上、そこから進学する児童もあるわけで、こうしたことこそ善処の対象にすべきである。未感染児童といわれる問題の子供達は、専門医がライに非ずと診断し、かつ専門的に監視を受ける特定の寮で起居しているのである。こうした寮の子供達の就学を拒む理由が私には分らない。もしPTAの一部の方々の非ライ児入学拒否が通れば、療養所に隔離されているライ者が自覚しているつましい公德心の表現であり、ライ撲滅の根本たる隔離という原則は破られるであろう。今少し大らかな愛情で解決の道を発見すべきだと思う。(鹿児島・医師)

⑤昭和二九年六月一九日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「不明朗な黒髮会」

◇黒髮校問題が一応大義名分に立って解決されてやっと正規の授業になって来た最近、また一部の反対側父兄が、非ライ児の入学許可ということには正面から立ち向かうことができないために、立田寮そのものの校区外移転を目的にしながら、町内の商業的文教的発展というモットモそう名目をつけて「黒髮会」という大町内

会を作ろうとして発起人や責任者の名もない文書を回覧して来ました。その文書には「本校」という文句もあり、連絡員はPTAの人です。これは町内会とPTAを混同したやり方ではありませんか。

◇私も近所づきあいや、店の開業のことも考えてやむなく署名捺印しましたが、考えてみると発起人の名を明記しない所に何か不明朗なものを感じます。それにPTA会長が黒髮会に押されたら就任するとラジオ記者に答えているのも、あまり私達の意見を無視した一部だけの押付的予定行動のような感じがしてなりません。最近来年の選挙の下工作がはやっているようですが、黒髮会が明朗なものであるためには、県市議さんはこの会の役員から除外することが大切だと思います。

◇次に立田寮を移転しても、ライ問題そのものの解決にはならず、他校区にまた問題を押し付けるだけで、自己的といわれるでしょう。現在の入学児が万一発病するきざしでも出る時までは、私たち父兄は慎重にありたいものです。

◇第三に町内の総意と称して、個人の家庭（特に商売をやる）の自主的行動を牽制、圧迫することになります。この前の騒ぎの時には賛成通学者の店でお客がなく困ったところがありました。

◇最後に一ばん困るのは、PTAにさえ悩んだ学校側が、さらに大きい町内会の強い精神的干渉に困って、先生活の自主的教育が阻止されるといことです。

我国からライをなくし、非ライ児を守るためにも市民の愛の世論が、正しいPTAの在り方を支援してください。そして私みたいに気弱で、つい印を押しした人が取消を申出るまでに元氣をつけて下さるようお願いいたします。（黒髮校区・ある母）

⑥昭和二九年九月五日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「立田寮は不健康な環境か」

◇立田寮児童の黒髪小学校通学問題も長期に亘る紛糾にこじれて、問題の本質を失っているのではないかと思われるような複雑怪奇の様相をさえ呈している観がある。ところが先日大達文相が来熊の際、賛成反対夫々の立場から陳情合戦が行われたが、その時反対派の言の中に「立田寮の児童が真に健康体であるならば強いて通学に反対するものではない。しかしその場合は他の健康な環境に分散せしめて通学せしむべきである」という意味の言葉があったが私はこれについて一言したい。「他の健康な環境に分散せしめよ」ということは云うまでもなく立田寮が不健康な環境であるということであろうが、ここにも無反省なライ嫌悪症の露呈があるのであって、飽くまで現代科学の合理性のもとで抗酸細菌に起因する一慢性疾病に過ぎないライが、決してライ以上の何物でもなく又ライ以下の何物でもないことを信じている私たちライ療養所の職員から見ればまことに困った感情論であることを指摘したい。

◇立田寮が不健康な環境であるという判断は何によってなされるのであるか。立田寮はあの立田山麓の緑に囲まれた高台に、専任の保健婦、栄養士、保母に依って観察保護されている上に、給食、入浴、洗濯などの一切は完備された機械装置のもとで衛生的に能率的に処理され、しかも専門医の健康管理下に置かれているのだから、何処から見ても児童保育の環境として悪い条件であるとは考えられない。兎も角一度立田寮をとくご覧になったら如何であろうか。ライ親族児童だというだけで直ぐ「穢ない」と洗面をつくる無反省さでは何時までたつても問題は解決されない。大達文相は「地元で自主的に解決するべき問題だ」と云われたが自主的解決への途は何と云つても今少し対ライ感情の上人間としてのモラルと知性による反省が行われねば望むべくもない。(恵楓園職員)

⑦昭和二九年一〇月二日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「科学は絶対だ」

◇九月三十日の社説「再燃した黒髪校問題」を読んで、貴社のこの問題解決への善意と努力は了解しましたが、あの中の「医学と細菌学が安全と保障する以上、安全であると思う。だが『絶対に』とは科学はいわない」という言葉について一言したいと思います。科学というものはそんな曖昧なものであつてはならないと思うからです。科学者が安全であると保証する以上、それは絶対のものであつて、万に一つの不確率があるならば、科学的立場に立つての保障などすべきでは断じてない。「私はライ医学の科学的立場にあるものとして、立田寮児童の絶対安全を保証する」とは宮崎恵楓園長の言明であるが、筆者がいわれるような「絶対」とはいわない」保障をもしする人があるとしたら、それは科学者として当然糾明されねばならないと思う。

◇それから筆者は通学反対の人々はもちろん賛成派の人の中にも、感情的にライを恐怖していることに変わりはない。ただ知性と理性の判断如何が賛成、反対に分けさせているような言葉であるが、これは率直にいえば筆者自身のライ恐怖感が前提になっているところから来る考え方ではないか。最初からライ恐怖感を止むを得ないものとしての肯定の上での言葉であると思う。社会の良識を代表する指導的立場の発言として、そうした正しくない感情の是正を強調して欲しいと思う。(菊池恵楓園・職員)

⑧昭和二九年一〇月五日、西日本新聞・県民の声、「先入観の脱却から」

去る二十七日熊本市立龍田寮ライ未感染児童通学賛成派陳情報告会場の熊本市飼橋浄昭寺での乱闘騒ぎは県民相互のいまわしい姿を如実に示したものとして心寒く思われます。むかしのようライ患者を放置している時代と違って、現在は近代医療設備があることを認識するとともに恐怖の先入感から脱してもらつたら解決す



るのではないでしょうか。

子を育てる親の身になれば人の子に罪を課すことの不びんさが痛感されたいはずはないと思います。むかし豊臣秀吉が諸大名を集め酒宴のさい、諸大名は加藤清正のさかずきをうけるのをちゅうちよしているなかに、秀吉は平気で清正のさかずきをほし諸大名を感服させたという。こんなまねをせよとはいわないが、大きい気持ちで未感染児童の通学だけは認める同胞愛によって幸福な社会が生まれるのではないのでしょうか。

⑨ 昭和三〇年三月二日、朝日新聞、「声」、「黒髮校の問題」

◇立田寮の非ライ児童の黒髮校通学問題が、熊本市名誉市長高橋商大学長の調停によって一応解決したことはまことに喜ばしいことでありますが、市教育委員会は当初全員を市内小学校に通学させると発表しながら、黒髮校PTAの反対によって後退、ハンストによって逐年入学の最後の基本線すら危ぶまれる状態に追込まれ、この間県市両教組は全くの沈黙で何等積極的な態度を示さず、熊本に教組ありやの感を深くしたのは私一人ではありません。

◇問題の性質上ある程度の摩擦はあったとしても、同盟休校やハンスト騒ぎまで引き起こしたことは、教育県熊本として実に不手際であったといわねばなりません。本解決の紛糾を通し市教育委員会の弱体と、教組の無気力と、地域住民の反対運動の低劣さを見て失望にたえません。

◇問題解決を機会に冷静に過去を反省し、教育県熊本本来の姿に立返り、官民一体になって子供の幸福を守ってやって下さい。最後に三選桜井知事に対し強力な文教政策の推進をお願いすると共に、黒髮校全児童の幸福を心より祈ります。(熊本・教諭)

⑩昭和三〇年四月一日、西日本新聞、「県民の声」、「黒髮校PTAに猛省を求む」

黒髮校PTAは再び同盟休校を決議し、十一日の入学式が一週間延期されたと新聞は報じている。私は当初、PTA反対派に子をもつ親の一人としてある程度の同情をもっていたのであるが、医学的診断の結果、問題の四名の未感染児童が現在危険性のないと診定され、しかも一度既に盟休も行い、高橋商大学長のあつせんなどの歴史的過程を得たのち再び盟休によってことを決しようとするPTAの暴挙には極度の憎悪すら感ぜさせられるものである。熊本市内には親や祖父母がライにおかされても扶養する家族のいる子弟は私の知っているだけでも相当あり、みな市内のいずれかの学校に通い、卒業しているのである。このさい、この四名をのみ問題にするのはむしろ滑稽ではあるまいか。四名の子供のために名前や身分を秘せというのがPTA側の言分かも知れないが、はたして真意かも疑わしい。このさい、何もいわず、熊大鰐淵学長が説くように厚生省の措置がなされるまでも四名を入学させ、そして多くの子供の勉学の自由を奪わぬよう強く反省を求めるものである。(熊本市・一父兄)

## 七 傍観者の存在

通学反対派が賛成派を凌駕し、傍若無人な無法行為を繰り返すことができた背景として大きかったのは多くの傍観者の存在という事情であった。この傍観者は直接の加害者ではなかったが、第三者では決してなかった。「いじめ」の場合と同じく、ここでも傍観者は不作為の加害者という、幫助犯ないし共同正犯の役割を演じた。止める人があまりにも少ないために、人権侵害が長期化し、エスカレートする。日本の人権侵害問題が欧米諸国のそれと大きく異なるところで、龍田寮児童通学問題でもそれは同様であった。傍観者が問題を長期化させ、エ

スカレートさせた。

(1) 厚生省、文部省、法務省

この傍観者において大きな地位を占めたのは、中央では厚生省であり、文部省であり、法務省であった。確かに、厚生、文部、法務の三省は、昭和二年二月一六日に開かれた「らい親族児童の通学に関する法務省、文部省、厚生省の打合せ会」において、「厚生省としては、らい療養所附設の保育所に収容中の児童につき周到な健康管理を行っているので他に感染させる虞れはないと認める。」「文部省としては、らいを他に感染させるおそれのない健康な児童である限り一般の児童と区別することなく就学させるべきであると考える。」「法務省としては、厚生、文部両省の見解によって判断すれば保育児童は一般の学校に通学させるべきものと思料する。」と決定した。法治主義の下では当然のこととはいえ、この決定自体は評価に値するものだった。この三省決定を受けて、昭和二年三月一日に開かれた熊本地方法務局、熊本市教育委員会、菊池恵楓園の三者協議では、「らい親族児童の通学に関する協議書」が作成され、「熊本市教育委員会は、昭和二年四月以降龍田寮児童を全面的に黒髪小学校本校に通学させる。」「菊池恵楓園は、前項通学児童に対する健康管理を一層厳密にする。」ことが決定されたからである。しかし、P.T.A反対派の横やりでこの協議事項が棚上げになって行くにつれて、厚生省は菊池恵楓園の、文部省は熊本市教育委員会の、そして、法務省は熊本地方法務局の背後に身を隠し、三省の存在感が急速に希薄化していった。その象徴が大連文相の姿勢であった。

「教育委員会の方では却々、こういう問題が起ると、却々そのにっちもさっちも行かんようになるので、お困りだろうと思うけども、結局、ま、教育委員会で適当に善処されるといふことを希望する以外にないですね。」

「私共詳しい話を知らんものだから、え、意見を参考の意見を云うということは出来ませうけどもね、あんまり表だって新聞辺りにこうすべきだあ、すべきだという事を云うとだね、却って問題が余計紛糾するということになりやせんかと思うんです。ですから、ま、非常にデリケートな問題だから、あんまりこうだあ、だと云う事は云わん方がよかろうと思いますね。」熊本の問題についてね、こうしろあ、しろと云うことはね、それは云えば自分の役は済むかも知れんが、問題の解決にならず却って紛糾させるという事になりますからね、余程慎重にしなければいかんのだろうと思うんです。言つて迷惑をかけても悪いですからね。」

熊本を訪れていた同相は、恵楓園等からの陳情に対し、昭和二九年八月三十一日、熊本県庁で行つた記者会見で、前述したように、「地元の話合いで円満解決を望む」として、このように語つたからである。

それでは、地元の方ではどうだったのであろうか。菊池恵楓園長からの教育差別という被害申告を受けた熊本地方事務局の存在感は当初、特筆すべきものがあつた。龍田寮児童の、そして恵楓園入園者等の訴えに真正面から向き合つていたともいえた。たとえば、昭和二九年三月一八日に発表された熊本地方事務局人権擁護課長の声明も、次のようなものであつた。

「専門医学の上からと、現実の面からとの証明が得られる限り、現代人として考えねばならないことは、一つには、人道的立場であり、次に法律制度の問題であらう。言うまでもなくこれは人間として又社会人としての自覚であり責任であると考ええる。」「素より、龍田寮児童は、その親族の療養所収容とともに、温い養育が断たれ、その他の親族縁故者等の絶無乃至はその経済的理由によつて養育が阻まれた者のみであつて、一般家庭に在る他の同類子弟が一般小、中学校に通学し何等の紛議も生じていない現実を十分に認識しなくてはならない。まして、龍田寮児童が専門医の嚴重な健康管理の下に置かれている点よりこれを見れば、むしろ、前記子弟に比し、健康

管理の面において優れていることは確かである。「われわれは人間であると同時に常に社会人であり、自己の幸福追求に急なる余り、より不幸な者たちに対する思い遣りが欠けることになってはならない。前述の通り伝染源ではなく殊に健康管理に厳密を期され、一般健康者と何等変わるところのない児童が単にらしいの親族という名のもとに、一般社会から閉ざされて、少年期という人生のなかで最も肝要な人格形成の時期において、一般児童と差別され、教育のひときい機会が阻まれていることは、人権の尊重を基調とする民主主義社会の在り方ではないと思う。」「さらに現代社会においては、われわれは日常の健康について一般に医師を信頼しこれに委ねることが通念であるから、らしいに関する健康管理についても同様、その専門医に信頼する以外にはないのであり、又社会の規約ともいふべき法律制度を尊重すべきことは何人も異議のないところであろう。らい予防法第三条に「らい又はらしいの親族の故をもって不当に差別してはならない」と規定し、又同法には「国立療養所長が伝染のおそれがないと認めるときは、収容患者の外出或いは外泊を許可することさえ出来る」ことになっている。」「まして、患者でない而も伝染のおそれなしとの専門医の証明ある龍田寮児童が、何処に行こうと又その居住区域の学校に通学することも自由でなくてはならない。従つて、これを制限し通学を拒むことは何人にも許されていないものと言わざるを得ない。」「法務局は公正不偏の立場から、さきに記述したような重要な資料に基づき、右のような見解において、龍田寮児童は黒髪小学校に通学させることが相当だとの結論に達したのであるが、次いで中央においても去る二月十六日法務、厚生、文部の三省間に同様の協議決定に至ったことは周知の通りである。」「冒頭に述べたとおり市教育委員会においても基本的方針を明らかにしたところであるが、同委員会としても、おそらく多くの資料を基礎にして右のような観点から同様の結論に達したものと推測される。これに反し、なお黒髪校PTAの一部がこれを否定し、剩るPTAの解散或いは一斉休校という論外の論を敢えてすることは、法律制度を

無視した仕方であり、多数の暴力を以て教育の機会均等をよく圧するものと言えよう。深く猛省すべきことと思ふ。関係者は感情を捨て虚心且純粹な態度をもって、本問題の早期解決を図るべきであろう。もとより龍田療児童を本校に通学させることによって多数児童の人権を無視することとはならないのである。」

しかし、このような法務局の態度も、PTA反対派からの圧迫で熊本市教育委員会の方針が後退するのに応じ、変質していった。昭和二十九年五月三十一日の熊本地方法務局長の市教委長宛要望書では、次のように記しているからである。

「貴教育委員会においては当初より各種の困難ななかにも基礎資料の収集、事情調査等に最善を尽くされ、屢々委員会又は協議会を開催して審議検討の結果、去る三月一日には、当局において前記保育児童を本年四月以降全面的に通学させる旨の和解が成立するに至り、次いで同月十一日及び十二日の両回にわたり、かさねて通学させる旨の基本方針を声明されたところであります。」「右は教育行政の公的機関として寔に妥当な措置であり、かねて敬意を表して来た次第であります。」「しかるに貴教育委員会が公明なる識見をもって、黒髮校一般児童の保護者等に対し、保育児童にも均等な教育の機会を与えねばならぬとの理解を図るため、屢々の機会においてあらゆる努力を傾注されたにもか、わらず、一部偏見に基づく感情によりついに円満な理解を得るに至らず、ために四月入学期に至り貴委員会は英断をもって、通学実現の第一歩として、とりあえず、本年度就学の保育児童四名の入学を許可されたことは、世論の強く支持する所であります。」「貴委員会は教育行政の責任ある立場において同盟休校の最悪事態の收拾に腐心せられ、緊急事態として四月二十二日黒髮校の臨時休校を宣言し、市議会文教委員会のあっせんに応じ、保育児童四名に対する再診察の結果、熊大附属病院において要観察と判定されたもの一名を除き三名のみ通学させるに至ったことは、なお問題は残されているにしても蓋し当時の事情からして已むを得

ざるものといわねばなりませんまい。」「貴委員会が過去半年の間絶えず両関係者の激烈な要求の中であって、あらゆる困難と闘われ機に臨み時に応じて善処し今日に至ったことに対して当職は心から敬意を表するとともに、不遇なる保育児童を愛情をもって温く迎え入れようと努力を払われたことに対して、深く感謝する次第であります。」

これによれば、法務局が、市教委に対し、その方針の後退について、「現実的な措置」として、人権擁護機関としての「お墨付き」を与えていることは明らかであろう。しかし、市教委の方針後退はこれだけではすまなかった。ここに至ると、法務局の態度も人権擁護機関のそれから傍観者のそれへと転じて行った。市教委の方針後退を傍観するだけになって行った。

警察の態度も傍観者のそれであった。P T A 反対派等の無法行為等について「民事不介入」の態度を取り続けた。反対派が黒髪小学校校長室の無断占拠を続けたことについても、警察がそれを取締ることはなかった。あくまでも通学拒否を市教委に迫るために P T A 反対派委員三名が市教委事務局玄関前で無期限ハンストに入ったことから、昭和三〇年二月六日、市教委が熊本北署にスト者の保護方を依頼したところ、同署は「介入の段階にあらず」と拒否しているのである。

(2) マスメディア

マスメディアも傍観者、それも有力な傍観者のひとりであった。ただ、マスメディアも傍観者という場合の「傍観者」の意味については説明が必要であろう。龍田寮児童通学問題を全く取り上げなかったという意味での「傍観者」ではなかったからである。すでに紹介したように、全国紙などの場合はともかく、地元マスメディアにおいては大々的に、そして間断なく報道されたといっても過言ではない。問題は報道量ではなく、そのスタン

スにあった。龍田寮児童の、そして恵楓園入園者等の訴えに真正面から向き合っていたかどうかで、否といわざるを得なかった。それどころか、加害者に対してしばしば理解を示した。この意味での傍観者の役割を果たしたのがマスメディアであった。

P T A 通学反対派に対するマスメディアの見方というのは、概ね、次のようなものであった。

「黒髪校の P T A が、市教委の措置に対して反対する気持はよくわかる。たとえ髪の毛一筋程の不安であっても、そのおそれていることが、万一にも実際にあらわれたら、取返しのつかないことになることを思えば、親として、子どもを愛する親として、反対しないわけにはいかぬという気持はよくわかる。」「問題の児童の通学に賛成の人でも、そういうことが無ければ無いことはないのである。それを純粹に人道的な立場から、反対している人たちに対して更に反対の意思を強く打ち出すということはなかなか出来るものではないのである。だから、通学反対の運動が行われれば、ひきずられて行くか、姿勢を低くしているかしかないということになり勝ちなのである。」「けれども、八日に七十六名に過ぎなかった登校児童が、九日には二百七十名に増えたということは、二百名前後の父兄が、通学に反対ではないということを行動で示したということになる。これは、もつと多くの父兄たちも、かならずしも反対ではないが、大勢に引っぱられていると示しているといつてよからう。」「問題の児童の通学に反対の人たちがレールを外れないうで反対運動をするのは、それはその人達としては止むを得ないとして許される・・・。」（昭和二九年四月一日、熊本日日新聞、社説、「愛情の名において」）

「通学に反対の人も、立田寮児童の子供や、その親たちの立場がわからないことはない。気の毒である、と思う。さらに、科学と細菌学が、安全と保証する以上、安全である、と思う。だが、絶対には安全か、という、絶対には、科学は言わない。方に一ということもある。その、方に一、という確率の、その「一」が、自



分の子供に当たつたなら、という不安がある。その不安を残したままの状態におくことは、親の情として忍びない。親としては、理性にしたがうよりは、情に殉じよう。そう考えて行動する人が、反対派の大部分であると思う。」

(昭和二十九年九月二十八日、熊本日日新聞、社説、「再燃した黒髮校問題」)

それ故、通学反対派に対するマスメディアの批判も「行きすぎ」に絞られ、次のように批評されている。

「その反対をするやり方には、われわれには納得がゆかないものがある。八日の朝、校門に貼られたビラには、こう書かれてあつた。「らいびょうのこともと一しようにべんきようさせぬようしばらくがつこうをやすみませう」(原文のママ)……。これは、故意に、白紙の子供たちに、強い印象を与える事を目的として書かれたものである。こゝには、愛情の名にふさわしからぬ憎しみが漏出している。露骨な人権の侮べつがある。こういうことには、われわれはいきどおりを感じないわけにはいられない。この前、反対のプラカードを立てデモをした時にも、子供をそのデモ隊の中に加えたことがあつた。これは、それと同じやり方である。」「われわれが望みたいのは、・・・通学に賛成、もしくは賛成とまでではないが、致し方ない、というような父兄に対して、圧迫的な態度に出ないようにしてもらいたいことである。特に、反対の人たちの中の、良識ある人たちにそのことを強く訴えたい。」「黒髮校PTAの運動が、愛情の名にふさわしい温かさと思ひやりをもって進められることを望むものである。」(前掲「愛情の名において」)

「黒髮校一カ月ぶりに開く―歓声あげる児童」という昨日の夕刊の見出しほど近ごろ明るい文字はなかった。誰もがホツとした感じであつたという。もちろん、関係者の中には、これではまだ本当の解決ではない。問題はまだ残っている、と思つている人たちがあつたことだろうことは間違いない。しかし、「歓声あげる全児童」という言葉が、子供たちの歓びを表現した見出しであることは間違いない。この子供たちの喜びを、ふた、び重い日々

の中に閉じこめることのないようにだけは、これまでのところではまだ不満だと思っている人たちも、考えてほしいものである。」(昭和二九年五月八日、熊本日日新聞、社説、「黒髮校の開校を喜びつ、」)

「黒髮校の問題が『円満解決』となって、一カ月の休校から開校されてから、もう十日近くになります。」  
「『円満解決』という言葉を使いましたが、実はまだ、全くの円満解決ではないのです。解決したのは、休校という、子供たちにとつての不幸な状態から、ともかく、あたり前の授業に帰ったという意味でだけなのです。立田寮の子供たちと一しょにわが子を通学させることを不安に思つて、それに反対した人たちの心から、その不安が、全部なくなつたという意味での解決、ではないのです。」  
「ですから、『円満解決』どころか、『反対』だった人たちの中には、大いに不満がある人も、ないとはいえないようです。」  
「現在では、まだ、その不安と不満が、相当に、抑えられた心の中で、くすぶり、つまり、昂じて来ている時期だといえましょう。こういう時は、もつとも警戒しなくてはならないことは、そのうつ積した不満が、はけ口を求めて行くことです。はけ口を他に求める、というのは、たとえば、立田寮の子供にそのはけ口が向けられる。問題が沸トウしていた時の「賛成」派の人たちに向けられる。その家族に向けられる。学校の先生に向けられる、というようなことです。」  
「全体として、あのような解決の仕方をした、ということに対する不満のはけ口が、そのような特定の個人に向けられる、ということは、つまり、そういう人たちに、憎しみの眼が向けられ、憎しみの行為がなされるということです。そして、そうすることによって、いくらか不満がおさまると感じることです。」  
「これは、スジのちがった憎しみです。立田寮の子供に罪があるわけでないことはもちろんです。通学賛成の人たちでも、それが自分では正しいと思つたからこそ、そういう意見を出した人たちです。中には、感情的には割り切れぬものがあつたのに、自分の正しいと思うことについて人たちもあるはずで、そういう人たちの家族や子供に、また何の罪もあるはずはありません。」

ん。学校の先生にしても同じことです。」「そういう人たちに、憎しみの気持を抱くということが、土台スジのちがったことであることはいうまでもないことですが、それが行為にあらわれるということにでもなれば、これはもう、全く無知な、低級な、わけのわからない行為だ、といわなくてはならないことです。」「反対運動もまた、やむにやまれない親の愛情から起ったものであったはずです。それを、心ない一二の人たちの行為が汚してしまうことをわれわれは恐れるものです。」（昭和二十九年五月二十五日、熊本日日新聞、社説「黒髮校のお母さんたちに」）

「黒髮校立田寮児童問題は、一応解決をついたと見られていたが、なお完全な解決とはいえないようである。四五日前の『読者の広場』への投書がそれを示している。問題の「黒髮会」というのがどんな組織になっているか知らないが、黒髮校区域内を文教的、商業的に発展させるために立田寮を他に移転させようとするものだと投書はいつている。放射能から「汚染する」というのと同じ意味で、立田寮が黒髮校区を汚染するといっているわけである。目的は、立田寮を他に移転することによって寮児の通学問題を抜本的に拒否しようというのであることははっきりしている。しかし、通学問題が紛糾したのはまだ宥せる。その問題の解決の手段として、立田寮を移転さすべき、というのは、そういうことが手段としてゆるされると思っていることは、人間の無視、人権の虐殺である。そこに見られているのは、人間ではなくて、病気だけである。人間は無視されている。その論理を推し進めるならば、立田寮があるのは、恵楓園があるからだ。恵楓園があるのは、患者があるからだ。通学問題を解決するためには、患者そのものを抹殺しなくてはならぬ、ということになる。こんなひどい見方を、黒髮の大部分の人がしているなどは毛頭思わない。」（昭和二十九年六月二十五日、熊本日日新聞、社説、「ライ予防デーに当たって」）

このような通学反対派に対する見方をいわば裏返しにしたものが通学賛成派に対する見方であった。すなわち、

次のようなものであった。

「通学賛成の人の中にも、実際には、自分の子供と、立田寮の子供とが、隣り合わせの席にいるよりは、そうでない子供と隣り合わせの席にいる方が好ましく思う人もあるだろう。しかし、科学と細菌学が、それと、龍田寮児童の立場、その親たちの立場を考えると、自分の嫌悪の情を主張することは出来ない。理性がそう判断する。その判断に従わなくてはならない。そう考えて行動する人が賛成派の大部分だと思う。」（前掲「再燃した黒髮校問題」）

そこから、地元マスメディアなどによれば、反対派と賛成派の共通性がことさらに強調されている。

「立田寮児童の父兄が寮児を普通の学校に通学させたいと願うのも、黒髮校の父兄が、それを拒否したいと思うのも、どちらも、人の親としての愛情から出発している。」（前掲「愛情の名において」）

「貞明皇后は救ライ事業に強い関心を持つておられた。黒石原の国立療養所が恵楓園という名であるのも、皇后が楓の樹を同園に賜ったというところから来ていると聞いている。貞明皇后は、宮中で蚕をお飼いになるのに、病気にか、つて繭を作る力のない蚕でも、ていねいに別な器に移して、最後まで桑をお与えになったと聞いている。ライを病む人たちに対する格別な御関心も、故なきことではない。こゝにハタライている“見”方は、文字通り、一“視”同仁である。しかし、特に御関心というとき、それは、特に不幸な者に対する同情の「視」になる。貞明皇后のライを病む人たちに対する見方は、そういう見方である。」「黒髮校の立田寮児童問題で、通学反対派の中のあるものの“見方”は、殴るよりも、罵るよりも、もつとひどい見方であったといえる。もつとも悪意のある見方、もつとも一視同仁の“視”とは反対の見方、平等な人権を故意に差別づける見方であった。」「同情に裏づけられた見方、と、嫌悪または憎悪に裏づけられた見方とは、けれども、ある点で一致する。といえ

驚くかも知れない。いずれも、無関心な見方でない、という点で一致するのである。もっと突っ込んでいうと、ある見方を裏づけている同情が、さらに嫌悪に裏づけられている場合もあり得る。そういう場合は、多いといわなくてはなるまい。」(前掲「ライ予防デーに当たって」)

「その(反対派と賛成派の―引用者挿入)差は僅かだと思う。振子をどっちに振るか。それはほんのちよつとの振り方である。」(前掲「再燃した黒髪校問題」)

このようなスタンスから、反対派だけではなく、賛成派にも注文をつけて、問題解決のための「譲歩」を迫っている。

「ほかの病気と区別をつけない無関心の見られ方を持ちたいと、恵楓園の人たちだけではなく、全国の療養所の人たちが思っていることは確かである。しかし、現実には、まだそこまで進んでいないことを知っていただきたいのだ。同情に裏づけられた見られ方も拒否したのである。しかし、現実には、まだそれでいくらかの満足をしなくてはならない段階にあることを知っていたべきなのである。その限りにおいては、社会は、徐々にではあるが、同情に裏づけられた見方をするものが多くなって行きつつあることは、信じていただきたいのである。」(前掲「ライ予防デーに当たって」)

反対派の圧力などによって後退を重ねた市教委の方針についても、基本的に理解が示されている。

「市教育委員会が情勢が通学を許可する段階でないといった態度をとるにいたった気持も充分理解できるのであります。しかし、教育の機会均等が與えられている以上、賛成派の人達や恵楓園の患者たちが主張するように、健康と認められた龍田寮の児童たちを、単に情勢が悪いといっただけで通学を許可しないことは、やはり筋が通らないものがあるように思われます。」「市教育委員会としても『情勢が好転したら健康な環境から通学させる』

と一應通学の線は認めているようであり、大達文相もいっているように、単に理論だけで片づけてしまうには問題があまりにもデリケートであり、理論と感情の板ばさみの苦しい立場にあることも理解できるのであります。だからといって、市教育委員会は教育基本法を無視するような態度は矢張り批判されるべきであり、教育委員会としてはなんとしても理論的に一本の筋を通すべきでありましょう。「教育委員会が積極的に問題解決に乗り出すようこの機会に希望しておきたいと思ひます。」（昭和二十九年九月三日G K放送、西日本新聞熊本支局長「熊本の動きより」）

両学長の調停に基づく「第三者家庭からの通学案」による「問題解決」についても、マスメディアからは手放しの賛辞が奉げられた。なかには、「高いヒューマニティの協奏ともいべき美しさの中で解決せられたことに大きな感激を覚えずにはいられない」としたものもあった。

「黒髪小学校問題が円満に解決した。永い間、直接の関係者だけでなく、多くの人たちの心に、暗い雲をかぶせていたこの問題の解決は、その暗雲がからりと晴れたような喜びを与える。」「問題の解決は、その解決のために働いたすべての人々の忍耐強い努力によつてもたらされたものである。それらの人々の、その努力に感謝したい。」「また問題の解決は、反対・賛成と、対立した意見をもつ人たちの、どちら側からも歩み寄りによつてもたらされたものである。それらの人たちの、その歩み寄りの精神に感謝したい。」「けれども、問題の解決は、もつれにもつれた問題の渦中に自ら身を挺して斡旋の労を執り、辛抱強く対立する意見の調停をはかった、高橋熊本商大短大学長と鰐淵熊本大学長の努力になんか負うところ大であったといわなくてはならない。両学長の労に深く感謝したい。」「特に、問題解決の糸口が、高橋学長が、新学年度に入学する立田寮児四名を、責任を持つて引取つて世話をしよう、と提案した時から開けはじめたということは、何人をも感激させないではおかないで

あろう。われわれは、熊本名誉市民である高橋学長の高いヒューマニティ（博愛、人間愛）と、教育者としての温い愛情に、深い敬意を払わぬわけには行かない。また高橋学長の意思を汲んで、進んでそれに協力して、児童の世話を引受けることを決意されたという高橋学長夫人にも、同じ敬意を奉げたいと思う。」しかし、われわれはまた、この高橋学長の献身的なヒューマンな提案が示された時を契機として、対立する意見が急速に歩み寄りを見せ始めたということの中にも、深い感激を覚えたいではないか。「高橋学長が、あえてこの問題の調停に進んで当り、それだけではなく、献身的に四人の児童を引取るという提案をした時、それは関係者すべての心を揺すつたのである。一人の個人の高いヒューマニティが、関係者多数の心の中のヒューマニティを触発したのである。」「黒髪校問題が、関係者の歩み寄りによって解決せられたということは、高橋学長のヒューマニティに触発せられた関係者のヒューマニティが発露されたということである。それはヒューマニティの共鳴であり、協奏であるといえよう。われわれは、黒髪校の問題が、永い紛糾の最後に、高いヒューマニティの協奏ともいべき美しさの中で解決せられたことに大きな感激を覚えたい。」「われわれは紛糾した問題が、ヒューマニティの協奏という美しさの中で解決されたことを心から喜びたい。そして、将来ふた、び同じ問題が繰返されないであろうことを信じるものである。」（昭和三〇年二月二四日、熊本日日新聞、社説、「黒髪校問題の解決を喜ぶ」）

しかし、この「問題解決」は、いうまでもなく、真の解決とは程遠いものであった。それを「ヒューマニティの共鳴」による「関係者の歩み寄り」による「解決」と賛美したところにマスメディアの基本的なスタンスがあった。

龍田寮児童通学問題について、マスメディアは多くを報道し、多くを語った。読者の耳目も集めた。県民・市

民に与えた影響は想像以上のものがあつた。しかしながら、龍田寮児童全員通学という基本線を擁護することについては、マスメディアは傍観者でしかなかった。

### (3) 県民・市民

それでは、一般の県民・市民の場合はどうだったのであろうか。マスメディアの「読者の広場」欄や「声」欄等に寄せられた「意見」等から、それをうかがうことにしよう。通学反対派を支持する意見も確かにみられる。たとえば、次のような意見がそれである。

「立田寮は観察を要するライイの児童を收容する施設である。收容中の児童が、こゝから一般学校に通うことは非ライイ児という看板を背負つて歩くようなものだ。市民が驚き騒ぐのも当たり前である。非ライイ児に対しても気の毒な取り扱いである。もし社会に出しても大丈夫というなら、立田寮におくことは適当でない。人知らず故郷に送り返すなどの方法をとるべきだ。非ライイ児などというものはなくなり子供は伸々と育つであらう。」「立田寮というものを棚上げにして、法務局に訴え、科学者を動員し、言論機関に宣伝し、大多数の抵抗で圧迫しようとするのは筋道が立たない。またこの問題を熊本市民の封建性に基づく、時代を知らぬ意見だというのも当らない。抵抗を以て一部扇動者の策動だとするのもおかしい。これは大衆に期せずして起つた反響である。ライとつながりを持つ立田寮を考慮に入れるとき法的解決はあてはまらない。医師の診断はただ現在を証明するに過ぎない。教委は問題を白紙に返して、もう一度更に深く検討すべきではないか。(熊本市・医師) (昭和二九年四月一七日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「子供の幸福は?」)

第三者的な評論も散見される。



「ライそのものの肉体的な苦痛よりも自分達の社会的な存在というものを知ったときの苦痛の方が大きいのではないだろうか。なぜ問題をはっきり解決した上で児童の処置をしなかったのであろうか。許可するにせよ、許せぬにせよ、この問題が児童の将来にどんなに影響するかは十分に考えられ、慎重に処置できなかったものだろうか。いま彼らは通学は許可されたが、彼らは自分達の運命と社会的な存在をはっきり知らされたのである。其の手は拭い取れないであろう。今後、児童の幸福のため慎重な処置を望んでやまない。(教員)」（昭和二九年四月一四日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「四名の非ライ児」）

「黒髮校に新入学した子供の父兄です。」「恐るべき小学校だと思います。いま町内は夜も昼もスピーカー合戦でまるで選挙運動の騒音です。童心を傷つけまいと祈った親心は微塵にくじけました。一体この問題をどう子供に説明したらよいでしょう。残念ながら非才の私には頑是ない子供に対して納得のゆくような説明の言葉を知りません。不思議なのは学校から家庭へ今日まで何の連絡もないことです。学校当局自身の見解も承知したいものです。とんだところに居住したものだ」と長嘆息しているのは私一人ではありませんまい。(黒髮町・S生)」（昭和二九年四月一七日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「子供の幸福は?」）

「立田寮の非ライ児童の黒髮校通学問題が、熊本市名誉市民高橋商大学長の調停によって一応解決したことはまことに喜ばしいことでありますが、市教育委員会は当初全員を市内小学校に通学させると発表しながら、黒髮校PTAの反対によって後退、ハンストによって逐年入学の最後の基本線すら危ぶまれる状態に迫込まれ、この間県市両教組は全くの沈黙で何等積極的な態度を示さず、熊本に教組ありやの感を深くしたのは私一人ではありませんまい。」「問題解決を機会に冷静に過去を反省し、教育県熊本本来の姿に立返り、官民一体になって子供の幸福を守ってやって下さい。最後に三選桜井知事に対し強力な文教政策の推進をお願いすると共に、黒髮校全児童

の幸福を心より祈ります。(熊本・教諭) (昭和三〇年三月二日、朝日新聞、「声」、「黒髮校の問題」)

しかし、このような意見は紙面上では少数派で、多くの読者からは反対派の行動を批判する声が寄せられている。その意味では、マスメディアのそれよりも入園者よりといえないこともない。

「黒髮校の同盟休校は依然つづいています。その分散授業を見て全く子供たちに同情せずにはられません。学校には立派な机やいすがあるのに一体いつまでこの状態をつづけさせようというのでしょうか。PTAの市教育委員会に対する解決案の三番に「市教育委員会が一人ずつライ未感染児童をひきとり自宅から通学させる」とありますが、私達第三者の立場からみてもたゞあきれるばかりです。このようなことが解決案といえるのでしょうか。たゞPTA側の教育委員会に対する感情的な抗議としか思えません。このような解決案を出している以上いつまでも子供たちの幸福は得られないと思います。(熊本市・一女子大生) (前掲「子供の幸福は?」)

「ばくの弟はいまお寺で勉強しています。でも弟はなにもおぼえて来ないので。それでも父は黙っています。弟がかわいそうでなりません。きのうは早く帰ってきたので、なぜ帰ってきたのかときくと、よその兄さんが帰れといったので帰ったといいました。父が出てきてどなったので、弟は泣きながらまたお寺にいきました。僕はうしろすがたをみて弟がかわいそうになりました。僕の弟のようにいやいやながらお寺の教室に行っている子供がたくさんいると思います。みんなかわいそうです。みんなが仲よく黒髮校へ行けるように、ほかのお父さん、お母さんも考えてください。(黒髮町・一中学生) (昭和一九年四月一九日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「弟たちが可哀想」)

「未感染児童といわれる問題の子供達は、専門医がライに非ずと診断し、かつ専門的に監視を受ける特定の寮で起居しているのである。こうした寮の子供達の就学を拒む理由が私には分らない。もしPTAの一部の方々の

非ライ児入学拒否が通れば、療養所に隔離されているライ者が自覚しているつましい公德心の表現であり、ライ撲滅の根本たる隔離という原則は破られるであろう。今少し大らかな愛情で解決の道を発見すべきだと思う。  
(鹿児島・医師)〔昭和二九年四月二一日、朝日新聞、「声」、「黒髮校事件に」〕

「黒髮校問題が一応大義名分に立つて解決されてやっと正規の授業になって来た最近、また一部の反対側父兄が、非ライ児の入学許可ということには正面から立ち向かうことができないために、立田寮そのものの校区外移転を目的にしながら、町内の商業的文教的発展というモットモそうなる名目をつけて「黒髮会」という大町内会を作ろうとして発起人や責任者の名もない文書を回覧して来ました。」「立田寮を移転しても、ライ問題そのものの解決にはならず、他校区にまた問題を押し付けるだけで、自己的といわれるでしょう。現在の入学児が万一発病するきざしでも出る時までは、私たち父兄は慎重にありたいものです。」「町内の総意と称して、個人の家庭（特に商売をやる）の自主的行動を牽制、圧迫することになります。この前の騒ぎの時には賛成通学者の店でお客がなく困ったところがありました。」「一ばん困るのは、PTAにさえ悩んだ学校側が、さらに大きい町内会の強い精神的干渉に困って、先生方の自主的教育が阻止されるということです。」「我国からライをなくし、非ライ児を守るためにも市民の愛の世論が、正しいPTAの在り方を支援してください。そして私みたいに気弱で、つい印を押しした人が取消を申出るまでに元氣をつけて下さるようお願いします。（黒髮校区・ある母）〔昭和二九年六月一九日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「不明朗な黒髮会」〕

「去る二十七日熊本市立龍田寮ライ未感染児童通学賛成派陳情報告会場の熊本市飼橋浄昭寺での乱闘騒ぎは県民相互のいまわしい姿を如実に示したものとして心寒く思われます。むかしのようにライ患者を放置している時代と違って、現在は近代医療設備があることを認識するとともに恐怖の先入感から脱してもらったら解決するの

ではないでしょうか。」「大きい気持ちで未感染児童の通学だけは認める同胞愛によって幸福な社会が生まれるのではないのでしょうか。」(昭和二九年一〇月五日、西日本新聞・県民の声、「先入観の脱却から」)

「黒髮校PTAは再び同盟休校を決議し、十一日の入学式が一週間延期されたと新聞は報じている。私は当初、PTA反対派に子をもつ親の一人としてある程度の同情をもっていたのであるが、医学的診断の結果、問題の四名の未感染児童が現在危険性のないと診定され、しかも一度既に盟休も行い、高橋商大学長のあっせんなどの歴史的過程を得たのち再び盟休によってことを決しようとするPTAの暴挙には極度の憎悪すら感ぜさせられるものである。」「このさい、何もいわず、熊大鰐淵学長が説くように厚生省の措置がなされるまでも四名を入学させ、そして多くの子供の勉学の自由を奪わぬよう強く反省を求めらるものである。(熊本市・一父兄)」(昭和三〇年四月一三日、西日本新聞、「県民の声」、「黒髮校PTAに猛省を求む」)

なかには、恵楓園職員からの反対派への反論も掲載されている。

「反対派の言の中に「立田寮の児童が真に健康体であるならば強いて通学に反対するものではない。しかしその場合は他の健康な環境に分散せしめて通学せしむべきである」という意味の言葉があったが私はこれについて一言したい。『他の健康な環境に分散せしめよ』ということとは云うまでもなく立田寮が不健康な環境であるということであろうが、ここにも無反省なライ嫌悪症の露呈があるのであって、飽くまで現代科学の合理性のもとで抗酸性菌に起因する一慢性疾病に過ぎないライが、決してライ以上の何物でもなく又ライ以下の何物でもないことを信じている私たちライ療養所の職員から見ればまことに困った感情論であることを指摘したい。」「立田寮が不非健康な環境であるという判断は何によってなされるのであるか。立田寮はあの立田山麓の緑に囲まれた高台に、専任の保健婦、栄養士、保母に依って観察保護されている上に、給食、入浴、洗濯などの一切は完備された

機械装置のもとで衛生的に能率的に処理され、しかも専門医の健康管理下に置かれているのだから、何処から見ても児童保育の環境として悪い条件であるとは考えられない。兎も角一度立田寮をとくとご覧になったら如何であらうか。ライ親族児童だというだけで直ぐ「穢ない」と洗面をつくる無反省さでは何時までたつても問題は解決されない。大達文相は「地元で自主的に解決さるべき問題だ」と云われたが自主的解決への途は何と云つても今少し対ライ感情の上に人間としてのモラルと知性とによる反省が行われねば望むべくもない。(菊池恵楓園職員) (昭和二九年九月五日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「立田寮は不健康な環境か」)

菊池恵楓園職員からの社説に対する疑問の声も取り上げられている。

「九月三十日の社説『再燃した黒髪校問題』を読んで、貴社のこの問題解決への善意と努力は了解しましたが、あの中の「医学と細菌学が安全と保障する以上、安全であると思う。だが『絶対に』とは科学はいわない」という言葉について一言したいと思います。」「筆者は通学反対の人々はもちろん賛成派の人の中にも、感情的にライを恐怖していることに変りはない。ただ知性と理性の判断如何が賛成、反対に分けさせているような言葉であるが、これは率直に言えば筆者自身のライ恐怖感が前提になっているところから来る考え方ではないか。最初からライ恐怖感を止むを得ないものとしての肯定の上での言葉であると思う。社会の良識を代表する指導的立場の発言として、そうした正しくない感情の是正を強調して欲しいと思う。(菊池恵楓園・職員) (昭和二九年一〇月二日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「科学は絶対だ」)

もっとも、このような紙面上の「世論」をもって、県民・市民の生の声を正確に反映したものと受けとめることができないことはいうまでもない。県民・市民の多くはサイレント・マジョリティに属した。そのこともあつて、この新聞「世論」が反対派の無法行為を、そして、市教委の度重なる後退を阻止する抑止力となり得なかつ

たことは、マスメディアの場合と同様であった。

## 八 賛成・反対両派と「無らい県」運動

通学賛成・反対両派による非難の応酬を論理の上だけから眺めると、賛成派の非難が反対派のそれを凌駕しているといっても間違いではない。賛成派の指摘するように、反対派の言動は昭和二八年に旧予防法を改正して制定されたものの、強制隔離政策を廃止するどころか逆に強化した「らい予防法」でさえも認めないところのものだったからである。すなわち、同法は、患者の親族に関して、次のように規定していたからである。

第三条 何人も、患者又は患者と親族関係にある者に対して、その故をもって不当な差別的取扱をしてはならない。

第二条 都道府県知事は、入所患者をして、安んじて療養に専念させるため、その親族（婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）のうち当該患者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地（居住地がないか、又はあきらかでないときは、現在地）を有するものが、生計困難のため援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。但し、これらの者が他の法律（生活保護法（昭和二五年法律第一四四号）を除く。）に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助限度においては、その法律の定めるところによる。

2 援護は、金銭を給付することによって行うものとする。但し、これによることができないうとき、これによることが適当でないとき、その他の援護の目的を達成するために、必要があるときは、現物を給付することによって行うことができる。

3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

4 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

第二二条 国は、入所患者が扶養しなければならない児童で、らいにかかっていないものに対して、必要があると認めるときは、国立療養所に附置する施設において教育、養護その他の福祉の措置を講ずることができる。

それでは、反対派は、そのことを承知の上で、何故、このような法律違反の主張を行ったのであろうか。これには、官民一体になって展開された「無らい県」運動が大きく与っていたといえよう。「無らい県」運動は、周知のように、「社会浄化」「社会防衛」と「同情」をその精神的な柱としていた。この「社会浄化」「社会防衛」の行きつく先が、反対派の言動に典型的にみられるような、「らい予防法」さえをも超えた言動だったからである。すでに紹介したが、たとえば、次のような言動がそれである。

「立田寮児童は絶対健康児ではなく、要観察児童であり、いつ発病するかも知れぬ児童であると思はれる。又癩の医学そのものが、まだ未解明の部分の多い現在の状態に於て、例え、学校に於て、健康管理等が行われ

ても、完全な予防の実績を挙げ得るや甚だ心もとなく、父兄の不安、焦燥は益々増大するばかりである。故に吾々は当初の主張通り、竜田寮分校を整備拡充して、該当児童を寮内施設に於て教育するのが、一番適切な方法であると思考する。然るに恵楓園側は自ら発表した発病者の実績を無視して、『竜田寮児童は絶対に健康児なり』と提言し、新聞・雑誌等の言論機関を駆使して、皮相な人道論と、公式的な科学万能主義を社会に流布させ、吾々の立場を窮地に追ひ込む作戦を採りつゝ、あるのである。」「本問題の根源である竜田寮を黒髪地区よりなくし清潔なそして健全なる教育の場として黒髪校を守り抜くため努力しなければなりません。」

「社会浄化」「社会防衛」の担い手が官民一体に広がり、菊池恵楓園長の宮崎松記のような「癩医学」の「専門家」だけではなく、「癩医学」に乏しい「民衆」によっても唱えられるようになれば、当然のことながら、「社会浄化」「社会防衛」の内容が「癩医学」に基づくそれから、「不安感」に基づくそれへと大きく変質することは必定であった。また、それこそが人々を「無らい県」運動に駆り立てる原動力になったともいえよう。宮崎らの唱える「癩医学」は国際的には非科学的で虚偽に充ちていたが、この非科学的で社会防衛色の強い「癩医学」でさえも、反対派にとっては「皮相な人道論」、「公式的な科学万能主義」でしかなかったところに「無らい県」運動の恐ろしさがあった。

しかしながら、「社会浄化」「社会防衛」だけで反対派の言動を割り切ることはできない。反対派の言動には「無らい県」運動のもう一つの精神的な柱である「同情」論も散見されるからである。たとえば、「龍田寮とはライ患者の子弟の保育所である。だから龍田寮児とはライの子だというレッテルをはることになる。これはライ予防法第二十六条（ライ患者の秘密をみだりにもらしてはならないという条項）に違反するし、寮児の幸福を損



なうことになる。だから龍田寮からの通学は、児童の幸福のために宜しくない。一般福祉施設にこっそり入れて、人目につかぬように、その施設のある区域の小学校に入学せしめよ。」といった主張がそれである。「人目のつかない」ところで、「息を殺して」「ひっそり」と暮らす。これこそがハンセン病患者およびその家族が「幸福」を得る道だ。この誤った「善意」が「らい予防法」を超える言動に人々を駆り立てた。そして、この「善意」を踏みにじる賛成派の、あるいは患者の言動は社会的非難に値する「暴挙」に映った。「善意」は「敵意」に転化し、この「敵意」は反対派をしてより過激な言動に走らせた。

反対派の言動は、このように「らい予防法」でさえも認めないところのものだった。しかしながら、それにもかかわらず、PTAの多数を占めたのは反対派であり、賛成派の支持者は少数にとどまった。反対派の主張通り、龍田寮は廃止され、龍田寮児は黒髪校区外の各地の施設に分散収容されていった。これには反対派の政治力が大きく影響した。それもあって市教委が姿勢を次から次へと後退させていったことも大きかった。

しかし、それだけではなかった。賛成派の言動の中にも「無らい」県運動の浸透が認められるからである。「らい予防法」とこれによる強制隔離政策は賛成派も所与の前提としていたということがその第一である。賛成派によれば、「今春世間の耳目をひいた竜田寮児童の黒髪小学校通学問題は、憲法、教育基本法、癩子防法に守られ、圧倒的な世論の支持を受け、市教委も一度全面通学と決定。」などの主張にみられるように、「らい予防法」をもって反対派を非難する論拠の一つとされているからである。強制隔離政策が憲法違反だといった視点は微塵も窺えない。

第二は「癩医学」に関してである。「龍田寮児童の黒髪校通学問題については、我々は癩医学を信頼し、法律の正しい実施のために、反対派PTAに当初から理解と同情を懇請し続けて来た。然るに一般父兄への啓蒙運動

さえ終始拒否され、総会その他の会合にも賛成者側の発言は不当に制圧され、遂には反対派は拒否運動を町内会に切り替え、その政治力により市教委にさえ牽制を加えて通学を妥当なりと認むる基本原則の実施を躊躇させ、PTA間の話し合いは全く不能の状態に立至った。「我々は、癩予防の国策、教育、人権の自由、差別待遇の排除、のために、やむなく国会に陳情し、その経過報告会を九月二十七日に開催したのである。」などの主張にみられるように、賛成派によれば、宮崎松記などの唱える「癩医学」をもって反対派を非難する論拠の最大ものとされている点である。プロミンの開発などによってハンセン病が全治しうる病気になっているにもかかわらず、強制隔離政策の継続の必要性を強弁するために、後遺症が残る限り全治していないとし、また、療養所内で行った断種・墮胎の正当性を糊塗するために、ハンセン病の感染においては「家族間感染」の占める割合が大きいとした「癩医学」の非科学的ないし虚偽性については何ら問題とはされていない。反対派によって、「私たちは端的に申せば、立田寮児童のその半数近くが無症状感染児童であると信じます。このことはライ医学に通ぜざる素人としての空想や、偏見による感情から出たものではない。」と論難される所以である。宮崎らの唱える「癩医学」を前提とする限り、この論難の非科学性を主張することは困難であった。

第三は「同情」論に関してである。賛成派においても、「不遇なる全国同病者並びにその家族の生活を脅かす深刻なる問題である。」「私達は同じ人の親として、かかる差別的待遇をうくる寮児の父兄患者に同情の念なきをえない。しかもこれら父兄は自ら立って反対の反対運動をとる自由もたぬ人たちである。よって私達はこれらに人々に代って正しいものの実現に努力を誓うのである。既に参議院文部委員会は快く我々の陳情を受諾した。引き続き衆議院の文部、法務、厚生委員会も虐げられるもののために立上がる筈である。」等の主張にみられるように、「同情」論をもって反対派を非難する論拠の大きなものとされているという点である。患者らが「同情」

論批判に向かった場合、賛成派の態度が「同情」から「反感」ないし「敵意」に転じないという保証はなかった。賛成派によれば、賛成派と反対派の非難の応酬をもって「量が正しいか、質が正しいか、その決着の時は遠くないであろう。」とされた。しかし、「量と質の争い」とはいえないことは上にみたとおりである。「量と質の争い」というのであれば、「らい予防法」とこれによる強制隔離政策が憲法に違反しないかどうか最大の争点とされるべきであった。後遺症が残る限り全治していないとし、ハンセン病の感染においては「家族間感染」の占める割合が大きいとした「癩医学」の非科学的ないし虚偽性も狙上にあげられるべきであった。昭和二八年三月に内閣が国会に提出した「らい予防法案」を入手すると、入所者らは、旧法と比べてほとんど改善されていないとして強く反発し、予防法闘争と呼ばれるハンストや作業スト、国会議事堂前での座り込み等の激しい抗議行動に入っていたからである。しかし、それが争点とはならなかった。「無らい県」運動の枠内での「コップの中の争い」という側面が強かった。「らい予防法」および「癩医学」に基づく「社会浄化」「社会防衛」ないし「同情」か、それとも「らい予防法」さえをも超えた「不安感」に基づく「社会浄化」「社会防衛」ないし「同情」か、という点がそれである。「らい予防法」が規定する家族に対する援護は完全收容の実現を目的にしており、「沈殿患者」を療養所に收容するためには、病気の恐ろしさについての教育と、家族の生活保障が何よりも重要だという発想に基づくもので、社会福祉一般の水準の低さと複雑な手続き、とりわけ生活保護行政の厳しさが、家族援護を予防法の下に置くことを下支えした。そして、このように賛成派と反対派の争いが「無らい県」運動の枠内での「コップの中の争い」だとすれば、反対派の非難が賛成派の非難を凌駕していくのは当然の成り行きであった。

## 九 熊本地裁判決

ちなみに、国立ハンセン病療養所の入所者が起こした「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟に対し、二〇〇一年五月一日の熊本地裁判決は、周知のように、「遅くとも昭和三五年には、新法（らい予防法―引用者挿入）の隔離規定は、その合法性を支える根拠を全く欠く状況に至っており、その違憲性は明白となっていたというべきである」（解放出版社編『ハンセン病国賠訴訟判決』（二〇〇一年、解放出版社）二八四頁）という画期的な判断を下した。違憲判断において決定的な要素となったのは、国際的な動向との著しい乖離という点であった。「遅くとも昭和三五年には」云々というのも、このような意味で理解されよう。同判決は日本の一〇〇年にもわたる強制隔離政策の歴史を詳細に分析しているが、これらの事実認定のうち主なものを要約すると、以下のようなになる。

## (1) ハンセン病の医学的知見及びその変遷について

## ハンセン病の治療

スルフォン剤の登場は、これまで確実な治療手段のなかったハンセン病を「治し得る病気」に変える画期的な出来事であった。スルフォン剤に始まる化学療法の進歩は、ハンセン病治療に光明をもたらしたが、昭和三〇年代後半にDDSの、次にリファンピシンの耐性菌が発現し、耐性の問題をいかにして克服するかが世界的に重要な課題となっていた。昭和五六年にWHOが提唱した多剤併用療養は、リファンピシン、DDS、クロファジミンを同時併用することでこの問題を解決しようとするもので、卓越した治療効果、再発率の低さ、「らい反応」

の少なさ、治療期間の短縮等の点で画期的であった。ただ、わが国では、当時、新規患者が極めて少なく、多剤併用療法の対象者がほとんどいなかったことから、医療関係者の多剤併用療法に対する関心は薄く、画期的であるとの実感はすぐには持たれなかった。

多剤併用療法の場合の再発率は極めて低いとされているが、スルフォン剤による単剤療法の時代には、L型、B型患者の再発は少なくなかった。再発率のデータにはばらつきがみられるが、いずれにしても、長い期間を通してみると再発率は低いとはいえない。わが国で多くの再発者を出した要因としては、退所後のフォローアップが不十分であった点が挙げられており、わが国の療養所中心主義ともいえるべき政策の矛盾の一端がここに現れているといえることができる。再発後の治療については、昭和四六年以降のリファンピシンやクロファジミンの登場により進歩を遂げたことは間違いないが、それ以前においても、DDSを中心にその時々使用可能な薬剤をも駆使しながら、それなりの治療効果を上げていたものと考えられる。

昭和四〇年ころ以降、スルフォン剤によって治療困難な「難治らい」と呼ばれる症例が現れるようになり、学会でもこのことがしばしば取り上げられた。昭和四六年以降のリファンピシンの登場により、この問題はかなり克服されたものと考えられる。難治らいは医学的には重要な問題であったかもしれないが、わが国においてハンセン病政策全体を左右しなければならぬほど多数の症例があったとは認められない（前掲『ハンセン病国賠訴訟判決』一三六一―一四四頁）。

#### 国際会議の経過

明治三〇年の「第一回国際らい会議」（ベルリン）でようやくハンセン病の伝染説が国際的に確立されたが、

この会議では、「らい患者の隔離は、特に本疾患が地方病的あるいは流行病的に存在する地方では望ましい」ととされた。「癩予防二関スル件」制定から二年後の明治四二年の「第二回国際らい会議」(ベルゲン)では、隔離は、患者の自発的施設入所が可能であるような状況の下で行うべきこと、家庭内隔離が不可能な浮浪患者の施設隔離は、場合によっては法による強制力の行使もやむを得ないこと、などが決議された。大正一二年の「第三回国際らい会議」(ストラスブルグ)では、①「らい」の蔓延が甚だしくない国においては、病院又は住居における隔離は、なるべく承諾の上で実行する方法を採ることを推薦する、②「らい」の流行が著しい場所では隔離が必要であるが、この場合、a 隔離は人道的にすること、かつ、十分な治療を受けるのに支障のない限りは、「らい」患者をその家庭に近い場所に置くこと、b 浮浪者その他住居において隔離することができない者は、事情により病院、療養所等に隔離して十分な治療を施すこと、c 「らい」患者により生まれた子どもは、その両親より分離し、継続的に観察を行うこと、などが決議された。「癩予防法」が制定された前年の昭和五年の「国際連盟らい委員会」(バンコク)の報告では、隔離がハンセン病予防の唯一無二の方法ということはできないとして、予防対策としての治療の重要性が強調され、また、この報告では、隔離は伝染の恐れがあると認められた患者にのみ適用すべきであることが明記された。

戦後の昭和二二年の「第二回汎アメリカらい会議」(リオデジャネイロ)においては、スルフォン剤であるプロミン及びダイアゾンの医療効果に関する研究成果が報告された。昭和二三年の「第五回国際らい会議」(ハバナ)でも、スルフォン剤の著効が確認された。また、ハンセン病対策については、「らい療養所の存在場所は交通の便利な都市間の中央近くがよい。」「施薬所又は外来診療所ともらい管理には欠くべからざる重要性をもっている。これは交通の便利な、しかも人口密度の高い地域に設けるべき」、「非伝染性の患者は隔離することなく、

一定の正規の監視下に置く。」「らい患者及びその家族の社会的援助は対らい政策に基本的必要性を占めるものである。」「らい療養所を退所できる患者には社会復帰上の援助を与えること。」とされた。「らい予防法」が制定された前年の昭和二十七年の「WHO第一回らい専門委員会」(リオデジャネイロ)には、世界を代表するハンセン病患者が参加し、スルフォン剤の治療効果の確認を踏まえて、ハンセン病対策のあり方が議論された。強制隔離についても、軽快の機会を以前にもまして与えるようになった最近の「らい」治療の目覚ましい効果を考えると、強制隔離に関する実施については再考慮を必要とする、などと報告された。

昭和二十八年の「第六回国際らい会議」(マドリッド)では、DDSを用いた在宅治療の可能性が再び強調された。同年の「MTL国際らい会議」(ラクノー)では、「特殊らい法令は廃止され、一般の公衆衛生法規における他の伝染病の線に沿って立法されることが望ましい」などとされ、①強制収容を廃止し、施設入所は患者の合意の下で行うこと、②施設入所は治療を目的とした一時的なものとし、軽快者を速やかに社会復帰させること、③外来治療の場で引き続き十分な治療を行うこととし、療養所だけでなく、一般病院、保健所や一般医療機関でも外来治療を行えるようにすることが強調された。各国のハンセン病に関する法制度をまとめた昭和二十九年のWHO編『近代癩法規の展望』では、「隔離政策がどちらかといえれば自由な所では、癩は減少し殆ど全く消失しているのに、一方、峻烈な対策が採られたにも拘わらず癩の発生は余り又は全く変わりが無い所がある」として、隔離政策の正当性・有効性に疑問が投げかけられた。

マルタ騎士修道会によって開催された昭和三二年の「らい患者救済及び社会復帰国際会議」(ローマ会議)では、次の決議がなされた。①「らい」に感染した患者には、どのような特別法規をも設けず、結核など他の伝染病の患者と同様に取り扱われること。したがって、すべての差別法は廃止されるべきこと。②病気の早期発見及

び治療に対し、種々なる手段を講ずること。患者は、その病気の状況が家族に危険を及ぼさない場合には、その家に留めておくべきこと。③入院加療は、特殊医療、あるいは外科医療を必要とする病状の患者のみに制限し、このような治療が完了したときには、退院させるべきであること。④各国政府に対し、高度の身体障害者のために、政府機関を通じ、彼らの保護および社会復帰に関し必要な道徳的、社会的、かつ医学的援助を与えるよう奨励すること。昭和三年の「第七回国際らい会議」（東京）では、「政府がいまだに強制的な隔離政策を採用しているところでは、その政策を全面的に破棄するように勧奨する。」「病気に対する誤った理解に基づいて、特別ならしいの法律が強制されているところでは、政府にこの法律を廃止させ、登録を行っていているような疾患に対して適用されている公衆衛生の一般手段を使用するように促す必要がある」との決議がなされた。ただし、日本の厚生省医務局長は、この会議において、日本におけるハンセン病の流行が極期を過ぎたとしながら、「まだ在宅の未収容患者が相当あり、これらが感染源となっているので早期に収容することが望まれる」と発表した。

昭和三四年の「WHO第二回らい専門委員会」（ジュネーブ）の報告では、①一般保健医療活動の中でハンセン病対策を行うこと、②したがって、ハンセン病を特別な疾病として扱わないこと、③ハンセン病療養所は、患者が一時入所する場であり、入所は短期間とし、可及的速やかに退所し、外来治療の場に移すこと、④療養所入所患者は最小限度に止め、「らい」の治療は外来治療所で実施するのを原則とすること、などが提唱された。そして、「こうした原則に適合しない特別の法制度は廃止されるべきである」とされた。昭和三八年の「第八回国際らい会議」（リオデジャネイロ）では、「この病気に直接向けられた特別な法律は破棄されるべきである。一方、法外な法律が未だ廃止されていない所では、現行の法律の適用は現在の線に沿ってなされなければならない。」「無差別の強制隔離は時代錯誤であり、廃止されなければならない」として、昭和三二年のローマ会議以降繰り返



返されてきたハンセン病特別法の廃止が一層強く提唱された(同一四四―一六一頁)。

### 新法制定前後のハンセン病の医学的知見

ハンセン病が感染し発病に至るおそれが極めて低い病気であることは、国内外を問わず明治三〇年の「第一回国際らい会議」以降一貫して医学的に認められてきたところであり、戦前の内務省もその認識を有していたことが優に認められ、これを覆すに足りる証拠はない。わが国でプロミンの治療研究が開始されてから一〇年を経過した昭和三十一年ころ以降も、わが国におけるスルフォン剤の優位性を揺るがず、スルフォン剤の評価が見直されたとか、見直さなければならぬ状況にあったことはうかがわれない。最も懸念された再発についても、昭和三〇年代に再発の問題がスルフォン剤の評価を根本的に見直さなければならぬものであったとは認められない。スルフォン剤の登場は、不治の悲惨な病気であるという病観を大きく転換させるものであったといべきである。

厚生省公衆衛生局結核予防対策課が昭和三十九年三月にまとめた『らいの現状に対する考え方』においては、この当時までの医学的知見及び厚生省の認識が端的に現れている。「最近におけるらい医学の進歩は目覚ましいものがあり、・・・らいは治癒するものであること、らいが治癒した後に遺る変型は、らいの後遺症にすぎないこと、・・・らいの伝染力は極めて微弱であって、乳幼児期に感染したもの以外には、発病の可能性は極めて少ないことという見解が支配的となりつつあり、・・・らい治療薬の発達により、早期治療を行ったものについては、変型に至るものが少なく、又菌陰性になるまでの期間も随分短縮されてきた。」「こうした医学の進歩に即応したららい予防制度の再検討を行う必要があるが、その検討の方向としては、第一に患者の社会復帰に対する対策であり、第二は

他にらいを感染させるおそれのない患者に対する医療体制の問題であり、第三は現行法についての再検討である」と述べられている(同一七二—一八二頁)。

#### 療養所以外の医療機関での治療等

抗ハンセン病薬は正規に使用できる医薬品に含まれていなかった。これもまた、療養所中心主義ともいべき厚生省のハンセン病政策の現われであって、ハンセン病の治療が受けられる療養所以外の医療機関は極めて限られたものとならざるを得なかった。「らい予防法」の下で、療養所以外の医療機関でハンセン病の治療を行っていたのは、京都大学、大阪大学等の大病院や愛知県の外来診療所等、数か所であり、しかも、この中で、入院治療が可能であったのは、京都大学だけであった。これらの医療機関でハンセン病の治療が受けられることも、一般にはほとんど知られていなかった。

療養所における外来治療は、昭和四〇年代から少しずつではあるが、行われていた。しかし、医学的には在宅治療が可能な症例がほとんどであったろうと思われる昭和五〇年以降に少なからぬ新規入所者が生じているのは、多くの療養所が交通の便の極めて悪いへき地であったことが大いに影響していると考えられる(同二四八—二五〇頁)。

#### (2) 戦前におけるハンセン病政策の変遷等について 「癩予防二関スル件」

ハンセン病は、明治三〇年に制定された伝染病予防法の対象疾病に含まれていなかったが、伝染説が確立され

た「第一回国際らい会議」（明治三〇年）以降、ハンセン病予防に対する関心が高まり、明治四〇年に「癩予防二関スル件」が制定された。この「癩予防二関スル件」では、財政上の理由もあって、療養の途がなく救護者のない者のみが隔離の対象とされ、公衆衛生の点からは徹底を欠き、むしろ、ハンセン病が文明国として不名誉であり恥辱であるとする国辱論の影響を強く受けたものといえるが、同時に、浮浪患者の救済法としての色彩を持つものでもあった。

内務省は、「癩予防二関スル件」を制定した明治四〇年、まず二〇〇〇人の浮浪患者を收容する方針を決め、療養所の設置方針として、市街地への距離が遠くなく交通の便利な土地を選ぶことなどを決めたが、実際の療養所建設は地元住民の反対運動で難航した。結局、全国五か所に府県連合立療養所が設置されたが、これらは必ずしも方針通りの立地条件ではなく、特に、大島療養所は、瀬戸内海の孤島に置かれた。大正四年前ころ以降、療養所長から、入所患者の逃走防止のために離島に療養所を設置すべきであるとの意見が度々出された。

設置当初の療養所内では、風紀が乱れ、秩序維持が困難な状況であった。そこで、大正三年に全生病院長であった光田が所内の秩序維持のために意見書を提出したことなどをきっかけとして、大正五年法律第二一号による「癩予防二関スル件」の一部改正により、療養所長の懲戒検束権が法文化された。懲戒検束事由の定めは極めて抽象的であり、恣意的な運用の危険をはらむものであった。例えば、職員の指揮命令の服従しなかったという理由で、減食の処分の対象とされ、また、逃走し又は逃走しようとしたとか、他人を煽動して所内の安寧秩序を害し又は害そうとしたという理由で、監禁等の処分の対象とされた。このような懲戒検束権の法制化により、療養所長の取締りの権限が大幅に強化され、療養所の救護施設としての性格は後退して、強制收容施設としての性格が更に顕著となった。

わが国の公立療養所では、当初、男女間の交渉を嚴重に取り締まったが、それでも所内での男女交渉は絶えず、出産に至ることも少なくなかった。そのため、療養所内での出生児の養育を許さない方針であった療養所側は、その扱いに苦慮するようになった。男女間の交渉を認めることが療養所の秩序維持に役立つと考えた光田が、大正四年から、結婚を許す条件としてワゼクトミー（精管切除）を実施したことをきっかけとして、全国の療養所でこれが普及するようになり、昭和一四年までに一〇〇〇人以上の患者にワゼクトミーが実施され、妊娠した女性に対しては、人工妊娠中絶が実施された。このような優生手術は、昭和二三年の優生保護法制定まで、法律に明文の根拠なく行われていたものであった。患者本人及び配偶者の同意を得ないで優生手術が行われることが少なからずあり、優生保護法制定後も同様のことが皆無ではなかった（同一八二―一八七頁）。

#### 「癩予防法」の制定

内務省は、大正一〇年、大正一九年（昭和五年）までの一〇年間に、初の国立療養所を新設するとともに既存の五ヶ所の公立療養所を拡張して、病床数を五〇〇〇床とする第一期増床計画を策定した。内務省は、大正一四年、衛生局長の地方長官あて通牒により、事実上すべての患者を「癩予防ニ関スル件」による入所の対象とすることとした。ちなみに、内務省衛生局長予防課長の高野六郎は、大正一五年発行の「社会事業」に掲載された「民族浄化のために」という論稿において、「癩予防の根本は結局の絶対隔離である」が、それは「民族の血液を浄化するために、又此の残酷な病苦から同胞を救うために、慈善事業、救療事業の第一位に数えられなければならぬ仕事である」と記述している。このような「民族浄化」の発想は、過酷な人権侵害を生んだその後の隔離政策に少なからぬ影響を与えたものと考えられる。

昭和六年に「癩予防ニ関スル件」がほぼ全面的に改正され、「癩予防法」との題名を附された上、旧法が成立した。この改正により、「癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノ」が隔離の対象とされた。「業態上病毒伝播ノ虞アル職業」に従事することを禁止する規定や、「病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノ」の消毒又は廃棄をなすことなどの規定も新設された。

内務省は、旧法成立前の昭和五年一〇月、「癩の根絶策」を発表した。これは、ハンセン病に対する恐怖心・嫌悪感をいたずらに煽り立て、国辱論も交えながら、ハンセン病患者をことごとく隔離する絶対隔離政策が唯一の正しい方策でありこれを行わなければハンセン病の恐怖から永久に逃れられないとの強迫観念を国民に植え付けるものである。「癩根絶計画」は直ちには実施されなかったが、昭和一〇年に二〇年根絶計画の実施が決定され、昭和一一年からの一〇年間に療養所の病床数を一万床とし、さらにその後の一〇年間でハンセン病を根絶することとされた。第一期増床計画、旧法制定、二〇年根絶計画等に伴い、昭和五年三月に初の国立療養所である長島愛生園が瀬戸内海の小島に開設されたのを始めとして、国立療養所の開設が続いた。

「無らい県」運動は、昭和四年における愛知県の民間運動が発端となり、その後、岡山県、山口県などでも始まった。しかしながら、日中戦争が始まった昭和一一年ころから、この運動の様相が変化し、全国的に強制収容が徹底・強化されるようになった。戦時体制の下、全国津々浦々で、「無らい県」運動により、山間へき地の患者もしらみつぶしに探求するなどの徹底的な強制収容が行われ、これまで手が付けられていなかったハンセン病患者の集落もその対象となった。例えば、昭和一五年七月には、多くのハンセン病患者によって形成されていた熊本県のいわゆる本妙寺部落で強制収容が行われ、一五七八名が検挙された（同一八七―一九二頁）。

## 栗生楽泉園特別病室

戦後間もなく、戦時体制下における療養所内での過酷な人権侵害の実態が明らかになったのが栗生楽泉園特別病室事件である。この特別病室は、昭和一四年に設置された重監獄で、嚴重な施設がなされ、光も十分に差さず、冬季には気温がマイナス一七度にまで下がるという極めて過酷な環境であり、全国の療養所で不良患者とみなされた入所者の監禁施設として利用された。特別病室に監禁された九二人の監禁期間は、平均四〇日で、施行規則で定められた二か月の期間を超えて監禁されていた者も多く、監禁期間は最長で一年半にも及んでいた。監禁と死亡との間に密接な関係があると厚生省が認めた者は計一六人に上る（同一九二―一九四頁）。

(3) 「らい予防法」制定までのハンセン病政策の変遷等について  
優生保護法の制定とプロミンの予算化

昭和一五年に制定された国民優生法は戦後間もなく廃止され、これに代わるものとして、昭和二三年、「らい条項」を含む優生保護法が制定された。この優生保護法の審議過程において「らい条項」が特に問題とされた形跡はない。昭和二四年から平成八年までに行われたハンセン病を理由とする優生手術は一四〇〇件以上、人工妊娠中絶の数は三〇〇〇件以上に上る。

わが国の療養所においては、ある時期まで、優生手術を受けることを夫婦舎への入居の条件としていたことから、入所者は、結婚して通常の夫婦生活を営むために優生手術を受けることを甘受するか、あるいは、結婚して通常の夫婦生活を営むことを断念するか、そのどちらかを選択せざるを得ない状況に置かれていた。そのような意味での半強制的な優生手術が行われなくなったのは、おおむね昭和三〇年代前半で、完全には昭和四〇年代以

降である。

プロミンの登場は、患者に大きな希望を与えたが、当初、プロミンを広く普及させるだけの予算措置が採られていなかった。これに対し、まず、昭和二三年に多磨全生園でプロミン獲得促進委員会が結成され、これを中心にプロミン獲得運動が全国に波及し、ハリスト等も行われた。その結果、昭和二四年予算で、患者らのほぼ要求どおりのプロミンの予算化が実現した（同一九四―一九五頁、二四三―二四四頁）。

#### 戦後の第二次増床計画と患者収容の強化

厚生省は、昭和二五年ころ、すべてのハンセン病患者を入所させる方針を打ち立て、これに基づき、全患者の収容を前提とした増床を行い、患者を次々と入所させていった。昭和二四年度から昭和二八年度までに五五〇〇床の増床が実現し、療養所の収容定員が一万三五〇〇人となった。そして、昭和二八年の調査で、未登録患者を含む推定患者数が約一万三八〇〇人とされたので、この時点ではほぼ全患者の収容が可能となり、増床が終了した。療養所の増床に合わせて患者収容の強化が図られ、在宅患者が二七六九人（昭和二五年一二月末）から一一二二人（昭和三〇年一二月末）に減少した。

昭和二五年一月一六日、栗生楽泉園で入所者同士の反目から三人の入所者が殺害されるという事件が発生した。このことは、同年三月一七日の衆議院厚生委員会を取り上げられ、光田らが患者の取締りの強化を訴えた。また、同年三月一七日の衆議院厚生委員会では、佐藤藤佐刑政長官は、新憲法下でも旧法の懲戒検束規定等に基づき懲戒処分を行うことができる旨の答弁をした。

参議院では、新たなハンセン病政策を検討するため、厚生委員会に「らい小委員会」が設けられたが、昭和二

六年一月八日、同委員会において、林多磨全生園長、光田長島愛生園長、宮崎菊池恵楓園長を含む五人の参考人からの意見聴取が行われた。この三園長発言は、結果として、新法の内容に反映されることになり、また、その後のハンセン病行政にも大きな影響を与えた。

三園長発言は、患者の完全収容の徹底とそのため強制権限の付与、懲戒検束権の維持・強化、無断外出に対する罰則規定の創設等を求めるものであり、その内容もさることながら、ハンセン病患者を「古畳の塵」に例えるなど、表現の端々にも患者の人権への配慮のなさが如実に現れており、当時の療養所運営の在り方をもうかがわせるものである。当然のことながら、この三園長発言に対する後の評価も、「新しい時代に全く逆行して患者の解放に歯止めをかけようとする証言」、「当時の日本のらしい医学専門家の時代錯誤の見解」、「患者を罪人扱いして取り締まるという潜在意識が働いたと言われても仕方がない」などと厳しい（同一九六―二〇四頁）。

### 新法の制定

日本国憲法施行に伴い、療養所入所者の人権意識が高まり、栗生楽泉園特別病室事件、プロミン獲得運動等を契機に入所者が団結して隔離政策からの解放を求める動きが活発になった。そして、昭和二十六年二月、患者らの全国組織である全患協が結成され、これを中心として、旧法の改正運動が盛んになった。この運動は、時代に逆行するものというべき三園長発言によって、一層の盛り上がりを見せ、三園長を糾弾する動きに発展した。昭和二十八年三月に内閣が提出した「らい予防法案」を入手すると、入所者らは、旧法と比べてほとんど改善されていないとして強く反発し、予防法闘争と呼ばれるハンストや作業スト、国会議事堂前での座り込み等の激しい抗議行動に入った。



長谷川衆議院議員は「癩予防と治療に関する質問主意書」において一五項目の質問をした。これに対し、吉田内閣総理大臣は、昭和二十七年一月二一日付けの答弁で、①「癩予防法」は憲法に抵触するとは考えない、②現行法の規定により、患者をその意思に反して療養所に収容することは可能である、③現行法の規定により、国立療養所の長が懲戒検束を行うことは可能である。④現行法については、新憲法施行後においてもこれに抵触するとは認められなかったため、改正を行わなかった、などと述べた。

「らい予防法案」は、昭和二十八年六月三〇日、内閣から国会に再び提出された。「癩は慢性の伝染性疾患であり、一度これにかかると、根治することがきわめて困難な疾病でありまして、患者はもちろん、その家族がこうむります社会的不幸ははかり知れないものがあります。」「癩を予防しますためには、患者の隔離以外にその方法がないのでありまして、．．まず勸奨により本人の納得を得て療養所へ入所させることを原則といたし、これによって目的を達しがいの場合に入所を命じ、あるいは直接入所させる等の措置が特例的にとられることとなっておるのであります。」同法案の提出理由が、このように説明された。衆議院厚生委員会は、昭和二十八年七月四日、採決により多数をもって原案通り可決すべきものと議決し、これを受けて、同日、衆議院において、「らい予防法案」が採決され、賛成多数で可決された。次いで、衆議院から「らい予防法案」の送付を受けた参議院では、昭和二十八年七月六日から厚生委員会において審議が行われた。厚生委員会では、退所規定を設けるなどの修正案が検討されたが、結局、採決により多数をもって「らい予防法案」を可決すべきものと決定されたとともに、新法附帯決議が全会一致で採決された。附帯決議では、近い将来、新法の改正を期する、などとされた。これを受けて、同年八月六日、参議院において、「らい予防法案」が採決され、賛成多数で可決された。衆参両議院での審議を通じて、そもそもハンセン病が伝染し発病に至るおそれの極めて低い病気であるというこ

とに着目した議論はほとんどなされていない。

新法は条文上「伝染させるおそれがある患者」のみを収容するというものになっていたが、ハンセン病と診断されれば、「伝染のおそれ」があるかどうかにかかわらず入所させなければならぬというのが厚生省の解釈・運用であった。また、厚生省は、いったん「伝染させるおそれがある患者」と認められた以上は、治療を経るなどして一度や二度の菌検査で陰性となっても、直ちに「伝染のおそれのない患者」になるとは考えておらず、相当長期間の経過観察による厳格な審査を経なければ、「伝染のおそれのない患者」とは判断されないとした。

ハンセン病患者に対する隔離政策は、新法制定により継続されることになり、細目的事項を定めた通達が厚生省から出された。「らい予防法の施行について」と題する昭和二八年九月一六日付け「国立らい療養所長」宛厚生次官通知では、「外出の制限その他患者として守るべき義務を遵守して療養に専念するよう十分指導すること」、「外出の許可にあたっては、特に慎重を期するとともに、患者に対しては、この規定の趣旨を徹底せしめ、違反することのないよう指導すること」、「許可を受けて外出する患者に対しては）外出許可証明書を交付し、携帯させるよう配慮すること」とされ、患者が当然に守るべき事項が「患者療養心得」において定められ、文書、図画等の配布、回覧、提出の制限など、私生活にわたる事項が事細かに規制された。「らい予防法の運用について」と題する昭和二八年九月一六日付け「国立らい療養所長」宛厚生省医务局長通知では、「外出の許可期間は必要なる最短期間とし、経由地についても、目的地への最短経路を標準にして定めること」などとされた。「らい予防法の施行について」と題する昭和二八年九月一六日付け各都道府県知事宛厚生次官通知では、「無断外出患者等については、法第二八条の規定により拘留又は科料の刑が科されることになったことに注意すること」とされた（同二〇四―二一八頁）。

(4) 新法制定後のハンセン病政策の変遷等について  
新法の改正運動

全患協は、昭和二八年の予防法闘争に挫折したが、その後も新法附帯決議を軸に療養所内の処遇改善等の運動を継続した。そして、昭和三八年には、大規模な新法の改正運動が行われるようになり、一九項目からなる「らい予防法」改正要望書が作成された。その主なものは、①国立療養所への入所は強制入所にならないように改め、入所でき難い者には指定医療機関を設けて管理できるようにされたい、②治癒した者には証明書を交付されたい、③入所者の外出は、予防上重大な支障をきたす恐れがある者を除いては、制限をしないように改められたい、④退所者の保障を法文化されたい、⑤各都道府県に指定医療機関を設け、在宅患者の医療を行われたい、⑥優生保護法の中の「らい」に関する規定を削除されたい、などである。全患協は、新法改正運動の一環として、まず、同年八月、厚生省、衆参両議院の社会労働委員会等に対する陳情を行った。この際、厚生省医務局長は、全患協の陳情団に対し、「学問の進歩に伴って予防法を改正するのは当然であるが、長い伝統があるので一挙に国民の理解を得ることは難しい」などと述べた。全患協の運動は、新法改正には結び付かず、平成八年に至るまで、新法の改正法案が提出されたり、国会で新法の改廃について審議された形跡はない。そして、二度にわたる運動の挫折や入所者の高齢化もあって、その後の全患協の運動の重点は、新法の改正要請から療養所内での処遇改善に向けられるようになった(同二一八―二二二頁)。

退所について

戦後、プロミンの治療効果によって療養所内の菌陰性者が増え、多くの症状固定者、治癒者が現れるようになって

た。これに伴い、昭和二六年に全国で三五人の軽快退所者を出し、以降、次第に軽快退所者が増加していった。厚生省は、昭和三十一年に「らい患者の退所決定暫定準則」なる文書を作成し、各療養所長に示したが、当初療養所長以外には厳秘とされた。この準則は間もなく全患協の知るところとなったが、準則の退所基準が入所者らに広く周知されたと認めるに足りる証拠はない。同退所基準は、長期間の経過観察や頻回の菌検査を要求する極めて厳しいもので、しかも、注意すべきは、この準則が、退所の必要最小限の要件を定めたものによらず、各療養所においてより厳しい要件を設けることを妨げないとし、積極的に患者の退所を行わせる意図がないとまで付け加えていることである。厚生省は、その後も、新たな退所基準を定めたことはなく、ましてや、「伝染させる恐れがある患者」に退所を認めると公式に表明したことは、一度もなかった。

退所基準が昭和三〇年代あるいは昭和四〇年代に一気に緩和されたことを認めるに足りる証拠はない。昭和四〇年代後半にリファンピシンが数日の服用で「らい菌」の感染力を失わせることが明らかになり、「伝染させるおそれ」を理由に患者を隔離することはおよそ無意味となった。昭和五〇年代以降、多くの療養所において、退所を希望する入所者に対し是が非でも退所を許可しないということはなくなった。しかしながら、このような療養所の方針が公式に表明されたことを認めるに足りる証拠はなく、入所者にだれもが自由に退所できることが周知されていたと認めるに足りる証拠もない。厚生省は、昭和五〇年代以降も、ハンセン病患者者に対する人権制限の必要性を公式には否定していない。

昭和五〇年代以降、軽快退所者数については、逆に減少の傾向が見られる。その要因としては、入所による生活基盤の喪失のほか、入所期間の長期化、入所者の高齢化、社会に根強く残る差別・偏見の存在、社会復帰支援事業の不十分さが挙げられる。後遺症の存在が退所を妨げる要因となっている場合が多い。

多くの入所者は、療養所への入所により、社会での生活基盤を著しく損なわれており、ハンセン病に対する社会的差別・偏見が根強く存在する状況にあって、何の公的援助も受けずに療養所を出て社会復帰を果たすことは極めて困難であった。入所期間の長期化、入所者の高齢化、後遺症による身体障害などの要因が加われれば、その困難さは一層増した。新法附帯決議の第七項は、「退所者に対する更生福祉制度を確立し、更生資金支給の道を講ずること」としている。そして、その趣旨に沿うものとして、昭和三年に軽快退所者世帯更生資金貸付事業が、昭和三九年に「らい回復者」に対する就労助成金制度が、昭和四七年に沖縄における技能指導事業が、昭和五〇年に相談事業がそれぞれ創設された。しかしながら、退所者のための社会復帰事業は、入所者の置かれた状況に照らすと、到底十分なものであったとはいえなかった（同二二—二三四頁）。

#### 外出制限について

新法一五条による極めて厳しい外出制限は、すべての入所者に対し法律上当然に課せられているものであり、これに違反した場合の罰則も設けられているのであるから、同規定が存在する以上、外出制限自体が全くなくなるものではない。昭和三〇年代ころまでは、厳格な取扱いも存した。昭和五〇年代ころから、療養所においては、入所者の無断外出を積極的に取り締まることがなくなり、また、外出許可申請があった場合には、伝染させるおそれの有無にかかわらず、また、新法一五条一項各号の許可事由の有無にかかわらず、これを許可する方向で運用していたことが認められ、入所者の拘束感・被害意識もこれに伴い次第に軽減されてきたものと考えられる。しかしながら、新法廃止のころまでに、厚生省や療養所が外出制限を事実上撤廃するなどということを公式に表明したことは一度もない。厚生省は、ハンセン病患者に対する人権制限の必要性を公式には否定していないので

ある（同二三四―二四三頁）。

#### 療養所に置ける生活状況の変遷

新法施行当時の療養所の生活状況は、極めて厳しいものであった。住環境については、一二畳半に八人あるいは夫婦四組が居住することも珍しくなかった。医療面でも、人員不足が深刻で、十分な整備がなされるまで長い年月を要した。入所者に対する処遇改善は、大谷が国立療養所課長となった昭和四七年以降の厚生省の一貫した政策の流れであった。これは、入所期間の長期化や入所者の高齢化により多くの入所者にとってもはや社会復帰が極めて困難な状況となり、隔離政策を廃止するだけでは到底妥当な解決が図られないという考えの現れでもあった。ただ、他方、厚生省は、このような処遇改善に必要な予算を獲得するために、大蔵省に対し、新法の隔離条項の存在を強調し、これを最大限に利用もしていた。隔離政策を掲げつつも、入所者に退所や外出を黙認する形で開放的な取扱いをしていた当時の厚生省の立場を如実に表している（同二四六―二四八頁）。

#### 患者作業について

戦前、入所者には身体的に可能である限り患者作業と呼ばれる労働が割り当てられ、職員の人員不足が恒常化していた当時の療養所の運営を支えていたが、戦後になっても、このような状況はなかなか改善されず、療養所運営は、患者作業に依存するところが大きかった。新法施行当時の患者作業は実に多種多様で、治療・看護部門から、給食、配食、清掃、理髪、火葬など、生活全般に及んでおり、中にはハンセン病患者に行わせることが不

適当な重労働も含まれていた。新法施行後、患者作業を拒否すれば懲戒処分をするといったような意味での強制はなくなった。しかしながら、療養所運営のかんりの部分を患者作業に依存していた状況で、患者作業の放棄は、入所者自身の生活・医療に直結する問題であったことから、多くの入所者は好むと好まざるとにかかわらずらざるを得ないというのが実情であった。患者作業によって後遺症を残した入所者が多く、「日本の療養所ほど障害の強い患者というのはありません。・所内作業というのが、相当日本の患者さんの症状を悪くした」との証言もある。全患協は、このような患者作業を療養所職員に返上するいわゆる作業返還を運動の大きな柱として、ねばり強く活動を続けた。その結果、特に、昭和四〇年代以降に作業返還が進んだ（同二四四―二四六頁）。

#### 新法廃止までの経過

特に、昭和四八年以降、入所者に対する処遇改善が進み、外出制限等も運用上厳格でなくなってくると、新法改正が実現しても現在採られている福祉的措置が後退するのではないかとの懸念から、全患協の中でも、新法改正に消極的な考えが表れるようになっていた。

元厚生省医務局長で財団法人藤楓協会の理事長である大谷藤郎が新法の廃止を呼びかけたことが契機となって、平成六年一月に所長連盟が「らい予防法改正問題についての見解」を、平成七年一月に全患協が「らい予防法改正を求める全患協の基本要請」を、同年四月に日本らい学会が「『らい予防法』についての日本らい学会の見解」をそれぞれ発表し、新法廃止に向けての機運が一気に高まった。これを受けて、同年七月、厚生省保健医療局長の私的諮問機関である「らい予防法見直し検討会」が設置され、同検討会は、同年二月八日、新法や優生保護法の「らい条項」の廃止等を提言した。厚生大臣は、見直し検討会の同報告を受け、平成八年一月一八日、

全患協代表者らに対し公式に謝罪し、通常国会への新法廃止法案の提出を表明した。新法を廃止し優生保護法の「らい条項」を削除することなどを定めた「らい予防法」の廃止に関する法律が平成八年三月に成立し、同年四月一日に公布施行された。廃止法の議決に際し、衆参両厚生委員会により、「らい予防法」の見直しが遅れ、放置されてきたこと等により、長年にわたりハンセン病患者・家族の方々の尊厳を傷つけ、多くの痛みと苦しみを与えてきたことについて、深く遺憾の意を表するところである」とした上で、「ハンセン病療養所から退所することを希望する者については、社会復帰が円滑に行われ、今後の社会生活に不安がないよう、その支援策の充実に努めること」という附帯決議がなされた（同二五―二五二頁）。

(5) ハンセン病患者等に対する社会的差別・偏見について  
旧来からの差別・偏見について

わが国で、医学的知見として伝染説が確立され、伝染説に依拠する「癩予防ニ関スル件」が制定された後も、社会一般には、ハンセン病が伝染病であるとの認識はすぐには広がらず、なお遺伝病であると信じているものも多かった。また、実際にも、ハンセン病が次々と伝染するような状況ではなかったことから、社会一般の伝染に対する恐怖心はそれほど強いものではなかった。このような状況は、昭和四年ころから終戦にかけて全国各地で大々的に行われた「無らい県」運動による強制収容の徹底・強化により、大きく変わった。「無らい県」運動により、山間へき地の患者までしらみつぶしに探索しての強制収容が繰り返され、また、これに伴い、患者の自宅等が予防着を着用した保険所職員により徹底的に消毒されることなどしたが、ハンセン病が強烈な伝染力を持つ恐ろしい病気であるとの恐怖心をあおり、ハンセン病患者が地域社会に脅威をもたらす危険な存在であり、



ことごとく隔離しなければならないという新たな偏見を多くの国民に植え付け、これがハンセン病患者及びその家族に対する差別を助長した。このような「無らい県」運動等のハンセン病政策によって生み出された差別・偏見は、それ以前にあったものとは明らかに性格を異にするもので、ここに、今日にまで続くハンセン病患者に対する差別・偏見の原点があるといっても過言ではない（同二五二―二五三頁）。

#### 戦後の差別・偏見について

厚生省は、昭和二五年前ころ、すべてのハンセン病患者を入所させる方針を打ち立て、これに基づき、全患者の収容を前提とした増床を行い、患者を次々と入所させていった。このような患者の徹底した収容やこれに伴う患者の自宅の消毒、「ライ患者用」などと明記された列車を仕立てての患者の輸送等は、ハンセン病が強烈な感染力を持つ恐ろしい病気であり患者は隔離されなければならないとの偏見を更に作出・助長した。

新法の存在は、ハンセン病に対する差別・偏見の作出・助長・維持に大きな役割を果たした。このような法律が存在する以上、人々が、ハンセン病を強烈な伝染病であると誤解し、ハンセン病患者と接触を持ちたくないと考えるのは、無理からぬところであり、法律が存続し続けたことの意味は重大である。瀬戸内海の孤島等のへき地に置かれた療養所の存在も、新法の存在とあいまって、人々にハンセン病が恐ろしい特別な伝染病であること強く印象付け、差別・偏見の作出・助長・維持に大きな役割を果たした。

厚生省が、隔離の必要性がなくなった昭和三五年以降においても、隔離政策を掲げ続け、これを療養所の予算獲得にも利用したことは、ハンセン病患者及び元患者に対する根強い差別・偏見を助長し、維持することにもつなげた。ハンセン病の後遺症は、単に機能障害をもたらし得るだけでなく、ハンセン病患者として差別・偏見

を受ける契機となることが多い。特に、退所者は、目に見える後遺症があれば、入所歴があることを完全に隠し通すことは困難であり、激しい差別・偏見にさらされることにつながる。又、在園者にとっては、これがただでさえ困難な社会復帰の大きな障害となってきた。

園名は、常に療養所から強制的に付けられたものとまではいえないが、このような園名を多くの者が使わざるを得ないこと自体、ハンセン病患者及びその家族に対する極めて強い差別・偏見の存在をうかがわせる（同二五四―二六四頁）。

#### （6）被害の概観

##### 原告らによる整理

原告らは、ハンセン病強制隔離政策によって受けた被害を、次のように整理した。第一は「ステイグマによる被害」である。原告らは「烙印」を押され、排除され、隔離された。この差別・偏見の深さ、甚大さこそ、ハンセン病患者との「烙印」を押された者の傷の深さ、甚大さである。苛酷なステイグマは、原告らを家族から切り離した。原告らは、今なお、入所の際に断ち切られた故郷との絆、家族との絆を再び結ぶことができない。時の経過とともに被害は累積し、状況は悪化していく。自分が死にさえすればもう迷惑を掛けない、そういう存在だという、苛酷なまでのステイグマは、繰り返し原告らを苦しめ続け、その傷を深くしている。

第二は「隔離収容によって受けた被害」である。原告らは、家庭内・社会内生活基盤から切り離されて生活することを余儀なくされた。他者との自由な人格的交流を阻まれ、結婚や子孫を残す環境を奪われ、適切な治療の機会を奪われた。就学していた者は、学業を断念せざるを得なくなる。仕事を持っていた多くの原告らが職を辞

せざるを得ない状況に追い込まれ、現実の収容により職を失っていた。原告らは、人間としての尊厳性を踏みにじられ、人格全体に立ち直ることのできない精神的打撃を受け、心身を大きく触まれた。自分は社会では無用の存在であるという強烈な人格否定の意識を植え付けられた。患者本人だけでなく、家族・親族も多大な被害を受けた。

収容に際してのあらゆる所持品の取り上げ、全裸検査、囚人服のような棒縞の服の着用、所持金に代わる園内通用券の交付、職員の横柄な態度、園名による屈辱、死体解剖承諾書への署名押捺、患者地帯と職員地帯の区別、過剰な予防着、消毒、療養所の閉塞性・自己完結性をあらわにしている火葬場・納骨堂等による心理的ショックも大きかった。患者は自己の容量を超えた怒りや悲しみにさらされた。終生隔離に伴う療養所からの厳しい外出制限、退所規定の欠如等に加えて、療養所の劣悪な住環境、極めて貧しい医療体制、極端に足りない職員、収容した患者によって賄われることを前提とした運営も、原告らに甚大な被害をもたらした。無断外出により、監禁されたり謹慎を命じられたり、何らかの不利益を受けた原告も多い。人の労働に対する侵害も看過し得ない。すべて収容者は、病状いかに関わらず、奴隷的拘束ないし意に反する苦役ともいべき作業が義務付けられた。強制された患者作業の種類は、医療を始め生活全般にわたり、重労働や火葬作業も含まれ、実に収容者の九割以上が患者作業に従事させられた。にもかかわらず、作業の対価は極めて低額であった。患者作業は、収容者たちの障害を重くし、社会復帰の大きな妨げとなった。各療養所における医師・看護婦を始めとする医療スタッフの絶対的不足も顕著であった。そのため療養所は到底まともな医療施設とはいえなかった。本来医療福祉スタッフがなすべき仕事は、在園者の患者作業によって賄われていた。療養所においては、ハンセン病本体の治療からして貧しかった。

人間の性と愛に対する侵害も特筆される。絶滅政策をハンセン病患者の子孫にまで及ぼそうとしたのが、療養所内において子どもを生むことを禁止する優生政策、断種・墮胎の強制であった。断種は、収容者に犬畜生と同じに扱われたという非常に大きな屈辱感を与えた。女性にとつて人生における大いなる喜びであるはずの妊娠が、療養所では恥であり、屈辱であり、恐怖であった。療養所における優生政策が入所者にもたらした喪失感は何年を重ねるごとに深まっていった。

第三は「退所者の被害」である。退所は、隔離施設からの離脱にすぎず、差別・偏見・迫害に直接的にさらされることを意味し、居住や就業の確保すらおぼつかない状況に置かれるだけでなく、国等による社会復帰支援等の不備・不在のために何らの独自の経済的な保障も受けられず、ハンセン病についてのフォロワーすら社会内で受けられないということになる。自らが療養所に在園していたことを家族にすら秘匿し続けながら、強いられるこのような生活は、いかなる意味においても社会復帰ではありえず、正に絶対隔離絶滅政策による被害を新たに受け続けることを意味した。

原告らは、被害をこのように整理した上で、この被害を次のように特徴づけた。特徴の第一は、被害の共通性で、「均一に社会から切り離され、収容所へと隔離され、苛酷な療養所での生活を強いられて今に至っており、その人格、人間としての尊厳を徹底的に破壊されたという点において、被害を共通している、その深刻さ甚大さにおいて異なるところはない」という点である。第二は、「新法の存在が、原告らを繰り返し攻撃し、累積的な被害を生み出してきた」という点である。第三は、「法が存続する限りにおいて、社会的な差別・偏見もそのまま存続し、かつて患者とされた者は少なくとも法廃止の時まで均質な被害を受けてきた」という点である。第四は、新法が廃止されても、原告らの被害は終わらないという点である。収容隔離によって完全に絶たれた社会と

の絆、重い後遺症、いつのまにか重ねてしまった齡、戻るべき家族の不在、根強く残る社会の差別・偏見のいずれもが、彼らの社会復帰を阻害している（同五二一七八頁）。

#### 共通被害の認定

原告らは、本件の共通損害を、社会の中で平穩に生活する権利と表現しているが、その中身として、個々に挙げているところは、極めて多岐にわたっている。このうち、財産的損害、特に逸失利益については、慰謝料算定の根拠を著しくあいまいにするものである上、本件において、これに一定の共通性を見いだすことは困難であるから、これを許容することはできず、また、身体的損害（断種、墮胎、治療機会の喪失、患者作業による後遺症の発生等）についても、個々の原告による差異が著しく、これを共通損害として、本件の賠償の対象とすることはできない。原告らが社会の中で平穩に生活する権利の中の主要なものとして取り上げる隔離による被害については、・時期を特定すれば、一定の共通性を見いだすことが可能であり、各療養所における取扱いの違い等、個々の原告間の被害の程度の差異については、より被害の小さいケースを念頭に置いて控え目に損害額を算定する限り、被告に不利益を及ぼすものではない。・ハンセン病に対する誤った社会認識（偏見）により、原告らが社会の人々から様々な差別的扱いを受けたことそのものを賠償の対象とすべきものではなく、そのような地位に置かれてきたことによる精神的損害を被害としてとられるべきであり、これにも、一定の共通性を見いだすことができる（同三〇七一三〇九頁）。

## (7) 国の責任

## 厚生省の責任

厚生省が・・隔離政策の抜本的な変換やそのために必要となる相当な措置を採ることなく、入所者の入所状態を漫然と放置し、新法六条、一五条の下で隔離を継続させたこと、また、ハンセン病が恐ろしい伝染病でありハンセン病患者は隔離されるべき危険な存在であるとの認識を放置したことにつき、法的責任を負うものというべきであり、厚生大臣の公権力の行使たる職務行為に国家賠償法上の違法性があると認めるのが相当である。そして、厚生大臣は、昭和三五年当時、・・隔離の必要性を判断するのに必要な医学的知見・情報を十分に得ていたか、あるいは得ることが容易であったと認められ、また、ハンセン病患者又は元患者に対する差別・偏見の状況についても、容易に把握可能であったといふべきであるから、厚生大臣に過失があることが優に認められることである(同二七四—二七五頁)。

## 国会議員の立法上の不作為

昭和三三年に東京で開催された第七回国際らい会議では「政府がいまだに強制的な隔離政策を採用しているところは、その政策を全面的に廃棄するように勧告する」等と決議されていること、さらに、昭和三八年の第八回国際らい会議では、「この病気に直接向けられた特別な法律は破棄されるべきである。一方、法外な法律がいまだ廃されていない所では、現行の法律の適用は現在の知識の線に沿ってなされなければならない。」とされたこと、同年ころの新法改正運動の際には、全患協が、国会議員や厚生省に対し、改正要請書を提出したり新法改正を求める陳情を行うなどの活動を盛んに行っており、・・国会議員としても、このころに新法の隔離規定の適否

を判断することは十分に可能であったこと、昭和三九年三月に厚生省公衆衛生局結核予防課がまとめた「らいの現状に対する考え方」・・からしても、新法の隔離規定に合理性がないことが明らかであること、その他、新法の隔離規定が存続することによる人権被害の重大性とこれに対する司法的救済の必要性にかんがみれば、他にはおよそ想定し難いような極めて特殊で例外的な場合として、遅くとも昭和四〇年以降に新法の隔離規定を改廃しなかつた国会議員の立法上の不作為につき、国家賠償法上の違法性を認めるのが相当である。そして、新法の隔離規定の違憲性を判断する前提として認定した事実関係については、国会議員が調査すれば容易に知ることができたものであり、国会議員には過失が認められるというべきである（同二八六―二八七頁）。

## 十 終りに

賛成派の主張と右に詳しくみた熊本地裁判決とを比較すると、大きな乖離が存することは一目瞭然である。ここに龍田寮問題の最大の不幸があつた。賛成派の標榜した「人道主義」も「科学主義」も真のそれではなかつた。「らい予防法」と強制隔離政策に、そして、「癩医学」に侵されていた。国民の代表が国会で可決成立せしめた法律といえども悪法の場合もあり得る。その場合は、違憲立法審査権を使って悪法を廃止しなければならない。このような日本国憲法の考え方についても理解は十分ではなかつた。悪法批判という視点は見受けられなかつた。熊本地裁判決は「量の民主主義」に警鐘を鳴らし、「らい予防法」と強制隔離政策は多数者の利益のために少数者の利益を犠牲にするという多数決主義の弊害を示した典型例だと批判したが、賛成派が「量の民主主義」に抗して「質の民主主義」を擁護し得たかという否といわざるを得ない。「質の民主主義」を擁護するためには、真の人道主義と科学主義、そして人権意識を十分に身につける必要があつたからである。

加えて、傍観者の存在も大きかった。中央と地方の、そして官と民からなる巨大な、この傍観者の群は、通学反対派の無法行為とこれによる市教委の憲法、教育基本法からの、更には「らい予防法」からさえも逸脱を抑止するどころか、黙認し、勢いづかせた。差別や偏見を目前にして沈黙するのは、それを助長することではなかった。しかし、傍観者も第三者ではなく加害者だということに人々が気づくことはなかった。日本国憲法および教育基本法が保障する子どもへの教育を受ける権利が無知と偏見のために踏みにじられ、保護者らの度重なる訴えにもかかわらず、この人権蹂躪を行政もマスメディアも市民も傍観した。

二〇〇三年一月に発生したハンセン病療養所入所者宿泊拒否事件によって浮き彫りにされたのは、龍田寮問題から約五〇年が経った二一世紀に入っても、「無らい県」運動の影響が人々の間で根強く残っている日本の現状だった。今なお、「無らい県」運動を検証し続ける必要がある所以である。真の人道主義と科学主義、そして人権意識を十分に身につけたとはいえない我々にとって、龍田寮問題はいまだ未解決の問題だといわざるをえない。

二〇一一年九月二三日、熊本市内で法務省・厚生労働省・全国人権擁護委員連合会等の主催により「ハンセン病に関する親と子のシンポジウム」が開催された。パネリストの一人として出席した菊池恵楓園入所者自治会会長は、最後の発言において、同じくパネリストとして参加した熊本県内の中学校に通う中学生三名に対し、次のように要望した。

「ハンセン病差別には加害者、被害者、傍観者という構図が存在する。傍観者をなくすためには何が大事か、これからも考え続け、答えを行動に移して行ってほしい。」

この自治会長の遺言ともいうべき要望は、二一世紀に入っても、私たちがいまだその答えを見出し得ていない



ことの裏返しである。このことは、「無らい県」運動が再発した場合、抑止力が働かないために、人権侵害が長期化し、深刻化することを意味する。その意味で、それは一人、中学生の課題であるにとどまらず、すべての国民、市民にとって共通の、そして喫緊の課題であるといえよう。